

18. 土木工事安全施工技術指針

| | |
|------------|-------------|
| 昭和43年4月17日 | 建設省技調発第 37号 |
| 昭和50年6月10日 | 建設省技調発第127号 |
| 昭和57年3月16日 | 建設省技調発第 94号 |
| 平成 5年3月31日 | 建設省技調発第 79号 |
| 平成10年3月19日 | 建設省技調発第 77号 |
| 平成13年3月30日 | 国近整技管第76号改正 |

土木工事安全施工技術指針

目 次

| | |
|--------------------|---------|
| 第1章 総 則 | |
| 第1節 総則 | 18 - 4 |
| 第2節 事前調査 | 18 - 4 |
| 第3節 施工計画 | 18 - 4 |
| 第4節 工事現場管理 | 18 - 5 |
| 第2章 安全措置一般 | |
| 第1節 作業環境への配慮 | 18 - 6 |
| 第2節 工事現場周辺の危害防止 | 18 - 6 |
| 第3節 立入禁止の措置 | 18 - 7 |
| 第4節 監視員、誘導員等の配置 | 18 - 7 |
| 第5節 墜落防止の措置 | 18 - 8 |
| 第6節 飛来落下の防止措置 | 18 - 9 |
| 第7節 異常気象時の対策 | 18 - 10 |
| 第8節 火災予防 | 18 - 12 |
| 第9節 工事現場のイメージアップ | 18 - 12 |
| 第10節 現場管理 | 18 - 13 |
| 第3章 地下埋設物一般 | |
| 第1節 工事内容の把握 | 18 - 15 |
| 第2節 事前確認 | 18 - 15 |
| 第3節 施工計画 | 18 - 15 |
| 第4節 現場管理 | 18 - 16 |
| 第4章 機械・装置・設備一般 | |
| 第1節 建設機械作業の一般的留意事項 | 18 - 17 |
| 第2節 建設機械の運用 | 18 - 17 |
| 第3節 建設機械の搬送 | 18 - 19 |
| 第4節 据付型・据置型機械装置 | 18 - 20 |
| 第5節 移動式クレーン作業 | 18 - 20 |
| 第6節 賃貸機械等の使用 | 18 - 22 |
| 第5章 仮設工事 | |
| 第1節 一般事項 | 18 - 24 |
| 第2節 土留・支保工 | 18 - 25 |
| 第3節 仮締切工 | 18 - 26 |
| 第4節 足場等 | 18 - 27 |
| 第5節 通路・昇降設備・棧橋等 | 18 - 28 |
| 第6節 作業床・作業構台 | 18 - 28 |
| 第7節 仮設定置機械設備 | 18 - 29 |
| 第8節 仮設電気設備 | 18 - 30 |
| 第9節 溶接作業 | 18 - 31 |

| | |
|---------------------------|---------|
| 第6章 運搬工 | |
| 第1節 一般事項 | 18 - 32 |
| 第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラー等 | 18 - 32 |
| 第3節 不整地運搬車 | 18 - 33 |
| 第4節 コンベヤ | 18 - 34 |
| 第5節 機関車・運搬車 | 18 - 34 |
| 第6節 索道及びケーブルクレーン | 18 - 35 |
| 第7節 インクライン | 18 - 36 |
| 第7章 土工工事 | |
| 第1節 一般事項 | 18 - 38 |
| 第2節 人力掘削 | 18 - 39 |
| 第3節 機械掘削 | 18 - 40 |
| 第4節 盛土工及びのり面工 | 18 - 41 |
| 第5節 発破掘削 | 18 - 41 |
| 第8章 基礎工事 | |
| 第1節 一般事項 | 18 - 44 |
| 第2節 既成杭基礎工 | 18 - 45 |
| 第3節 機械掘削基礎工 | 18 - 46 |
| 第4節 オープンケーソン基礎工事、深礎工法、その他 | 18 - 46 |
| 第9章 コンクリート工事 | |
| 第1節 一般事項 | 18 - 48 |
| 第2節 鉄筋工 | 18 - 48 |
| 第3節 型枠工 | 18 - 48 |
| 第4節 コンクリート工 | 18 - 49 |
| 第10章 圧気工事 | |
| 第1節 一般事項 | 18 - 51 |
| 第2節 圧気作業 | 18 - 51 |
| 第3節 仮設備 | 18 - 52 |
| 第4節 施工中の調査及び管理 | 18 - 54 |
| 第5節 ニューマチックケーソン基礎工事 | 18 - 54 |
| 第11章 鉄道付近の工事 | |
| 第1節 事前協議及び事前調査 | 18 - 56 |
| 第2節 近接作業 | 18 - 56 |
| 第3節 各種作業 | 18 - 58 |
| 第12章 土石流の到達するおそれのある現場での工事 | |
| 第1節 一般事項 | 18 - 60 |
| 第13章 道路工事 | |
| 第1節 一般事項 | 18 - 62 |
| 第2節 交通安全施設 | 18 - 62 |
| 第3節 道路舗装 | 18 - 63 |
| 第4節 維持修繕工事 | 18 - 63 |

| | | |
|-----------------|--------------------|---------|
| 第5節 | 道路除雪 | 18 - 65 |
| 第14章 橋梁工事（架設工事） | | |
| 第1節 | 一般事項 | 18 - 66 |
| 第2節 | 鋼橋架設設備 | 18 - 66 |
| 第3節 | 鋼橋架設作業 | 18 - 67 |
| 第4節 | P C橋架設設備 | 18 - 69 |
| 第5節 | P C橋架設作業 | 18 - 70 |
| 第15章 山岳トンネル工事 | | |
| 第1節 | 一般事項 | 18 - 72 |
| 第2節 | 仮設備 | 18 - 73 |
| 第3節 | 作業環境保全 | 18 - 74 |
| 第4節 | 粉じん対策 | 18 - 75 |
| 第5節 | 爆発・火災防止 | 18 - 78 |
| 第6節 | 避難・救護措置 | 18 - 78 |
| 第7節 | 可燃性ガス対策 | 18 - 79 |
| 第8節 | 掘削工 | 18 - 81 |
| 第9節 | 運搬工 | 18 - 81 |
| 第10節 | 支保工 | 18 - 82 |
| 第11節 | 覆工 | 18 - 83 |
| 第16章 シールド・推進工事 | | |
| 第1節 | 一般事項 | 18 - 84 |
| 第2節 | 仮設備 | 18 - 85 |
| 第3節 | 立坑工事 | 18 - 85 |
| 第4節 | シールド工事 | 18 - 86 |
| 第5節 | 推進工事 | 18 - 86 |
| 第17章 河川及び海岸工事 | | |
| 第1節 | 一般事項 | 18 - 88 |
| 第2節 | 水辺及び水上作業 | 18 - 89 |
| 第3節 | 潜水作業 | 18 - 89 |
| 第4節 | 作業船及び台船作業 | 18 - 90 |
| 第18章 ダム工事 | | |
| 第1節 | 一般事項 | 18 - 94 |
| 第2節 | 基礎掘削工 | 18 - 95 |
| 第3節 | 基礎処理工 | 18 - 96 |
| 第4節 | 堤体コンクリート工事 | 18 - 96 |
| 第5節 | ダム材料盛立工事（フィルタイプダム） | 18 - 98 |
| 第19章 構築物の取り壊し工事 | | |
| 第1節 | 一般事項 | 18 - 99 |
| 第2節 | 取り壊し工 | 18 - 99 |

第1章 総 則

第1節 総 則

1. 目 的

本指針は、土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の安全施工の技術指針を示したものである。

2. 適用範囲

本指針は、大阪府都市整備部で行う一般的な土木工事の安全施工に適用する。

3. 関連法令等の遵守

土木工事の施工にあたっては、本指針のほか工事に関する関係法令等を遵守のうえ安全に行わなければならない。

第2節 事前調査

1. 工事内容、施工条件等の把握

施工計画を作成するにあたっては、あらかじめ設計図書に明示された事項に対する事前調査を行い、安全確保のための施工条件等を把握しておくこと。

2. 事前調査

施工計画の作成に際しては、地形、地質、気象、海象等の自然特性、工事用地、支障物件、交通、周辺環境、施設管理等の立地条件について適切な調査を実施すること。

第3節 施工計画

1. 施工計画の作成

(1) 施工計画は、施工条件等を十分に把握したうえで、工程、資機材、労務等の一般的な事項のほか、工事の難易度を評価する項目（工事数量、地形地質、構造規模、適用工法、工期、工程、材料、用地等）を考慮し、工事の安全施工が確保されるように総合的な視点で作成すること。

また、施工計画は、設計図書及び事前調査結果に基づいて検討し、施工方法、工程、安全対策、環境対策等必要な事項について立案すること。

(2) 関係機関等との協議・調整が必要となるような工事では、その協議・調整内容をよく把握し、特に工事の安全確保に留意すること。この場合、当該事項に係わる内容は、一般的に工程計画の立案に際して制約条件となるので、よく把握すること。

特に都市内工事にあつては、第三者災害防止上の安全確保に十分留意すること。

(3) 現場における組織編成及び業務分担、指揮命令系統が明確なものであること、また、災害等非常時の連絡系統も明記しておくこと。

(4) 作業員は、必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。やむを得ず不足が生じるときは、施工計画、工程、施工体制、施工機械等について、対応策を検討すること。

(5) 使用機械設備の計画・選定にあたっては、施工条件、機械の能力及び適応性、現場状況、安全面、環境面等総合的な視点で検討すること。

(6) 工事による作業場所及びその周辺への振動、騒音、水質汚濁、粉じん等を考慮した環境対策を講じること。

(7) 工程は、準備作業から工事終了まで全工期にわたって安全作業を十分考慮するとともに、気象・海象条件等を十分考慮して作成すること。

2. 施工計画の変更等

施工時においては、当初の施工計画に従って忠実に実施すること。ただし、事前検討の条件と実際の施工条件との相違又は、新たに生じた状況等により当初の施工計画書に記載した内容に変更が生じるときは、全体状況を十分勘案してすみやかに計画書を変更すること。

第4節 工事現場管理

1. 安全施工体制

工事の施工にあたっては、工事関係者が一体となって安全施工の確保を図るために、現場の安全施工体制及び隣接地工事を含む工事関係機関との連絡体制を確立しておくこと。

2. 工事内容の周知・徹底

当該工事の内容、設計条件、施工条件、工法を工事関係者へ周知・徹底させること。

3. 作業員の適正配置

施工時においては、確保できる作業員数を考慮した施工計画とするとともに、未熟練者、高齢者に対しては、作業内容、作業場所等を考慮し、適切な配置を行うこと。

また、作業員の配置については、作業員の業務経験、能力等の個人差も十分考慮すること。

4. 現場条件に応じた措置

施工中現場の施工条件と施工計画とが一致しない状況になった場合は、すみやかにその原因を調査分析し、変更となった条件を考慮して対策をたて直し、適切な施工管理に努めること。

5. 緊急通報体制の確立

- (1) 関係機関及び隣接地工事の関係者とは平素から緊密な連携を保ち、緊急時における通報方法の相互確認等の体制を明確にしておくこと。
- (2) 通報責任者を指定しておくこと。
- (3) 緊急連絡表を作成し、関係連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事務所、詰所等の見やすい場所に標示しておくこと。

6. 臨機の措置

施工中災害の発生が予想される場合には、直ちに作業を中止するとともに、作業員を退避させ、必要な情報連絡を行い、安全対策を講じる等状況に即した適切な措置を行うこと。

7. 安全管理活動

日々の建設作業において、各種の事故を未然に防止するために次に示す方法等により、安全管理活動を推進すること。

- ① 事前打合せ、着手前打合せ、安全工程打合せ
- ② 安全朝礼（全体的指示伝達事項等）
- ③ 安全ミーティング（個別作業の具体的指示、調整）
- ④ 安全点検
- ⑤ 安全・訓練等の実施

8. 工事関係者における連携の強化

- (1) 設計、施工計画、施工の連携の強化を図ること。
- (2) 各種作業において設定した設計条件あるいは施工計画における条件と変化する現場の条件を常に対比し、不都合がある場合は、適宜相互確認のうえ、対処すること。

安衛法

10～19の2

安衛則

642の3

第2章 安全措置一般

第1節 作業環境への配慮

1. 換気の悪い場所等での必要な措置

- (1) 自然換気が不十分なところで内燃機関を使用するときは、十分な換気の措置を講じること。
- (2) 粉じん飛散を防止する措置を講じること。特に、著しく粉じんを発生する場所では、保護具等を使用すること。

2. 強烈な騒音を発生する場所等での必要な措置

- (1) 強烈な騒音を発生する場所であることを、明示するとともに作業員へ周知させること。
- (2) 強烈な騒音を発生する場所では、耳栓等の保護具を使用すること。

3. 狭い作業空間での機械施工に際しての安全確保

- (1) 施工計画の立案に際しては、作業空間と機械動作範囲・作業能力等を把握し、機械選定等に十分配慮すること。
- (2) 空間的に逃げ場が無いような場所での機械と人力との共同作業では、運転者、作業員及び作業主任者又は作業指揮者との間で作業方法、作業手順等の作業計画を事前によく検討し、安全確保の対策をたてること。

4. 作業環境項目の測定

以下の作業場所では、必要とされる各環境項目の測定を行うこと。

- ① 土石、岩石等の粉じんを著しく発散するような坑内、屋内の作業場等での粉じん測定
- ② 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量、気温、炭酸ガスの測定等
- ③ 酸素欠乏等の危険のある場所における作業場での酸素、硫化水素の濃度測定等

安衛法 583 の 2

安衛法 65

粉じん則 26

安衛則 592

酸欠則 3

第2節 工事現場周辺危害防止

1. 工事区域の立入防止施設

- (1) 工事現場の周囲は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等防護工を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。
- (2) 立入防止施設は、子供等第三者が容易に侵入できないような構造とすること。
- (3) 立入防止施設に併設した工事看板、照明器具等は保守管理を行うこと。
- (4) 立入防止施設に設けた出入口は、施錠できるようにすること。
- (5) 道路に近接して掘削等により開口している箇所がある場合には、蓋をするか防護柵を設置して転落防止措置を講じること。

2. 現道占用の管理

- (1) 工事のため現道を使用する場合には、立入防止施設を含め占用許可条件に適合した設備とし、常に保守管理を行うこと。
- (2) 看板、標識類は所定の場所に通行の妨げとならないよう設置し、常に点検整備を行うこと。
- (3) 夜間照明、保安灯、誘導灯等は、電球切れ等の点検を行い常に保守管理を行うこと。

3. 看板・標識の整備

- (1) 現道上に設置する工事看板、迂回路案内板等各種標識類は、所定の場所に交通の

支障とならないよう設置し、振動や風等で倒れないよう固定措置を講じること。

- (2) 案内標識、協力要請看板等は、運転者及び歩行者の見やすい場所に設置すること。
- (3) 標示板、標識等看板類は、標示内容が夜間においても明瞭に見えるよう必要な措置を講じること。
- (4) 看板標識等は、保守管理を行うこと。

4. 工事現場出入口付近での交通事故防止

- (1) 現道に面して歩道を切り下げ又は覆工して出入口を設けた場合には、段差、すき間、滑りのない構造として常に保守管理を行うこと。
- (2) 工事車両の出入口には、工事車両の出入りを歩行者等に知らせるためブザー又は黄色回転灯を設置すること。
- (3) 出入口では、歩行者及び一般交通を優先し、工事車両の出入りに伴う交通事故防止に努めること。
- (4) 出入口には、必要に応じて交通整理員を配置すること。

5. 地域住民との融和

- (1) 工事着手前に地区自治会等を通じ、周辺住民等に工事概要を周知し協力要請に努めること。
- (2) 工事場所がスクールゾーン内にある場合には、登下校時の工事車両の通行に関する留意事項を工事関係者に周知すること。
- (3) 地元住民が容易に理解できるよう工事の進捗状況を必要に応じて回覧するか看板を作成して掲示する等して、工事に対する理解を求めること。
- (4) 工事中に周辺住民等から苦情又は意見等があったときは、丁寧に対応し、必要な措置を講じること。

6. 現場外での交通安全管理

工事現場外においても、作業員の運転する自動車等の交通安全に対し、十分に注意をうながし事故等の防止に配慮すること。

第3節 立入禁止の措置

1. 関係者以外の立入禁止

以下のような場所では、関係者以外の立入を禁止し、具体的な危険の内容と合わせて見やすい箇所にその旨を標示すること。

- ① 関係者が十分に注意を払いながら、危険な作業を行っている場所
- ② 関係者以外の者が立入ると、作業をしている者に危険が生じるおそれのある場所
- ③ 有害な作業箇所、人が保護具等の装備をしないで立入ると、健康等に支障があるような場所

第4節 監視員、誘導員等の配置

1. 監視員、誘導員等の配置

- (1) 建設工事においては、現場の状況、作業の方法に応じて、適宜監視員、誘導員等を配置すること。
- (2) 監視員、誘導員には、現場状況、危険防止等について十分周知を図ること。

安衛則 585

| | |
|---|----------------|
| 2. 合図、信号等の統一 | 安衛則 104, 159 |
| (1) 複数の下請けを伴う現場では、作業員と監視員・誘導員等との間で、下記事項についてすみやかに有効な情報伝達ができるよう、合図、信号等を統一すること。 | 151 の 8 |
| ① クレーン等の運転についての合図の統一 | クレーン則 25, 71 |
| ② 警報等の統一 | クレーン則 639 |
| ③ 避難等の訓練の実施方法等の統一 | 安衛則 642 |
| ④ その他必要な事項 | 安衛則 642 の 2 |
| (2) 伝達方法は、複数の移動式受話器やトランシーバー等の相互に確認できる装置を利用する等、現場条件に適した方法をとること。 | 安衛則 639 |
| 3. 合図、信号の周知 | |
| (1) 新規に入場した作業員、監視員、誘導員等に対しては、当該作業に適合した合図・信号について教育すること。 | |
| (2) 毎日当該作業開始前に、定められた合図・信号についての再確認をすること。 | |
| (3) 各種標準合図信号の看板を作成し、現場内に掲示するとともに縮小版を当該機械に掲示する等により周知を図ること。 | |
| 第5節 墜落防止の措置 | |
| 1. 足場通路等からの墜落防止措置 | 安衛法 21 |
| (1) 高さが2m以上の箇所で行う場合は、足場を組立てる等の方法により安全な作業床を設け、手すりには必要に応じて中さん、幅木を取付けること。 | 安衛則 519 |
| (2) 作業床、囲い等の設置が著しく困難なとき、又は作業の必要上から臨時に囲い等を取りはずすときは、防護網を張り、作業員に安全帯を使用させる等の措置を講じること。 | 安衛則 519 |
| (3) 足場及び鉄骨の組立、解体時には、安全帯が容易に使用出来るよう親綱等の設備を設けること。 | 安衛則 519 521 |
| (4) 足場等の作業床は、常に点検し保守管理に努めること。この際に、工事の進捗、現場条件等により変化していく工事現場においては、日々、該当する場所、作業の種類等に応じて適切な方法を取り、安全確保を図ること。 | |
| (5) 通路の主要な箇所には、安全通路であることを示す表示をすること。 | 安衛則 540 |
| (6) 坑内あるいは夜間作業を行う場合には、通路に正常の通行を妨げない範囲内で必要な採光又は照明設備を設けること。 | 安衛則 541 |
| (7) 通路面は、つまずき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態に保持すること。 | 安衛則 542 |
| 2. 作業床端、開口部からの墜落防止措置 | |
| (1) 作業床の端、開口部等には、必要な強度の囲い、手すり、覆い等を設置すること。 | 安衛則 563 |
| (2) 囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、安全確保のため防護網を張り、安全帯を使用させる等の措置を講じること。 | 安衛則 563 |
| (3) 床上の開口部の覆い上には、原則として材料等を置かないこととし、その旨を表示すること。 | |
| (4) 柵、覆い等をやむを得ず取りはずして作業をする場合には、当該場所への関係作業員以外の立入りを禁止する標識を設置し、監視員を配置すること。また、取りはずした囲い等は、作業終了後直ちに復旧すること。 | 安衛則 530 |
| 3. 掘削作業における墜落防止措置 | |
| (1) 墜落のおそれのある人力のり面整形作業等では、親綱を設置し、安全帯を使用さ | 安衛則 518, 519 |

| | |
|---|---|
| <p>せること。その際、親綱の上方のり面との接触による土砂等の崩壊等が生じないように配慮すること。</p> <p>(2) 斜面を昇降する必要がある場合には、安全な昇降設備を設けること。施工上当該措置が講じ難いときは、親綱を設置し安全帯を使用させること。この場合、親綱の固定部は、ゆるみ等が生じないように十分安全性について確認すること。</p> <p>(3) のり肩を通路とする際には、転落防止柵等を設けること。</p> <p>(4) 土留・支保工内の掘削には、適宜通路を設けることとし、切梁、腹起し等の土留・支保工部材上の通行を禁止すること。</p> | |
| <p>4. 作業員に対する措置</p> <p>(1) 新規に入場した作業員に対しては、当該現場の墜落危険箇所及び墜落のおそれのある作業について、事前に安全教育を実施すること。</p> <p>(2) 墜落防護工の無断取りはずしの禁止について教育し、監督指導すること。</p> <p>(3) 安全帯等保護具の保管管理について指導すること。</p> <p>(4) 高所作業に従事する作業員については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。</p> <p>(5) 高所の作業においては未熟練者、高齢者の配置は避けること。</p> | <p>安衛則 60 の 2 642 の 3</p> <p>安衛法 62</p> <p>安衛法 62</p> |
| <p>第6節 飛来落下の防止措置</p> | |
| <p>1. ネット・シートによる防護</p> <p>(1) 構造物の出入口と外部足場が交差する場所の出入口上部には、飛来落下の防止措置を講じること。また、安全な通路を指定すること。</p> <p>(2) 作業の都合上、ネット、シート等を取りはずしたときは、当該作業終了後すみやかに復元すること。</p> <p>(3) ネットは目的に合わせた網目のものを使用すること。</p> <p>(4) ネットに網目の乱れ、破損があるものは使用しないこと。また、破損のあるものは補修して使用すること。</p> <p>(5) シートは強風時（特に台風時）には足場に与える影響に留意し、巻き上げる等の措置を講じること。</p> | <p>安衛則 537, 538 安衛則 537, 540</p> |
| <p>2. 飛来落下防護</p> <p>現道又は民家等に近接している場所での工事では、飛来落下防止対策を講じること。</p> | |
| <p>3. 投下設備の設置</p> <p>(1) 高さ3m以上の高所からの物体の投下を行わないこと。</p> <p>(2) やむを得ず高さ3m以上の高所から物体を投下する場合には、投下設備を設け、立入禁止区域を設定して監視員を配置して行うこと。</p> <p>(3) 投下設備はゴミ投下用シュート又は木製によるダクトシュート等のように周囲に投下物が飛散しない構造とすること。</p> <p>(4) 投下設備先端と地上との間隔は投下物が飛散しないように、投下設備の長さ、勾配を考慮した設備とすること。</p> | <p>安衛則 536 安衛則 536</p> |
| <p>4. 高所作業・掘削箇所周辺材料等の集積</p> <p>(1) 足場、鉄骨等物体の落下しやすい高所には物を置かないこと。また、飛散物を仮置きする場合には緊結するか、箱、袋に収納すること。やむを得ず足場上に材料等を集積する場合には、集中荷重による足場のたわみ等の影響に留意すること。</p> <p>(2) 作業床端、開口部、のり肩等の1m以内には集積しないこと。作業床の開口部等では、幅木等により、落下を防止する措置を講じること。</p> | |

- (3) 杭、コンクリート管等曲面のある材料を集積する際には、ころがり防止のため歯止め等の措置を講じること。
- (4) ベニヤ板等風に飛ばされやすい材料については、ロープ等でしばる等の飛散防止の措置を講じること。

5. 上下作業時の連絡調整

- (1) 上下作業は極力避けること。やむを得ず上下作業を行うときは、事前に両者の作業責任者と場所、内容、時間等をよく調整し、安全確保を図ること。
- (2) 上下作業は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ、安全確保を図ること。
- (3) 防護措置が困難な場合には、監視員、合図者等を適宜配置すること。

第7節 異常気象時の対策

1. 緊急連絡体制の確立

1章4節に準ずること。

2. 気象情報の収集と対応

- (1) 事務所にテレビ、ラジオ等を常備し、常に気象情報の入手に努めること。
- (2) 事務所、現場詰所及び作業場所間の連絡伝達のための設備を必要に応じ設置すること。電話による場合は固定回線の他に、異常時の対応のために、複数の移動式受話器等で常に作業員が現場詰所や監視員と瞬時に連絡できるようにしておくこと。また、現場状況に応じて無線機、トランシーバー等で対応すること。
- (3) 現場における伝達は、現場条件に応じて、無線機、トランシーバー、拡声機、サイレン等を設け、緊急時に使用できるよう常に点検整備しておくこと。
- (4) 工事責任者は、非常時の連絡を行った場合は、確実に作業員へ伝達され周知徹底が図られたことを確認すること。

3. 作業の中止、警戒及び各種点検

- (1) 気象の状況に応じて作業を中止すること。
- (2) 天気予報等であらかじめ異常気象が予想される場合は、作業中止を含めて作業予定を検討しておくこと。
- (3) 洪水が予想される場合は、各種救命用具（救命浮器、救命胴衣、救命浮輪、ロープ）等を緊急の使用に際して即応できるよう準備をしておくこと。
- (4) 発火信号、照明灯及び自家発電機等は、作動点検を定期的実施すること。
- (5) 工事責任者は、必要に応じ2名以上を構成員とする警戒班を出動させて、巡回点検を実施すること。
- (6) 警戒員は、気象の急変及び非常事態に注意し、工事責任者との連絡を適宜行い、周辺の状況把握に努めること。
- (7) 危険箇所が発見された場合には、すみやかに危険箇所に立ち入らないよう防護措置を講じ、その旨標示すること。
- (8) 警報及び注意報が解除され、作業を再開する前には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検すること。

4. 大雨に対する措置（作業現場及び周辺の整備）

- (1) 作業現場及び周辺の状況を点検確認し、次のような防災上必要な箇所は対策を講ずるとともに、必要に応じて立入禁止の措置と標示を行うこと。
 - ① 土砂崩れ、がけ崩れ、地すべりが予想される箇所及び土石流の到達が予想される箇所

| | |
|---|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ② 物の流出、土砂の流出箇所 ③ 降雨により満水し、沈没又は転倒するおそれのあるもの ④ 河川の氾濫等により浸水のおそれのある箇所 <p>(2) 流出のおそれのある物件は、安全な場所へ移動する等流出防止の措置を講じること。</p> <p>(3) 大型機械等の設置してある場所への冠水流出、地盤のゆるみ、転倒のおそれ等がある場合は、早めに適切な場所への退避又は転倒防止措置を講じること。</p> <p>(4) 降雨により冠水流出のおそれがある仮設物等は、早めに撤去するか、水裏から仮設物内に水を呼び込み内外水位差による倒壊を防ぐか、補強するなどの措置を講じること。</p> <p>(5) 土石流、計画又は想定を上回る規模の異常出水に対する安全対策及び緊急体制を確立しておくこと。</p> | <p>安衛則 151 の 6 157</p> |
| <p>5. 強風に対する措置</p> <p>(1) 強風の際には、クレーン、杭打機等のような風圧を大きく受ける作業用大型機械の休止場所での転倒、逸走防止には十分注意すること。</p> <p>(2) 強風により高圧電線が大きく振れても触れないように電線類から十分な距離をとって退避させておくこと。</p> <p>(3) 河川・海岸工事での通路の作業床等は、強風による転倒及び波浪による流出事故のないよう十分補強しておくこと。</p> <p>(4) 予期しない強風が吹き始めた場合には、特に高所作業では、作業を一時中止すること。この際、物の飛散が予想されるときは、飛散防止措置を施すとともに、安全確保のため、監視員、警戒員を配置すること。</p> <p>(5) 強風下での警戒及び巡視は2名以上を構成員とする班で行うこと。</p> <p>(6) 作業再開時で足場上の作業を行うときは、作業開始までに点検し、異常が認められたときは直ちに補修すること。</p> | <p>クレーン則 31 の 2 74 の 3</p> |
| <p>6. 雪に対する措置</p> <p>(1) 道路、水路等には幅員を示すためのポール、赤旗の設置等の転落防止措置を講じること。</p> <p>(2) 道路、工所用栈橋、階段、スロープ、通路、作業足場等は、除雪するか又は滑動を防止するための措置を講じること。</p> <p>(3) 標識、掲示板等に付着した雪は払い落とし、見やすいものにしておくこと。</p> | <p>安衛則 567</p> |
| <p>7. 雷に対する措置</p> <p>(1) 警報器、ラジオ等により雷雲の発生や接近の情報を入手したときは、その状況に応じて拡声機、サイレン等により現場作業員に伝達すること。</p> <p>(2) 電気発破作業を行う現場では、特に、警戒体制を確立し、警報（作業中止、退避等）、連絡方法を定め、作業中止又は退避の場所等に関する措置を適切な所に看板等で示し、全員に徹底すること。</p> <p>(3) 電気発破作業においては、雷光と雷鳴の間隔が短いときは、作業を中止し安全な場所に退避させること。また、雷雲が直上を通過した後も、雷光と雷鳴の間隔が長くなるまで作業を再開しないこと。</p> | |
| <p>8. 地震及び津波に対する措置</p> <p>(1) 地震及び津波に対する警報が発せられた場合は、安全な場所へ作業員を退避させること。</p> <p>(2) 地震及び津波が発生した後に、工事を再開する場合は、あらかじめ建設物、仮設物、資機材、建設機械、電気設備及び地盤、斜面状況等を十分点検すること。</p> | <p>クレーン則 37</p> |

第8節 火災予防

1. 防火管理体制の確立

- (1) 工事現場には事務所、寄宿舎等の防火に関し、防火管理組織を編成すること。
- (2) 事務所、寄宿舎等に勤務者又は居住者が50人以上の場合には、資格を有する者の中から防火管理者を選任し消防署長に届出ること。
- (3) 事務所、寄宿舎の建物毎に火元責任者を指名し表示すること。

消防法 8

2. 防火設備

- (1) 消火栓、消火器、防火用水等は、建物延面積に合わせた消火能力を勘案した設備とすること。
- (2) 火気を取扱う場所には、用途に応じた消火器等消火設備を備えること。
消火器は有効期間を確認すること。

消防令 4

消防法 17

消防則 6, 7

建設業附属寄宿舎
規定 12

3. 危険物の管理

- (1) 危険物を指定数量以上貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱責任者を選任すること。
- (2) 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、設置許可手続きをすること。
- (3) 危険物の貯蔵所又は取扱所には、立入禁止の措置をし、かつ火気使用禁止の表示をすること。
- (4) 危険物取扱作業方法を定め、工事関係者への周知徹底を図ること。
- (5) 可燃性塗料等の危険物は、直射日光を避け、通風換気の良いところに置場（危険物倉庫）を指定して保管のうえ、施錠し「危険物置場」「塗料置場」「火気厳禁」等の表示をして、周辺での火気使用を禁止すること。
- (6) 指定された数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵及び取扱いを行わないこと。
- (7) 危険物の貯蔵所を設置する場合は、市町村長又は都道府県知事の許可及び所轄消防署への申請、検査を受けること。

消防法 13

消防法 4, 9, 11

安衛則 262, 263

危規令 7

4. アセチレンガス、溶接作業

- (1) ガスボンベは通風、換気、置き方に留意し、適切な場所に貯蔵すること。
- (2) ガス溶接、溶断に使用する器具類は作業前に点検し、不良箇所は補修又は取替えること。
- (3) ガスボンベは、使用前、使用中、使用済の区分を明確にしておくこと。
- (4) ガス溶接、溶断による火花等に対する防護措置は適切に行うこと。
- (5) ガス溶接、溶断作業は有資格者以外には行わせないこと。

5. 避難設備

- (1) 事務所、寄宿舎の要所に避難経路を表示すること。
- (2) 2階以上の建物で収容人員が30人以上の場合には、すべり台、すべり棒、避難はしご、避難ロープ等を設置すること。

建設業附属寄宿舎
規定 8

消防令 25

消防則 26, 27

第9節 工事現場のイメージアップ

1. 整然とした工事現場の維持

- (1) 作業場所、資材置場等の資機材は適宜整理し、残材、不用物は整理・処分し、必要資材の整頓に努めること。
- (2) 連絡車等は、整然とした駐車に努めること。また、建設機械の駐機についても整然とした配置に努めること。
- (3) 柵等は常に整備し、破損・乱れは放置せず、維持管理を図ること。

2. 土工事、基礎工事等のある工事現場

- (1) 工事現場の状況に応じて、工事用道路には粉じん防止のため碎石あるいは舗装を施すとともに、排水施設を設けること。また、工事用車両出入口には、必要に応じて、タイヤ洗浄設備等を設けて、土砂の散逸防止に努めること。また、上記の措置が困難な場合には、現場路面の清掃を適宜行い、土砂を散逸させないこと。
- (2) 人家密集地等、周辺の状況に応じて仮囲いを設け、土砂飛散防止の措置を講じること。
- (3) 現場状況に応じて防じん処理等の措置を講じること。

3. 住民等への周知

騒音、振動を伴う作業を行う現場では、地域住民等の理解を得るよう、作業時間を標示すること等により、事前に周知を図ること。

4. イメージアップ

現場事務所、作業員宿舎、休憩所及び作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、看板並びに現場周辺的美装化に努めること。

第10節 現場管理

1. 施工計画、指揮命令系統の周知

施工計画、指揮命令系統及び作業の順序、方法等をあらかじめ作業員に周知すること。

2. 作業主任者の選任

災害を防止するため管理を必要とする作業については、作業の区分に応じて免許を受けた者又は技能講習を修了した者を作業主任者として選任し、作業員の指揮を行わせること。

安衛法 14

3. 作業指揮者の選任

- (1) 車両系の機械を使用する作業では指揮者を定め、作業計画に基づき、その作業を指揮させること。
- (2) 作業指揮者は作業が作業手順どおり行われているか、また状況の変化により作業方法を変更しなければならないかを見極めるため、必要に応じ適切な措置を講じること。

安衛法 31の2

安衛則 151の4
194の6

4. 有資格者の選任

クレーンの運転・玉掛作業等有資格者を必要とする作業には、必ず有資格者をあてるとともに、技能の確認を行うこと。

安衛法 61
クレーン則 33, 221

5. 保護具等の着用と使用

作業に携わる者は、作業に適した服装を身につけ、保護具等を携帯し、必要時には必ず使用すること。

安衛則 366, 539

6. 水上作業時の救命具

- (1) 水上作業には必ず救命具をそろえておくこと。
- (2) 水中に転落するおそれのあるときは、救命具を使用すること。

7. 非常事態における応急処置

非常事態の発生時における連絡の方法、応急処置の方法等を作業員に周知すること。

8. 危険箇所の周知

架空工作物、特に高圧電線等は、その危険性について作業員に十分認識させておくこと。

9. 作業環境の整備

材料の置場は、作業に適した場所を選定し、通路・非常口・分電盤・操作盤の前面等は避けること。

第3章 地下埋設物一般

第1節 工事内容の把握

1. 設計図書での地下埋設物に関する事項の確認

- (1) 埋設物が予想される場所で工事を施工しようとするときは、設計図書における地下埋設物に関する条件明示内容を把握すること。
- (2) 設計図書に記載がない場合でも、道路敷内で掘削を行う工事があるときには、道路管理者、最寄りの埋設物管理者に出向き、道路台帳、埋設物台帳等により埋設物の有無の確認を行うこと。

2. 道路に近接した掘削工事がある場合

掘削の規模、深さ、掘削位置と道路との相対的位置をよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、前項と同様に調査を行い、埋設物の状況の概要把握に努めること。

3. 郊外地、山間地の道路

郊外地、山間地の道路の場合であっても地下埋設物を十分に確認すること。

第2節 事前確認

1. 調査及び埋設物の確認

埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳に基づいて試掘を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により、確認すること。

2. 保安措置

- (1) 掘削影響範囲に埋設物があることがわかった場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、保安上の必要な措置、防護方法、立会の必要性、緊急時の通報先及び方法、保安上の措置の実施区分等を決定すること。
- (2) 試掘によって埋設物を確認した場合には、その位置等を道路管理者及び埋設物の管理者に報告すること。
- (3) 工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合には、埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に処置すること。

第3節 施工計画

1. 共通事項

第1章第3節に準ずること。

2. 工法選定

掘削工事を行おうとする場合は、地下埋設物の状況を十分に把握したうえで工法を選定し、施工を行うこと。この際には埋設復旧までの一連の工事内容を考慮し、埋設物の保全に努めること。

3. 工程計画

- (1) 市街地における土木工事では、埋設物が多く、その正確な位置がつかめない場合もあることを考慮し、調査に必要な日数を十分に見込んだ施工計画を作成すること。

公災防（土）36

公災防（土）35

公災防（土）36

公災防（土）36

- (2) 埋設物は主として道路敷地内にあるため、工事に際しては、道路交通との調整に十分配慮し、試掘工事、切廻工事、移設工事等の内容をよく把握すること。そのうえで、作業時間の制約等を考慮した工程を事前に関係機関と協議しておくこと。

4. 施工方法

埋設箇所に関する工事の施工計画は、関係する埋設物管理者との協議が必要であり、工事の方法、防護方法等、必要事項を打合せのうえとりまとめること。

第4節 現場管理

1. 現場管理

第1章第4節に準ずること。

2. 施工時の安全管理

- (1) 掘削断面内に移設できない地下埋設物がある場合は、試掘段階から本体工事の埋戻・路面復旧の段階までの間、適切に埋設物を防護し、維持管理すること。
- (2) 埋戻・路面復旧時には、地下埋設物の位置、内容等の留意事項を関係作業員に周知徹底すること。

安衛法 29の2

安衛則 362

第4章 機械・装置・設備一般

第1節 建設機械作業の一般的留意事項

1. 安全運転のための作業計画・作業管理

- (1) 作業内容、作業方法、作業範囲等の周知を図ること。
- (2) 路肩、のり肩等危険な場所での作業の有無、人との同時作業の有無等を事前に把握して、誘導員、監視員の配置及び立入禁止箇所の特定措置を明らかにしておくこと。
- (3) 作業内容により、やむを得ず、人と建設機械との共同作業となる場合には、必ず誘導員を指名して配置すること。誘導員及び作業員には合図・誘導の方法の他、運転者の視認性に関する死角についても周知を図ること。

安衛則 155, 157

2. 現場搬入時の装備点検

- (1) 前照灯、警報装置、ヘッドガード、落下物保護装置、転倒時保護装置、操作レバーロック装置、降下防止用安全ピン等の安全装置の装備を確認すること。
- (2) 前照灯、警報装置、操作レバーロック装置等の正常動作を確認すること。
- (3) 建設機械の能力、整備状況等を確認すること。

安衛則 158

安衛則 170

3. 作業前点検

- (1) 作業開始前の点検を行うこと。
- (2) 点検表に基づき各部を点検し、異常があれば整備が完了するまで使用しないこと。
- (3) 作業装置の動作点検の際には、再度周辺に人がいないこと、障害物がないこと等の安全を確認してから行うこと。

4. 建設機械の登坂、降坂、その他

- (1) 指定された建設機械の登坂能力及び安全度を超過して走行しないこと。その他機種に応じた運転基本事項を厳守すること。
- (2) 走行中に地形、地盤その他に異常を感じたときは、走行を一旦停止して、地形、地盤その他を確認すること。

5. 運転終了後及び機械を離れる場合

- (1) 建設機械を地盤の良い平坦な場所に止め、バケット等を地面まで降ろし、思わぬ動きを防止すること。やむを得ず、坂道に停止するときは、足回りに歯止め等を確実にすること。
- (2) 原動機を止め、ブレーキは完全に掛け、ブレーキペダルをロックすること。また、作業装置についてもロックし、キーをはずして所定の場所へ保管すること。

安衛則 160

6. 用途外使用の制限

- (1) 原則として、建設機械は用途以外に使用しないこと。
- (2) パワーショベル等の吊り上げ作業等に係わる用途外使用は、作業の性質上やむを得ない場合に限り、その際には、以下を満たすことを確認したうえで行うこと。
 - ① 十分な強度をもつ吊り上げ用の金具等を用いること
 - ② 吊り荷等が落下しないこと
 - ③ 作業装置からはずれないこと

安衛則 164

安衛則 164

第2節 建設機械の運用

1. 建設機械の適切な選定と運用

- (1) 機械選定に際しては、使用空間、搬入・搬出作業及び転倒等に対する安全性を

安衛法 30

考慮して選定すること。また、操作性の状況、振動、騒音、排出ガス等を考慮して選定すること。

- (2) 使用場所に応じて、作業員の安全を確保するため、適切な安全通路を設けること。
- (3) 建設機械の運転、操作にあたっては、有資格者及び特別の教育を受けた者が行うこと。

2. 使用取扱環境

- (1) 危険防止のため、作業箇所には、必要な照度を確保すること。
- (2) 機械設備には粉じん、騒音、高温低温等から作業員を保護する措置を講じること。これにより難しいときは、保護具を着用させること。
- (3) 運転に伴う加熱、発熱、漏電等で火災のおそれがある機械については、よく整備してから使用するものとし、消火器等を装備すること。また、燃料の補給は、必ず機械を停止してから行うこと。
- (4) 接触のおそれのある高圧線には、必ず防護措置を講じること。防護措置を講じない高圧線の直下付近で作業又は移動を行う場合は、誘導員を配置すること。ブーム等は少なくとも電路から次表の離隔距離をとること。

安衛法 29の2
安衛則 349

電圧と離隔距離

| 電路の電圧（交流） | 離 隔 距 離 |
|---------------------|---|
| 特別高圧 （7,000V以上） | 2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し |
| 高 圧 （7,000～600V） | 1.2m以上 |
| 低 圧 （600V以下） | 1.0m以上 |

労働省通達
基発 759号
(S 50.12.17)

- (5) 電気機器については、その特性に応じて仮建物の中に設置する等、漏電に対して安全な措置を行うこと。
- (6) 異常事態発生時における連絡方法、応急処置の方法は、分かりやすい所に表示しておくこと。
- (7) 機械の使用中に異常が発見された場合には、直ちに作業を中止し、原因を調べて修理を行うこと。

3. 安全教育

運転者、取扱者を定め、就業前に以下の教育を行うこと。また、指定した運転者、取扱者以外の取扱を禁止し、その旨表示すること。作業方法を変えた場合には、関連事項について教育を行うこと。

- ① 当該機械装置の危険性及び機械、保護具の性能・機能、取扱方法、非常停止方法
- ② 安全装置の機能、性能、取扱方法
- ③ 作業手順、操作手順、運転開始の合図・連絡、作業開始時の点検
- ④ 掃除等の場合の運転停止、通電停止、起動装置施錠等の手順及び必要な措置
- ⑤ 非常時、緊急時における応急措置及び退避・連絡等
- ⑥ 整理整頓及び清潔の保持、その他必要事項

安衛則 35

4. 取扱責任者

- (1) 取扱者の中から取扱責任者を選任し、指定した取扱者以外の使用の禁止を徹底すること。
- (2) 安全運転上、取扱責任者の行うべき事項を定め、それを実行させること。

5. 点検・修理作業時の安全確保

- (1) 運転停止、通電停止、起動装置施錠等の手順及び必要な措置をとること。
- (2) 点検・修理作業時の墜落、転倒等を防止するための必要な措置をとること。
- (3) 点検・整備作業を行う場所は、関係者以外の立入りを禁止すること。
- (4) 点検・整備作業は、平坦地で建設機械を停止させて行うこと。やむを得ず傾斜地で行う場合は、機械の足回りに歯止めをして逸走を防ぎ、かつ転倒のおそれのない姿勢で行うこと。
- (5) 建設機械は原動機を止め、ブレーキ、旋回等のロックを必ず掛けておくこと。
- (6) アタッチメント等の作業装置は必ず地上に降ろしておくこと。やむを得ずブレード、バケット等を上げ、その下で点検・整備作業を行う場合には、支柱又はブロックで支持するなどの降下防止策をとること。
- (7) 修理作業を行うときは、機械の機能を完全に停止したうえで、修理中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じること。

安衛則 151の15

安衛則 151の11

6. オペレータの指導

- (1) 新規入場のオペレータには、安全教育を実施し、各現場の状況、特徴、留意点を詳しく指導すること。また、定期的に安全教育を実施すること。
- (2) オペレータの健康状態には細心の注意を払い、過労、睡眠不足等にならないよう配慮すること。
- (3) オペレータが当該機械の運転に不相当（飲酒、二日酔、極度の疲労等）な状態であると判断された場合は就業させないこと。

安衛則 35, 36

7. 機械・工具・ロープ類の点検・整備

- (1) 法令で定められた点検を必ず行うこと。
- (2) 機械・設備内容に応じた、始業、終業、日、月、年次の点検・給油・保守整備を行うこと。
- (3) それぞれの機械に対し、適切な点検表の作成・記入を行い、必要に応じて所定の期間保存すること。
- (4) 機械の管理責任者を選任し、必要に応じて、次に示す検査、点検をオペレータ又は点検責任者に確実に実施させること。
 - ① 始業、終業、日常点検
 - ② 月例点検
 - ③ 年次点検、特定自主検査
- (5) 鋼索（ワイヤロープ）が次の状態の場合には、交換したうえで切捨て等の処理を行うこと。
 - ① 一よりの間で素線数の10%以上の素線が断線した場合
 - ② 直径の減少が公称径の7%を超えた場合
 - ③ キンク、著しい形くずれ又は腐食の認められる場合

安衛法 45

安衛則 217

第3節 建設機械の搬送

1. 建設機械の積み込み、積降し

- (1) 大型の建設機械をトレーラ又はトラック等に積載して移送する場合は、登坂用

安衛則 161

具又は専用装置を備えた移送用の車両を使用すること。

- (2) 積降しを行う場合は、支持力のある平坦な地盤で、作業に必要な広さのある場所を選定すること。
- (3) 積込み、積降し作業時には、移送用車両は必ず駐車ブレーキを掛け、タイヤに歯止めをすること。
- (4) 登坂用具は積降しする機械重量に耐えられる強度、長さ及び幅を持ち、キャタピラの回転によって荷台からはずれないように、爪付きのもの又ははずれ止め装置の装備されたものを使用すること。

2. 積込後の固定等

- (1) 荷台の所定位置で停止し、ブレーキを掛けロックすること。
- (2) ショベル系建設機械は、ブーム、アーム等の作業装置が制限高さを超えないように低く下げ、バケット等はトレーラ等の床上に降ろし固定すること。
- (3) 積込の状態及び歯止め等、固定の状態が適切であることを確認すること。

3. 自走による移送

- (1) 現場内の軟弱な路面を走行するときは、路肩の崩れ等に注意すること。
- (2) 無人踏切や幅員の狭い箇所を通過するときは、一旦停止し安全を確認してから通過すること。
- (3) ショベル系建設機械では、架空線や橋桁等の道路横断構造物の下を通過するときは、垂直方向の離隔に注意すること。

4. アタッチメント等作業装置の装着及び取りはずし作業

- (1) アーム、ブーム等の降下、転倒を防止するため、支柱、ブロック等により支持し、装着又は取りはずしを行うこと。
- (2) 重量のある作業装置の装着及び取りはずしにおいては、合図を確実にし、誤操作、過大操作等に伴う挟まれ防止に細心の注意を払うこと。

安衛則 166

第4節 据付型・据置型機械装置

1. 設置場所の選定

設置場所の選定に際しては、供用中の風水害、土砂崩壊、雪崩及び墜落、転落等の安全、設備間の必要な離隔の確保、設置、撤去工事の際の安全等を考慮して選定すること。

2. 原動機、回転軸等の設備の保全

- (1) 機械の原動機、回転軸、歯車等は、覆い・囲い・スリーブを設けること。
- (2) 回転部に付属する止め金具は、埋込型を使用するか又は覆いを設けること。

安衛則 101

第5節 移動式クレーン作業

1. 作業計画・移動式クレーンの選定

- (1) 移動式クレーンの選定については、その性能、機構を十分把握しておくこと。
- (2) 移動式クレーンの選定の際は、作業半径、吊り上げ荷重・フック重量を設定し、性能曲線図で能力を確認し、十分な能力をもった機種を選定すること。
- (3) 作業内容をよく理解し、作業環境をよく考慮して作業計画をたてること。
- (4) 送配電線の近くでの作業は、絶縁用防護措置がされていることを確認してから行うこと。
- (5) 絶縁用防護措置のされていない送配電線の近くでの作業時は、安全離隔距離を

クレーン則 66の2

安衛則 29の2

厳守して行うこと。

2. 配置・据付

- (1) 移動式クレーンの作業範囲内に障害物がないことを確認すること。障害物がある場合は、あらかじめ作業方法をよく検討しておくこと。
- (2) 移動式クレーンを設置する地盤の状態を確認すること。地盤の支持力が不足する場合は、移動式クレーンが転倒しないよう地盤の改良、鉄板等により吊り荷重に相当する地盤反力が確保できるまで補強した後でなければ移動式クレーンの操作は行わないこと。
- (3) 移動式クレーンの機体は水平に設置し、アウトリガーは作業荷重に応じて完全に張り出すこと。
- (4) 荷重表で吊り上げ能力を確認し、吊り上げ荷重や旋回範囲の制限を厳守すること。
- (5) 作業前には必ず点検を行い、無負荷で安全装置・警報装置・ブレーキ等の機能の状態を確認すること。
- (6) 運転開始からしばらくの時間が経ったところで、アウトリガーの状態を点検し、異常があれば矯正すること。

クレーン則 70の3
70の4

クレーン則 70の5

クレーン則 69

クレーン則 78

3. 移動式クレーンの誘導・合図

- (1) 合図者は1人とし、打合せた合図で明確に行うこと。
- (2) 合図者は、吊り荷がよく見え、オペレータからもよく見える位置で、かつ、作業範囲外に位置して合図を行うこと。やむを得ず、オペレータから見えない位置で合図する場合には、無線等で確実に合図が伝わる方法をとること。
- (3) 荷を吊る際は、介錯ロープを吊り荷の端部に取り付け、合図者が安全な位置で誘導すること。

クレーン則 71

クレーン則 71

4. 移動式クレーンの運転

- (1) 運転は、吊り上げ荷重により、以下の資格を有するものが行うこと。
 - ① 吊り上げ荷重が1 t未満の移動式クレーン：
特別教育、技能講習の修了者、免許取得者
 - ② 吊り上げ荷重が1 t以上5 t未満の移動式クレーン：
技能講習の修了者、免許取得者
 - ③ 吊り上げ荷重が5 t以上の移動式クレーン：
免許取得者
- (2) 移動式クレーンに装備されている安全装置（モーメントリミッター）は、ブームの作業状態とアウトリガーの設置状態を正確にセットして作動させること。
- (3) 作業中に機械の各部に異常音、発熱、臭気、異常動作等が認められた場合は、直ちに作業を中止し、原因を調べ、必要な措置を講じてから作業を再開すること。
- (4) 吊り荷、フック、玉掛け用具等吊り具を含む全体重量が定格吊り上げ荷重以内であることを確認すること。

クレーン則 67, 68

クレーン則 69

5. 移動式クレーンの作業

- (1) 荷を吊り上げる場合は、必ず地面からわずかに荷が浮いた状態で停止し、機体の安定、吊り荷の重心、玉掛けの状態を確認すること。
- (2) 荷を吊り上げる場合は、必ずフックが吊り荷の重心の真上にくるようにすること。
- (3) 移動式クレーンで荷を吊り上げた際、ブーム等のたわみにより、吊り荷が外周方向に移動するためフックの位置はたわみを考慮して、作業半径の少し内側で作業をすること。

| | |
|---|---------------------|
| (4) 旋回を行う場合は、旋回範囲内に人や障害物のないことを確認すること。 | クレーン則 74 |
| (5) 吊り荷は安全な高さまで巻き上げた後、静かに旋回すること。 | |
| (6) オペレータは合図者の指示に従って運転し、常にブームの先端の動きや吊り荷の状態に注意すること。 | |
| (7) 荷降ろしは一気に着床させず、着床直前に一旦停止し、着床場所の状態や荷の位置を確認した後、静かに降ろすこと。 | |
| (8) オペレータは荷を吊り上げたままで運転席を離れないこと。 | クレーン則 75 |
| 6. 作業終了後の措置 | |
| (1) 作業終了後は、フックを安全な位置に巻き上げる等必要な措置を講じること。 なお、走行姿勢にセットした場合は、各部の固定ピン等を確実に挿入すること。 | |
| (2) 走行時には、旋回ブレーキロック、ウインチドラムロックを行うこと。 | |
| (3) 操作関係のスイッチは全て“切”にしておくこと。 | |
| 7. 玉掛作業 | |
| (1) 玉掛作業は、吊り上げ荷重が1 t以上の移動式クレーンの場合には、技能講習を修了した者が、1 t未満の移動式クレーンの場合は特別教育を修了した者がそれぞれ行うこと。 | クレーン則 221, 222 |
| (2) 吊り荷に見合った玉掛け用具をあらかじめ用意点検し、ワイヤーロープにうねり・くせ・ねじりがあるものは、取り替えるか又は直してから使用すること。 | クレーン則 215, 220 |
| (3) 玉掛け用具は、雨や粉じん等が防げる定められた保管場所へ整理して保管することとし、腐食するおそれのある時（海岸・海上作業等）は、給油を行うこと。 | |
| (4) 移動式クレーンのフックは吊り荷の重心に誘導し、吊り角度と水平面とのなす角度は60°以内とすること。 | |
| (5) ロープが滑らない吊り角度・あて物・玉掛位置等、荷を吊ったときの安全を事前に確認すること。 | |
| (6) 重心の片寄った物等、特殊な吊り方をする場合には、事前にそれぞれのロープにかかる荷重を計算して、安全を確認すること。 | |
| (7) 半掛け4本吊り、フックに対する半掛けは、ワイヤーロープが滑って危険なため禁止すること。 | |
| (8) パイプ類などの滑りやすいものを吊るときは、あだ巻、目通し吊り又ははかま等を使用し、脱落防止の措置を講じること。また、寸法の長いものと短いものとはそれぞれ仕分けし、混在させて吊らないこと。 | |
| (9) わく組足場材等は、種類及び寸法ごとに仕分けし、玉掛用ワイヤーロープ以外のもので緊結する等、抜け落ち防止の措置を行うこと。 | |
| (10) 単管用クランプ等の小物は、吊り箱等を用いて作業を行うこと。 | |
| 8. 立入禁止場所の指定、標識類の設置 | クレーン則 74の2 |
| (1) 移動式クレーン作業中は、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止すること。 | |
| (2) 立入りを禁止した場所には、看板、標識等を設置し、作業員等に周知させること。 | |
| 第6節 賃貸機械等の使用 | 安衛法 33 |
| 1. 賃貸機械の使用あるいは機械設備の貸与の場合 | |
| (1) 賃貸機械あるいは貸与機械を使用する際には、点検整備状況、使用者の資格等を確認すること。 | 安衛則 666 667, 668 |

- (2) 賃貸機械あるいは貸与機械を使用する際には、機械性能等の関係者等への周知、運転者と関係作業員との意志疎通の確保に努めること。
- (3) 使用機械が日々変わる場合は、機体の整備状況、安全装置の装備、その正常動作を適宜確認すること。

2. 運転者付き機械を使用する作業の場合

- (1) クレーン作業、コンクリートポンプ打設作業、機械回送作業、運搬作業等運転者付き機械を使用する作業については、作業指示、作業打合せ、現場作業条件等を運転者に適切に、事前に連絡しておくこと。
- (2) 到着時に作業方法等の必要事項を確認するとともに、作業開始前に作業方法を確認するための打合せを行うこと。

第5章 仮設工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

必要に応じて工事予定場所の踏査を行い、必要な事項を把握すること。

2. 施工条件の把握

- (1) 設計図書は十分に検討・把握し、施工計画に反映させること。
- (2) 当該工事に関する立地条件を仮設工事計画に反映するよう十分考慮すること。
- (3) 当該工事のみならず周辺で行われている工事または行われようとする工事との関連性を把握すること。
- (4) 第1章第2節1. に準ずること。

3. 周辺環境調査

騒音、振動、地盤変状等による施工現場周辺の土地、建物、道路、構造物等に対する影響及び井戸枯れ等を把握するため、事前に十分な現況調査を行い、資料を整理すること。また、仮設工事のための施工機械の選定及び施工計画について十分検討すること。

4. 地下埋設物等の調査

- (1) 第3章2節に準ずること。
- (2) 架空工作物に対する調査を行うこと。

5. 施工計画

第1章3節に準ずること。

6. 工事施工段階の内容把握

- (1) 仮設工事計画の作成にあたっては、工事目的物の各施工段階の内容を十分把握すること。
- (2) 各施工段階における仮設工事計画は、仮設工事自体の安全性、工事目的物の品質、出来形、美観、工程、経済性等について十分検討すること。

7. 仮設工事内容の全体把握

- (1) 各仮設工事のうち、個々の工事目的物の施工に直接的に使用されるもの（直接仮設工事）と各工事目的物の施工に共通して使用するもの（共通仮設工事）を区分して、全体の仮設工事計画にあたること。
- (2) 直接仮設工事と共通仮設工事については、相互に関連するところを十分把握して、工事の安全性を重視した計画・施工とすること。
- (3) 設計図書に基づき指定仮設と任意仮設の区分を把握して、全体の仮設工事計画にあたること。

8. 仮設工事計画の作成の注意事項

- (1) 仮設工事の計画にあたっては、各仮設物の目的を十分把握すること。
- (2) 仮設工事では、その仮設物の形式や配置計画が重要なので、安全でかつ能率のよい施工ができるよう、各仮設物の形式、配置及び残置期間等を施工計画書に記載すること。
- (3) 仮設に使用する諸材料の規格（寸法、材質、強度）は、工事の安全性を重視したものであること。
- (4) リース材を使用する場合は、材質、規格等に異常がないものを使用すること。

安衛法 30
安衛則 638の3

第2節 土留・支保工

1. 一般事項

- (1) 掘削作業を行う場合は、掘削箇所並びにその周囲の状況を考慮し、掘削の深さ、土質、地下水位、作用する土圧等を十分に検討したうえで、必要に応じて土圧計等の計測機器の設置を含め土留・支保工の安全管理計画をたて、これを実施すること。
- (2) 切土面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削する深さが1.5mを超える場合には、原則として土留工を施すこと。
- (3) 土留・支保工は変形や位置ずれにより、安全性が損なわれないよう十分注意するとともに、十分な強度を有するものとする。
- (4) 土留・矢板は根入れ、応力、変位に対して安全である他、土質に応じてボーリング、ヒービングの検討を行い、安全であることを確認すること。

公災防（土）41

安衛則 369

2. 施工時の安全管理

- (1) 土留・支保工の施工にあたっては、土留・支保工の設計条件を十分理解した者が施工管理にあたること。
- (2) 土留・支保工は施工計画に沿って所定の部材の取付けが完了しないうちは、次の段階の掘削を行わないこと。
- (3) 道路においては、杭、鋼矢板等を打ち込むため、これに先行して布掘り又はつぼ掘りを行う場合、その作業範囲又は深さは、杭、鋼矢板等の打込む作業の範囲にとどめ、打設後は速やかに埋戻し、念入りに締固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上げておくこと。
- (4) 土留板は掘削後速やかに掘削面との間に隙間のないようにはめ込むこと。
隙間が出来たときは、裏込め、くさび等で隙間の無いように固定すること。
- (5) 土留工を施してある間は、点検員を配置して定期的に点検を行い、土留用部材の変形、緊結部のゆるみ、地下水位や周辺地盤の変化等の異常が発見された場合は、直ちに作業員全員を必ず避難させるとともに、事故防止対策に万全を期したのちでなければ、次の段階の施工は行わないこと。
- (6) 必要に応じて測定計器を使用し、土留工に作用する土圧、変位を測定すること。
- (7) 定期的に地下水位、地盤の変化を観測、記録し、地盤の隆起、沈下等の異常が発生したときは、埋設物管理者等に連絡して保全の措置を講じるとともに、他関係者に報告すること。

公災防（土）41

3. 土留・支保工の組立て

- 土留・支保工の組立ては、あらかじめ計画された順序に基づいて行うこと。
なお、計画された組立図と異なる施工を行う場合は、入念なチェックを行いその理由等を整理し、記録しておくこと。

安衛則 370

4. 材料

- 土留・支保工の材料は、ひび割れ変形又は腐れのない良質なものとし、事前に十分点検確認を行うこと。

安衛則 368

5. 点検者の指名

- (1) 新たな施工段階に進む前には、必要部材が定められた位置に安全に取り付けられていることを確認した後作業を開始すること。
- (2) 作業中は指名された点検者が常時点検を行い、異常を認めるときは、直ちに作業員全員を避難させ、責任者に連絡し、必要な措置を講じること。

安衛則 373

| | |
|--|---------|
| 6. 部材の取付け | |
| (1) 腹起し及び切梁は溶接、ボルト、かすがい、鉄線等で堅固に取付けること。 | 安衛則 371 |
| (2) 圧縮材（火打ちを除く）の継手は、突合せ継手とし、部材全体がひとつの直線となるようにすること。木材を圧縮材として用いる場合は、2個以上の添え物を用いて真っ直ぐに継ぐこと。 | 安衛則 371 |
| 7. 材料の上げ下ろし | 安衛則 372 |
| 切梁等の材料、器具又は工具の上げ下ろし時は、吊り綱、吊り袋等を使用すること。 | |
| 8. 異常気象時の点検 | 安衛則 373 |
| 次の場合はすみやかに点検を行い、安全を確認した後に作業を再開すること。 | |
| ① 中震以上の地震が発生したとき | |
| ② 大雨等により、盛土又は地山が軟弱化するおそれがあるとき | |
| 9. 日常点検・観測 | |
| (1) 土留・支保工は特に次の事項について点検すること。 | 安衛則 373 |
| ① 矢板、背板、腹起し、切梁等の部材のきしみ、ふくらみ及び損傷の有無 | |
| ② 切梁の緊圧の度合 | |
| ③ 部材相互の接続部及び継手部のゆるみの状態 | |
| ④ 矢板、背板等の背面の空隙の状態 | |
| (2) 必要に応じて安全のための管理基準を定め、変位等を観測し記録すること。 | |
| 10. 土砂及び器材等の置き方 | |
| 土留め支保工の肩の部分に掘り出した土砂又は器材等を置く場合には、落下しないように注意すること。 | |
| 11. グランドアンカー工の留意事項 | |
| 施工にあたっては、あらかじめ、設計された土留工前面の掘削深さと土留工の天端高さ、根入れ深さ及びグランドアンカー工の位置並びに土質構成等に関する設計条件等を掌握し、施工中の状況がこれらの設計条件と合致していることを確認しつつ施工すること。 | |

第3節 仮締切工

1. 一般事項

- | | |
|--|-------------------------|
| (1) 軟弱地盤における仮締切工の設計、施工には、ヒービング等を生じさせないよう格段の注意を払うこと。 | |
| (2) 仮締切の計画において、様々な外的条件を受け、その条件が施工途中で変化することがあるので、掘削深度と支保工の位置・支保工の段数並びに補強部材の設置、ボルト等の連結は、施工計画に基づいて忠実に実施すること。また、必要に応じて土圧計等の計測機器の設置を含め仮締切工の安全管理計画をたて、これを実施すること。 | 官技発第97 (S 45. 8. 17) |
| (3) 締切を行って作業する場合には、急激な水位の上昇、洗掘、ヒービング、ボイリング等により締切が破壊しないよう十分検討のうえ計画し、やむを得ない場合は、水裏部から締切内に水を入れて水位差による倒壊を防ぐなどの対策を講じ、かつ常に点検を怠らないこと。 | |
| (4) 偏土圧等が作用する仮締切工においては、仮締切工全体についての安定性について十分検討すること。 | |
| (5) 切梁により締切を保持する場合は、波浪により切梁、腹起し等の取付け部がゆるまないよう堅固な構造とし、常に点検を怠らないこと。 | |

- (6) 工事施工中、仮締切工本体又は周辺地盤等に変状が発生した場合は、作業員を避難させ、安全を確認してうえで、補強等の安全対策を講じた後でなければ、仮締切工内の作業を行わないこと。
- (7) 工事施工中、万一異常な自然現象が発生した場合を想定し、関係者において安全を確保するための避難方法を定めておくこと。

2. 河川における仮締切

- (1) 仮締切の築造にあたっては、流水に対して安全なものとする。
- (2) 流心の移動や洗掘による水深の変化を考慮すること。
- (3) 洪水による水位、流速、流量、衝突物対策を講じること。
- (4) 水位の堰上げの影響を検討し、その対策を講じること。
- (5) 玉石やその他障害物対策を講じること。

3. 河口付近及び海岸地帯における仮締切

- (1) 潮位、波高に対する対策を講じること。
- (2) 波浪、潮流の影響を考慮すること。
- (3) 船舶等の衝突に対する対策を講じること。

4. 使用材料

- (1) 締切用鋼材は、ひび割れ、変形等損傷がないものを使用すること。
- (2) 鋼矢板は一枚物を原則とするが、やむを得ず継手を設ける場合には、突合せ溶接と添接板溶接を併用し、継手は同一の高さに揃わないようにすること。

第4節 足場等

1. 墜落防止の措置

第2章5節に準ずること。

2. 計画・組立・解体の留意事項

- (1) 足場等を設置する場合は、風、雪荷重、上載するものの荷重など常時作用することのない荷重も考慮し計画すること。
- (2) 足場の種類、構造、高さを各面に明示すること。
- (3) 足場組立て、解体の時期を明らかにすること。
- (4) 本足場が設けられない立地条件で一側足場、布板一側足場及び特殊な足場については、墜落、倒壊防止について十分検討すること。

3. 組立設置作業

- (1) 組立、変更の時期、範囲及び順序を当該作業員に周知させること。 安衛則 564
- (2) 作業を行う区域内には、関係作業員以外の作業員の立入を禁止すること。 安衛則 564
- (3) 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業には、幅20cm以上の足場板を設け、作業員に安全帯を使用させること。 安衛則 564
- (4) 架空電路に接近して足場を設けるときは、電路の移設又は電路に絶縁防護具を装着すること。 安衛則 349, 570
- (5) 材料、器具、工具等の上げ下ろし時には、吊り綱、吊り袋を使用すること。 安衛則 564

4. 標識類の表示

- (1) 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつこれを足場の見やすい場所に表示すること。 安衛則 562
- (2) 特別高圧活線に近接して作業を行う場合には、当該充電電路に対する接近限界距離を保つため、見やすい箇所に標識等を設けること。 安衛則 349

| | |
|--|---------|
| 5. 点検 | |
| (1) 材料及び器具・工具を点検し、不良品を取り除くこと。 | 安衛則 566 |
| (2) 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態、建地・布・腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態を点検すること。 | 安衛則 567 |
| 6. 就業の制限 | 安衛令 20 |
| 高所作業車を用いた作業を行う場合の装置の運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者以外は運転しないこと。 | 安衛則 36 |

第5節 通路・昇降設備・栈橋等

| | |
|--|---------|
| 1. 安全通路の設定 | |
| (1) 作業場に通じる場所及び作業場内には、作業員が使用するための安全な通路を設けること。 | 安衛則 540 |
| (2) 高さ又は深さ1.5mを超える箇所には、安全な昇降設備を設けること。 | |
| 2. 非常口・避難通路 | |
| (1) 危険物、爆発性・発火性のものを取扱う作業場及び当該作業場を有する建築物の避難階（直接地上に通じる出入口のある階をいう）には、2以上の出入口を設けること。なお、出入口の戸は引戸又は外開戸とすること。 | 安衛則 546 |
| (2) 直接階段又は傾斜路のうちの一つは、屋外に設けること。但し、すべり台、避難用はしご・タラップ等の避難用器具が設けられているときはこの限りではない。 | 安衛則 547 |
| (3) 危険な作業場には、非常時の場合のための自動警報設備・非常ベル等の警報用の設備又は携帯用拡声器・手動式サイレン等の警報用器具を備えること。 | 安衛則 548 |
| 3. 危険場所への立入禁止 | |
| (1) 第2章3節に準ずること。 | |
| (2) 特別高圧活線に近接して作業を行う場合には、当該充電電路に対する接近限界距離を保つ見やすい箇所に標識等を設けること。 | 安衛則 349 |
| 4. 点検 | |
| 第5章4節5. に準ずること。 | |
| 5. 栈橋・登り栈橋の組立・解体・撤去 | |
| (1) 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業には、幅20cm以上の足場板を設け、作業員に安全帯を使用させること。 | 安衛則 564 |
| (2) 材料・器具・工具等を上げ下ろしするときは、吊り綱・吊り袋等を使用すること。 | 安衛則 564 |
| (3) 最大積載荷重を定め、作業員に周知すること。 | 安衛則 562 |
| (4) 解体・撤去の範囲及び順序を当該作業員に周知すること。 | |

第6節 作業床・作業構台

| | |
|---|--------------|
| 1. 作業床 | |
| (1) 高さ2m以上の箇所での作業及びスレート・床板等の屋根の上での作業においては、作業床を設置すること。 | 安衛則 518, 524 |
| (2) 床材は十分な強度を有するものを使用すること。また、幅は40cm以上とし、床材間のすき間は3cm以下とし、床材は、転位又は脱落しないよう支持物に2箇所以上取付けること。 | 安衛則 563 |

| | |
|---|----------------------|
| (3) 足場板を長手方向に重ねるときは、支点上で重ね、その重ねた部分の長さは20cm以上とすること。 | 安衛則 563 |
| (4) 床材を作業に応じて移動させる場合は、3箇所以上の支持物にかけ、支点からの突出部の長さは10cm以上とし、かつ足場板長の18分の1以下とすること。 | 安衛則 563 |
| (5) 最大積載荷重を定め、作業員に周知すること。 | 安衛則 562 |
| 2. 手摺 | |
| (1) 墜落による危険のある箇所には手摺を設けることとし、材料は損傷・腐食等がないものとする。 | 安衛則 563 |
| (2) 高さは75cm以上とし、高さ90cm以上の場合は中材を設けること。 | 安衛則 575の6、563 |
| 3. 柵・仮囲い | |
| (1) 第三者立入禁止の場所、当該現場の周囲、危険箇所及び土砂・油・粉じん等の飛散防止箇所には、柵・仮囲いを設置すること。また、必要に応じて移動柵を設置すること。 | |
| (2) 使用材料は損傷、腐食等のないものとする。 | |
| (3) 柵高は1.2m以上とし、支柱は簡単に移動したり破損しないものとする。 | 公災防(土) 11 |
| (4) 移動柵高は0.8m～1.0m以下、長さは1.0m～1.5m以下とすること。 | 公災防(土) 11 |
| (5) 仮囲い高さは1.8m以上で支柱、水平材、控材を取付けること。 | 公災防(土) 99 |
| (6) 突出・端部を防護するとともに、金網等、透視できるものとする。 | 建基法施行令 136 |
| 4. 巾木・地覆・車止め | 公災防(土) 99 |
| (1) 巾木、地覆、車止めを手摺、柵、仮囲い設置箇所に設置すること。 | |
| (2) 巾木の高さは10cm以上とし、地覆、車止めは十分な強度を有するものとし、取付け・固定は確実にすること。 | |
| 5. 作業構台の組立 | |
| (1) 支柱の滑動、沈下を防止するため、地盤に応じた根入れをするとともに、支柱脚部に根がらみを設けること。また、必要に応じて敷板、敷角等を使用すること。 | 安衛則 575の6 |
| (2) 材料に使用する木材、鋼材は十分な強度を有し、著しい損傷、変形又は腐食のないものを使用すること。 | 安衛則 575の2 |
| (3) 支柱・はり・筋かい等の緊結部、接続部又は取付部は、変位、脱落等が生じないように緊結金具等で緊固に固定すること。 | 安衛則 575の6 |
| (4) 道路等との取付部においては、段差がないようにすりつけ緩やかな勾配とすること。 | |
| (5) 組立て、解体時には、次の事項を作業に従事する作業員に周知すること。 | 安衛則 575の7 |
| ① 材料、器具、工具等を上げ下ろしするときの吊り綱、吊り袋の使用 | |
| ② 仮吊、仮受、仮締、仮つなぎ、控え、補強、筋かい、トラワイヤ等による倒壊防止 | |
| ③ 適正な運搬、仮置 | |
| (6) 作業構台の最大積載荷重を定め、作業員に周知すること。 | 安衛則 575の4 |
| 6. 点検 | |
| 第5章4節5. に準ずること。 | |
| 第7節 仮設定置機械設備 | |
| 1. 機械設備 | |
| (1) 機械の据付、組立、解体は作業指揮者の指揮のもとに行うこと。 | クレーン則 33, 118 191 |

| | |
|--|--------------------------|
| (2) 機械は水平な基礎に設置し、沈下を防止するために、必要に応じて敷板、敷角等を使用すること。構造物の上に据付ける場合には、特に構造物の状態に応じて必要な補強をすること。 | |
| (3) 歯車、ベルト、チェーン、フライホール等、接触による危険があるものには覆いや柵を設けること。 | 安衛則 101 |
| (4) 機械の設置場所は、照明を十分にしておくこと。 | |
| (5) クレーン、デリック、ウインチ等の機械には、定格荷重等を明示しておくこと。 | クレーン則 17, 64 104, 181 |
| 2. 運転作業 | |
| (1) 機械の取扱主任者又は係員を定め、その氏名を見やすい箇所に標示すること。 | 安衛則 12, 13 |
| (2) 定められた合図や信号は作業員に周知し、確実に守らせること。 | 安衛法 26 |
| (3) 運転中は関係者以外の立入を禁止すること。 | 安衛則 104 |
| (4) 運転者は振動、臭気、温度等の異常を認めた場合は、運転を停止して点検すること。また、機械の無理な使い方をしないこと。 | |
| (5) グラインダーの砥石車は定められた大きさのものを使い、取扱前にはキズの有無を点検すること。 | 安衛則 118 |
| (6) グラインダー作業中は、必ず保護眼鏡を使用し、必要に応じて防じんマスクを使用すること。 | 安衛則 538 |
| (7) 機械の使用前に、次の事項について適宜点検し、整備すること。 | |
| ① 清掃、給油の状況 | |
| ② 回転部分の磨耗、損傷の有無 | |
| ③ 安全装置の完備 | |
| ④ 異常な音、振動等の有無 | |
| ⑤ ブレーキ、クラッチ等の機能 | |
| ⑥ 接地の状況 | |
| ⑦ 開閉器、配線等の異常の有無 | |
| ⑧ 警戒用ブザーまたは点滅灯の作動 | |
| ⑨ 周辺の整理、整頓 | |
| 第8節 仮設電気設備 | |
| 1. 一般保守 | |
| 架空電線又は電気機器の充電電路に近接する場所で、工作物の建設等の作業を行う場合には、次の措置を講じること。 | |
| (1) 作業の前に通電を停止したうえで、絶縁用防具の装置を確認し、検電すること。 | 安衛則 341～349 |
| (2) 定期的に絶縁抵抗、接地抵抗を測定し、安全を確認すること。 | 電技 14, 18 |
| 2. 設置・移設・撤去 | |
| (1) 工事用電気設備は、電気設備の技術基準に基づいて設置、移設作業を行うこととし、その作業にあたっては、次の事項について定めておくこと。 | 安衛則 350 |
| ① 作業の方法、順序 | |
| ② 作業場所、位置、地盤の作業許容強度 | |
| ③ 作業用機器、車両の配置 | |
| ④ 装置類の仮置、転倒防止 | |
| (2) 通電を禁止したうえで絶縁用防具の装備の確認、検電を行い、仮吊、仮受、仮締め、仮控え等の措置をとること。 | 安衛則 339, 342 343, 347 |

第9節 溶接作業

1. 電気溶接作業

- (1) 電気溶接の作業をするときは、溶接機のフレームに確実にアースを取付けること。また、使用前に必ず確認すること。
- (2) 配線の被覆が損傷していないかを調べ、損傷していたら修理してから作業を行うこと。 安衛則 336
- (3) 遮光面、保護手袋、エプロン等の保護具を使うこと。他の作業員には肉眼でアークを見ないように指導すること。 安衛則 593
- (4) ホルダーは使用前に十分点検を行い、作業中止の際は必ず所定のサックに納めること。 安衛則 331
- (5) 交流アーク溶接機には自動電撃防止装置を使うこと。 安衛則 332
- (6) 湿気を帯びた手袋、たび等を着用して作業をしないこと。雨天あるいは降雨後の作業では特に注意すること。

2. アセチレン溶接作業

- (1) アセチレン溶接等の作業は、ガス溶接作業主任者免許の所持者、又はガス溶接技能講習修了者に行わせること。 安衛法 61
- (2) 溶接等の作業を行う場所の近くには適当な消火設備又は消火器を備えておくこと。 安衛則 312
- (3) 引火物を取り除いた後、作業をすること。 安衛則 279
- (4) ボンベの取扱いは丁寧にすること。投げ出したり、衝撃を与えることは厳禁とすること。 安衛則 263
- (5) 圧力計、口金は随時検査を受け、完全なものを使うこと。
- (6) 引火性、又は爆発性の材料を入れたことのある容器を溶接又は溶断するときは、容器を洗浄してから作業すること。 安衛則 285
- (7) ガス洩れの点検は石鹼水等を使い、火気は使わないこと。 安衛則 315
- (8) 作業をするときはあらかじめ吹管、ホース、減圧弁を点検すること。 安衛則 262
- (9) 凍結のおそれがあるときは、雨漏れや湿気の多いところに置かぬこと。口金や減圧弁が凍ったときは、温湯を使用して融解し、直接火気を使用しないこと。 安衛則 315
- (10) 作業中は保護眼鏡、作業手袋、エプロン等を使うこと。 安衛則 593
- (11) 換気状態の悪い狭い室内等で作業を行う場合には、特にガス洩れに注意すること。
- (12) 溶解アセチレン容器は立てておくこと。 消防則 263
- (13) 容器の温度は40℃以下に保つこと。
- (14) 転倒のおそれのないよう保持すること。
- (15) 容器には充空の表示を行い、区別を明らかにすること。
- (16) 容器は電気装置のアース線等の付近に置かないこと。

第6章 運搬工

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第5章1節1. 2. に準ずること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節、第5章1節3. 4. に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) 運搬経路の計画及び機械の選定を行うため、工事現場の地山の土質（岩、礫、砂等）、広さ及び地形等を調査すること。
- (2) 適切な運搬方法を決定するには、工事現場に至る運搬経路の幅員、勾配、カーブ、高さ制限、重量制限、架空工作物等を調査すること。
- (3) 安全で速やかな運搬を行うため、工事現場に至る運搬経路の交通量、交通状況等を調査すること。
- (4) 環境対策を立てるため、運搬作業が周辺環境に与える影響（騒音、振動等）を調査すること。

4. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

5. 施工計画における留意事項

- (1) 運搬の施工計画は、全体の工程、資機材の搬入計画、他の工種用機械（積込機械、掘削機械等）の選定にも大きな影響を及ぼすため、安全性、効率性を含めて十分に検討すること。
- (2) 工事現場内の自動車による事故を防止するため、運行管理計画を策定すること。

6. 運搬作業における現場管理

第1章4節、第2章10節に準ずること。

第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラー等

1. 運搬路、設備

- (1) 工事現場内の走路は常に補修し、安全に走行できるよう維持すること。
- (2) 工事現場内の必要と認められる箇所には、制限速度を示す標識を立て、カーブ、交差点、危険箇所（路肩、崖縁等）等にも注意標識を立てること。
- (3) 規模の大きな工事場においては専用道路を設け、なるべく一方通行として必要に応じて適当な退避所を設けること。
- (4) 夜間作業では夜光塗料を塗った標識や赤色電灯等を用いるとともに、必要に応じて道路照明を施すこと。
- (5) 車両には発炎筒を備え付け、オペレータにその使用方法を周知すること。
- (6) 車庫等では特に火気に注意し、必ず消火器を配置しておくこと。
- (7) 多量の燃料、潤滑油等を工事場内に保管する場合には、保管場所付近に消火器、警報設備の設置等を行うこと。

2. 運搬作業

- (1) 現道を走行する車両は、交通関係法令（道路交通法、道路運送車両法、道路法）に適合したものであること。

安衛則 151の3

安衛則 151の6

| | | |
|---|------------|----------------------------|
| (2) 積込みは、車両制限令を遵守し、荷崩れ、荷こぼし等をおこさないようにすること。 | 安衛則 | 151の10 |
| (3) 積込場、土捨場、崖縁、見通しのきかない場所、一般用道路との交差部又は他の作業箇所付近には、安全を確保するための誘導員を配置すること。 | 安衛則 | 151の6 |
| (4) 後進作業の際は、原則として誘導員の合図によること。また、必要に応じてバックブザーを取付けること。 | 安衛則 | 151の6 |
| (5) 誘導員は目立つ服装で、笛、旗（夜間は合図灯）等を用い、決められた合図・方法により、オペレータから見やすい安全な場所で誘導すること。 | 安衛則 | 151の8 |
| (6) 駐車は指定された場所で行い、駐車ブレーキをかけ、必要に応じて確実な歯止めを行うこと。 | 安衛則 | 151の11 |
| (7) 自走機械運搬のためトレーラに機械を積込む作業は、積込足場の角度をできるだけ小さくし、滑り等による事故を防止すること。 | 安衛則 | 161 |
| (8) 荷台上の資材、トレーラ上の機械等は緊固に結合し、走行中に荷揺れや荷崩れをおこさないようにすること。また固定用のワイヤの点検を行うこと。 | 安衛則 | 151の10 161の69 |
| (9) 長尺物を運搬する場合には、その荷の先端に赤旗又は標灯をつけること。 | | |
| (10) 積み降しは、特に合図、指示等を確認したうえで、周囲に十分配慮して行うこと。 | | |
| (11) 特装自動車の走行は、必要な免許、資格等を取得している者が行うこと。 | | |
| 3. 点検 | | |
| (1) 第4章2節7. 第4章1節2. 3. に準ずること。 | | |
| (2) 運搬に使用する車両それぞれについて、始業点検表を作成し、始業時の点検を行うこと。 | | |
| (3) オペレータ又は点検責任者は、作業開始前には点検を行い、その結果を記録すること。また、事故及び修理もあわせて記録すること。 | 安衛則 | 151の75 |
| 4. 修理 | | |
| 点検の結果、異常を認めた場合は、直ちに修理又はその他必要な措置を講じること。 | | |
| 第3節 不整地運搬車 | | |
| 1. 運搬路、設備 | | |
| 第6章2節1. に準ずること。 | | |
| 2. 運搬作業 | | |
| (1) 第6章2節2. に準ずること。 | | |
| (2) 最大積載量が1 t以上のものについては、免許又は技能講習を修了した者、1 t未満のものについては、特別教育を受けた者がそれぞれ運転を行うこと。 | 安衛則 | 36 |
| (3) あおりのない荷台に作業員を乗車させて走行しないこと。あおりのある荷台に作業員を乗車させるときは、荷の歯止め、滑り止め等を行うこと。 | 安衛法 安衛則 | 59, 61 151の50 151の51 |
| 3. 点検 | | |
| (1) 第4章2節7. 第4章1節2. 3. 第6章2節3. に準ずること。 | | |
| (2) 不整地運搬車については、特定自主検査を2年以内ごとに1回、定められた事項について検査すること。 | 安衛則 | 151の55 151の56 |
| 4. 修理 | | |
| 第6章2節4. に準ずること。 | | |
| 5. 作業上の注意 | 安衛則 | 151の45 |
| 最大積載量5 t以上の不整地運搬車に荷を積む作業を行うときは、床面と荷台の上の荷の上面との間と安全に昇降するための設備を設けること。 | | |

第4節 コンベヤ

1. 設置工事

構造、工事の規模によっては、基礎等の土木工事部分と機械施設の据付部分に区分されるが、基礎が機械荷重を適切に支持できることを確認し、設置すること。

2. 試運転

設置完了時に試運転を行い、不具合、安全上の問題があれば改善すること。

3. 運搬作業

- (1) コンベヤへの巻込まれ、接触等には十分注意すること。また、必要に応じて立入禁止措置を講じること。
- (2) 荷運搬専用のコンベヤには人を乗せないこと。

安衛則 151の78
151の79
安衛則 151の81

4. 点検

- (1) 第4章2節7. 第4章1節2. 3. 第6章2節3. に準ずること。
- (2) コンベヤそれぞれについて、始業点検表を作成し、始業時の点検を行うこと。

安衛則 151の82

5. 修理

第6章2節4. に準ずること。

第5節 機関車・運搬車

1. 軌道、車両の設備

- (1) 軌道は計画図に基づき車両重量に応じた適切なものとし、経験者の指揮のもと敷設すること。
- (2) 道床が碎石、砂利等で形成されているものは、まくら木及び軌条を安全に保持するため、道床を十分につき固め、かつ排水を良好にするための措置を講じること。
- (3) 作業場に応じた制限速度を定め、必要箇所には制限速度、注意又は危険等の交通標識及び標灯を設けること。
- (4) レールの継ぎ目は、継目板を用い、溶接を行うとともに、枕木とは堅固に固定すること。
- (5) 保線係を選任し、随時レール及び路面の状態を見回り、点検補修を行うこと。
- (6) 車両が逸走する危険性のある場合には、逸走防止装置を設置しておくこと。
- (7) 機関車には警笛、ブザー等の警報装置、前照灯及び運転席の照明灯を設けること。
- (8) 人車には囲い及び乗降口、座席、握り棒等の設備を設けること。
- (9) 設置完了時には試運転を行い、不具合、安全上の問題があれば改善すること。

安衛則 200
安衛則 222
安衛則 197, 198
安衛則 232
安衛則 204
安衛則 209
安衛則 211

2. 運搬作業

- (1) 機関車の運転は、特別教育を受けた者が行うこと。
- (2) オペレータ、合図者、信号係等には、あらかじめ運転ダイヤ、建設用軌道車両の標準合図の方法等、運転に必要な事項について十分教育し、かつ、確実に守らせること。なお、その他の関係者にもあらかじめ必要な注意を与えておくこと。
- (3) 車両が動いている際の飛び乗り、飛び降りは絶対に禁止すること。
- (4) オペレータが運転席を離れる場合には、必ずスイッチを切り、ブレーキをかけること。また、勾配のある軌道において、車両を停車、駐車する際には確実に車輪止めを行うこと。
- (5) 後押し運転を行うときは、次の措置を講じるか、その区域への立入りを禁止すること。
 - ① 誘導者を配置し誘導させること

安衛則 36
安衛則 220
安衛則 226
安衛則 224

- ② 先頭車両に前照灯を備えること
- ③ 誘導者とオペレータとの連絡装置を備えること

3. 点検

- (1) 第4章2節7. 第4章1節2. 3. に準ずること。
- (2) 第6章2節3. の点検項目の他にそれぞれの車両の有する機能に応じた点検を行うこと。 安衛則 232
- (3) 車両それぞれについての始業点検表、月例点検表、年次点検表を作成し、それぞれの点検を行うこと。
- (4) 1か月に1回、定められた事項について自主検査を実施し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。 安衛則 230, 231
- (5) 1年に1回、定められた事項について自主検査を実施し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。 安衛則 229, 231

第6節 索道及びケーブルクレーン

1. 索道設備、ケーブルクレーン設備

- (1) 組立、解体その他の作業は、製造メーカーの設計図、仕様書をもとにした施工図、組立図等に従い確実に行うこと。
- (2) 組立、解体の作業は、選任された作業指揮者の指揮のもとに行うこと。また、作業の方法及び順序等については、作業手順書を作成し、作業員に周知させること。 クレーン則 33
- (3) 組立、解体の作業箇所付近は、関係者以外立入禁止とすること。また、見やすい箇所に立入禁止の表示をすること。 クレーン則 33
- (4) 電線路、鉄道、道路（工事用道路を含む）等の上空を横断して架設する場合には、物の落下による危険を防止するための保護設備を設けること。
また許可が必要なものについては、必要な手続きを行うこと。
- (5) 部材、ワイヤロープ、付属品は、損傷、磨耗、変形、腐食等のないものを使用すること。 クレーン則 33
- (6) 控え用のワイヤロープ、綱等は、架空電線に近接して配置しないこと。また、それらをゆるめる場合には、予備の控えをとり、テンションブロック、ウインチ等で支持しながら行うこと。 安衛則 349
- (7) 巻上装置、走行装置、横行装置には、過巻防止装置を取付けること。 クレーン則 17, 18, 19
- (8) ワイヤロープはドラムに直角に巻くようにし、捨巻はドラムに2巻以上残るようにすること。 クレーン則 17, 18
- (9) 制御装置付きのクレーンの試運転については、装置の安全性が未確認であるため周辺の状況を考慮して行うこと。

2. 運搬作業

- (1) 運転は、定格荷重が5 t以上のケーブルクレーンを使用する場合は、免許を取得した者、5 t未満のケーブルクレーンを使用する場合は、クレーン運転士特別教育を受けた者がそれぞれ行うこと。 クレーン則 21, 22
- (2) 強風、大雨、大雪等の悪天候時の運転休止基準を作成しそれに従うこと。 クレーン則 31
- (3) 運転室には関係者以外の立入りを禁止すること。
- (4) オペレータは荷を吊った状態等の危険な状態で所定の位置を離れないこと。 クレーン則 32
- (5) 信号、合図はケーブルクレーン標準合図で確実に行い、オペレータは信号合図を確認しながら運転を行うこと。 クレーン則 25
- (6) 点検、検査、修理その他やむを得ない事由による場合を除き、トロリやバケット クレーン則 26

には人を乗せないこと。

- (7) 定格荷重を超える荷重をかけて使用しないこと。
- (8) 玉掛作業は第4章4節に準ずること。
- (9) 作業終了時はトロリ、バケット等を所定の位置に置くこと。
- (10) 非常信号を受けた時は直ちに運転を停止し、その原因を確認すること。
また、その原因を除去するまでは、運転を再開しないこと。

クレーン則 23
クレーン則 221, 222

3. 点検

- (1) 第4章2節7. 第4章1節2. 3. に準ずること。
- (2) 第6章2節3. の点検項目の他、それぞれの車両の有する機能に応じた点検を行うこと。
- (3) ケーブルクレーンについての始業点検表、月例点検表、年次点検表を作成し、それぞれの点検を行うこと。
- (4) 1か月に1回必要な事項について自主検査を実施し、また、1年に1回荷重試験を行い、各々の記録を3年間保存しておくこと。
- (5) 瞬間風速が30m/sを超える暴風の後又は中震以上の地震が起こった後に作業をする場合には、あらかじめクレーンの各部分の異常の有無を点検し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。
- (6) 修理作業を行うときは、ケーブルクレーンの機能を完全に停止したうえで、修理中に誤って作動しないような措置を講じること。
- (7) ワイヤロープが異常脈動を起こしている場合には、搬器の脱落等の事故が起きる危険性があるので、直ちに運転を停止して点検、修理を行うこと。

クレーン則 36

クレーン則 34, 35

クレーン則 37, 38

4. 設置届等

- (1) 吊り上げ荷重が3 t以上のケーブルクレーンについては、その設置前に、所轄労働基準監督署長に設置届を提出し、設置後に落成検査を受けること。
また、その後2年毎に性能検査を受けること。
- (2) 吊り上げ荷重が3 t未満のケーブルクレーンについては、その設置前に、所轄労働基準監督署長にクレーン設置報告書を提出すること。
- (3) 索道については、その設置前に所轄労働基準監督署長に設置報告書を提出すること。

クレーン則
5, 6, 40, 43

クレーン則 11

第7節 インクライン

1. 運搬作業

- (1) ウインチの運転は、特別教育を受けた者が行うこと。
- (2) インクラインの運行する付近は立入り禁止とすることとし、柵、標示等必要な措置を講じること。
- (3) オペレータは、運転中は所定の位置を離れないこと。
- (4) 運転は、あらかじめ定められた信号、合図に従い、相互に十分連絡をとり、確実にを行うこと。
- (5) 台車には最大積載量を越えるものは積まないこと。また、人車には搭乗定員数を超える人数を乗せないこと。
- (6) ワイヤロープはドラムに直角に巻くようにし、運転の際には、ワイヤロープが常に正しく巻かれているかを確認すること。

安衛則 36

安衛則 220, 227

2. 点検

- (1) 第4章2節7. 第4章1節2. 3. に準ずること。

- | | |
|--|---|
| <p>(2) 第6章2節3. の点検項目の他にそれぞれの機械の有する機能に応じた点検を行うこと。</p> <p>(3) インクラインについての始業点検表、月例点検表、年次点検表を作成し、それぞれの点検を行うこと。</p> <p>(4) オペレータ又は点検責任者は、1か月に1回必要な事項について点検し、その結果を記録したものを3年間保存すること。</p> <p>(5) オペレータ又は点検責任者は、1年に1回必要な事項について点検し、その結果を記録したものを3年間保存すること。</p> <p>(6) 支柱の締付けボルトの増締めを適度に行うこと。なお、頂部アーム及びブステー等の部分には特に注意すること。</p> | <p>安衛則 230, 231</p> <p>安衛則 229, 231</p> |
|--|---|

第7章 土工工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第5章1節1. 2. に準ずること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節、第3章2節に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) あらかじめ地山の形状、地質等を調査すること。
- (2) あらかじめ地山の含水、湧水、きれつの状態を調査すること。

安衛則 154, 355

4. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

5. 施工計画における留意事項

- (1) 地山の形状、地質等の調査の結果に基づき、これに応じて削面の高さ及び勾配を箇所毎に定めること。また、必要に応じて土留・支保工等を計画すること。
- (2) 地山の含水、湧水、きれつの状態に基づき施工中の排水工を計画すること。
- (3) 必要に応じて落石防護工等を計画すること。
- (4) 地形、表土の状態に合わせ、施工の安全性を考え、掘削の順序、羽口の位置及び数、並びに土石運搬の方法等について十分検討し、あらかじめ計画をたてること。
- (5) 掘削機械の配置等については、地形、土質に適合するものを選定し、工事の規模、工期等を考慮して能力以上の無理な作業を強いないよう計画すること。

安衛則 155

6. 土工工事における現場管理

第1章4節、第2章10節に準ずること。

7. 監視員等の配置

- (1) 道路に接近して作業をする場合には、監視員を配置すること。
- (2) 埋設物近接箇所において、作業をする場合には、状況に応じ監視員を配置すること。

8. 崩壊防止計画

- (1) 掘削に伴い、土留・支保工を必要とする場合は第5章4節に準ずること。
- (2) 法面が長くなる場合は、数段に区切って掘削すること。

9. 掘削中の措置

- (1) 掘削に伴い崩壊のおそれがあるときは、土留・支保工を行うか、又は適正な法勾配をつけること。
- (2) 埋設物は吊り防護、受け防護等により堅固に支持するとともに、状況に応じて明確に標示し、防護柵を設けること。

安衛則 361

安衛則 362

10. 落石等に対する危険予防措置

- (1) 掘削により土石が落下するおそれがあるときは、その下方で作業しないこと。
- (2) 掘削により土石が落下するおそれがあるときは、その下方に通路等を設けないこと。
- (3) 女子、年少者は、法尻付近等の土砂崩壊のおそれのある箇所では、作業をさせないこと。
- (4) 法尻付近では休息、食事等をしないこと。

安衛則 361

女子則 9

年少則 8

11. 埋設物の近接作業

第3章に準ずること。

12. 地盤改良工法

- (1) 軟弱地盤箇所の土質調査は、特に入念に行うこと。
- (2) 長尺の施工機械を用いた施工の場合は、機械の設置条件、能力、周囲の状況等を十分に考慮し、転倒等の事故防止措置を講じること。

第2節 人力掘削

1. 作業主任者の選任

高さ2.0m以上の掘削作業は、技能講習を終了した作業主任者を選任し、その者の指揮により行うこと。

安衛則 359

2. 掘削面の勾配

掘削面の勾配は、次表に掲げる土質ごとの掘削高さに応じた安全な勾配以下とすること。なお、土留・支保工を必要とする掘削深さについては、第5章第2節に準じること。ただし、特に地質が悪い地山では、更に緩やかな勾配とすること。

安衛則 356, 357

| 地山の種類 | 掘削面の高さ | 掘削面の勾配 |
|----------------------|----------------------|--------|
| 岩盤又は堅い粘土 | 5 m未満 | 90° |
| | 5 m以上 | 75° |
| その他 | 2 m未満 | 90° |
| | 2 m以上 5 m未満 | 75° |
| | 5 m以上 | 60° |
| 砂 | 掘削面の勾配35°以下又は高さ5 m未満 | |
| 発破等で崩壊しやすい状態になっている地山 | 掘削面の勾配45°以下又は高さ2 m未満 | |

3. 掘削作業

- (1) すかし掘りは、絶対にしないこと。
- (2) 2名以上で同時に掘削作業を行うときは、相互に十分な間隔を保つこと。
- (3) 浮石を割ったり起こしたりするときは、石の安定と転がる方向を良く見定めて作業すること。

4. てこ作業

- (1) てこを使うときは、あらかじめ動かす物に適した長さや強さを有する物を選ぶこと。
- (2) つるはしや、シャベル等はてこに使わないこと。

5. 土砂等の置場

やむを得ず掘り出した土砂等を掘削部の上部もしくはのり肩付近に仮置きする場合には、掘削面の崩落や土砂等の落下が生じないように留意すること。

6. 湧水の処理

湧水のある場合は、これを処理してから行うこと。

7. 狭い作業空間での安全確保

第2章第1節3に準ずること。

第3節 機械掘削

1. 作業主任者の選任

技能講習を終了した作業主任者の指揮により作業を行うこと。

安衛則 359

2. 有資格者での作業

掘削機械、トラック等は法定の資格を持ち指名された運転手の他は運転しないこと。

安衛則 41

3. 機械掘削作業における留意事項

(1) 作業範囲付近の他の作業員の位置に絶えず注意し、互いに連絡を取り、作業範囲内に作業員を入れないこと。

安衛則 158

(2) 後進させる時は、後方を確認し誘導員の指示を受けてから後進すること。

安衛則 158

(3) 荷重及びエンジンをかけたまま運転席を離れないこと。

安衛則 160

(4) 斜面や崩れやすい地盤上に機械を置かないこと。

安衛則 157

(5) 掘削機械等は、安全能力以上の使い方及び用途以外の使用をしないこと。

安衛則 163, 164

(6) 既設構造物の近傍を掘削する場合は、転倒、崩壊に十分配慮すること。

安衛則 362

(7) 危険範囲内に人がいないかを常に確認しながら運転すること。また、作業区域をロープ柵、赤旗等で表示すること。

安衛則 158

(8) 軟弱な路肩、のり肩に接近しないように作業を行うこと。近づく場合は、誘導員を配置すること。

安衛則 157

(9) 落石等の危険がある場合は、運転席にヘッドガードを付けること。

安衛則 153

4. 誘導員の配置

安衛則 157, 158

次のような場所で機械を運転するときは、誘導員を配置すること。

① 作業場所が道路、建物、その他の施設等に近接する場所

② 見通しの悪い場所

③ 崖縁

④ 土石等の落下崩壊のおそれのある場所

⑤ 掘削機械、運転車両が他の作業員と混在して作業を行う場所

⑥ 道路上での作業を行う場所

5. 照明設備の設置

安衛則 367

夜間作業をするときは、照明を十分に行うこと。

6. 道路上での作業

道路上で作業をする場合は、「道路工事保安施設設置基準」に基づいて各種標識、バリケード、夜間照明等を設置すること。

7. さく岩機使用での作業

(1) さく岩機は、作業前によく点検してから使うこと。

(2) 作業は、機械の足元をよく安定させ、作業場所を整理してから作業すること。

(3) 斜面で作業するときは、機械を落とさないよう必要に応じて、ロープを付けておくこと。また、さく岩機オペレータは、安全帯を使用すること。

(4) エヤーホースは、長さに余裕のあるものを使用すること。

(5) 落石のおそれがある場合には、浮石の除去、落石防止設備の設置、監視員の配置等の対策を講じること。

(6) 作業中、機械の振動による落石には、特に注意すること。

(7) 交換ロッド等は、作業及び通行を阻害しない位置に置くこと。

8. ショベル系掘削機械の作業

運転手は、バケットをトラックの運転席の上を通過させないこと。

9. 狭い作業空間下での安全確保

第2章第1節3. に準ずること。

第4節 盛土工及びのり面工

1. 盛土施工前の処置

- (1) 盛土箇所は、あらかじめ伐開除根を行う等、有害な雑物を取り除いておくこと。
- (2) 施工に先立ち、湧水を処理すること。
- (3) 盛土場所は排水処理を行うこと。
- (4) 急な勾配を有する地盤上に盛土をする場合は、段切を設けること。

2. 盛土の施工

- (1) 捨て土の法面、勾配はなるべく緩やかにしておくこと。
- (2) 法肩の防護を十分にし、重量物をおかないようにすること。
- (3) 盛土後、転圧等を行う場合は、施工機械の能力、接地圧、周囲の状況等に十分配慮し、事故防止の措置を講じること。

3. 盛土の安全対策

- (1) 法肩、法尻排水を十分行うこと。
- (2) 法肩付近からの水の流入をできるだけ防ぐこと。

4. 切土法面の安全対策

- (1) 切土法面の変化に注意を払うこと。
- (2) 擁壁類が計画されている法面では、掘削面の勾配が急勾配となるので、擁壁等の施工中には、地山の点検等、安全管理を十分に行うこと。
- (3) 降雨後は地山が崩壊しやすいので、流水、亀裂等の法面の変化に特に注意すること。

第5節 発破掘削

1. 火薬類作業従事者に係わる事項

- (1) 火薬類取り扱いについては、火薬類取扱保安責任者及び副保安責任者を選任し取扱い事故防止に当たらせること。 火取法 30
- (2) 発破作業は、必ず発破技士に行わせること。 安衛則 41
- (3) 発破の作業を行うときは、発破の業務に就くことができる者のうちから作業指揮者を選任すること。 安衛則 320
- (4) 発破作業員は、腕章、保護帽の標示等により他の作業員と識別できるようにすること。 火取則 51
- (5) 発破作業員には、発破作業の危険性、保安の心得について十分教育すること。

2. 作業員及び第三者への危害防止

- (1) 危険区域を定め、立札、赤旗等で明示し、区域内への立ち入りを禁止すること。 火取則 53
- (2) 区域境には、発破時刻、サイレン符号その他の注意事項を示した掲示板を立てておくこと。
- (3) 退避場所を設定し、これを周知させること。
- (4) 点火は、見張員を配置し、全員の退避を確認してから行うこと。

3. 火薬庫での貯蔵

- (1) 法に定める量以上の火薬類を貯蔵する場合は、貯蔵量に応じた構造の火薬庫を知事の許可を受けて設置すること。
- (2) 規定量以下の貯蔵量の火薬類は、「火薬庫外の貯蔵庫の施設の規定」により、知事の認可を受け安全な場所に貯蔵すること。
- (3) 一日の火薬類消費見込量が規定以上の場合は、火薬類の管理及び発破の準備（親ダイの作製、取扱い作業を除く）をするため、火薬類取扱所を設けること。

火取法 11, 12
火取則 13, 20, 21
火取則 15, 16
23~32
火取則 52

4. 火薬庫の一時置場

- (1) 火薬関係者以外の者が立ち入らない、清潔で乾燥した場所で、かつ、日光の直射を受けない場所であること。
- (2) 火気又は落石の危険がある所に設けないこと。
- (3) 火薬、爆薬と雷管とを同一の箱、袋等に入れないこと。

5. 火薬類の取扱い

爆薬、雷管等は、叩いたり、投げ出したり、取り落としたりすることのようにより慎重に取扱い、衣服のポケットに入れたりしないこと。

6. 数量の管理

- (1) 火薬類の受払数量を厳重に管理し、紛失、盗難に注意すること。
- (2) 発破の都度、受入、消費、残りの数量、発破孔又は薬室に対する装填方法について、記録をのこすこと。

火取則 52

7. 発破作業時の留意事項

- (1) 発破作業を行う前に、発破箇所上部の表土は、原則として全部取り除くこと。
- (2) 電気発破を行うときには、迷走電流がないことを確認すること。また懐中電灯等は絶縁装置のあるものを使用すること。
- (3) 落雷の危険があるときは、発破作業を中止すること。

火取則 51

8. せん孔作業の留意事項

- (1) 前回の発破の不発孔や残留薬がないことを確かめたうえでなければ穿孔しないこと。
- (2) 発破後切羽を点検し、不発の装薬がある場合には、適切な方法を用いて処置すること。
- (3) 前回の発破の孔尻を利用して穿孔しないこと。

火取則 53

9. 装填作業の留意事項

- (1) 電気雷管を運搬するときは、脚線を裸出しないようにし、電灯線・動力線その他漏電のおそれのあるものにできるだけ近づかないこと。
また、発破母線を敷設するときも、電線路から離すこと。
- (2) 装填作業については、発破孔や岩盤の状況を検査し、安全を確認してから適切な方法により装填すること。
- (3) 発破を行うときは、あらかじめ定めた危険区域内の者を退避させ、見張員を配置してその区域内への立ち入りを禁止し、発破を知らせた上で点火すること。
- (4) 発破しようとする場所に漏洩電流がある場合には、電気発破をしないこと。
- (5) 装填中は、付近で穿孔その他の作業をさせないこと。
- (6) 装薬前には、孔をよく掃除して小石等を残さないこと。
- (7) 装填が終わって使用予定数が余ったときは、数量を確認し、増ダイは火薬取扱所に、親ダイは、火工所に直ちに返納して、紛失等を防止すること。

火取則 51, 54

火取則 53

安衛則 320

火取則 53

10. 電気雷管の脚線の連結作業

- (1) 母線は切断、結線もれ、結線違い等がないよう脚線に連結する前に必ず点検すること。

火取則 54

(2) 母線の結線後、安全な箇所で導通試験を行うこと。切羽では原則として導通試験をしないこと。全員が安全な場所に退避するまで、母線を発破器又は電源スイッチに連結しないこと。

(3) 母線を地上のレール、パイプあるいは他の電気が流れ、又は漏れている可能性のある箇所に接触させないこと。

11. 電気発破の点火作業の留意事項

(1) 点火位置は、爆破の程度に応じて隔離した安全な場所とすること。

(2) 発破器のハンドルは、点火するとき以外は施錠又は取り外しておくこと。

(3) 発破器と母線との連結は、点火直前に行うこと。

(4) 退避の合図は、サイレン、振鈴等の確実な方法で行うこと。点火の合図は、全員の退避を確認してから行うこと。

安衛則 320, 321

火取則 54

火取則 53

第8章 基礎工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第5章1節1、2に準ずること。

2. 事前調査

第1章2節に準ずること。

3. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

4. 施工計画における留意事項

- (1) 周辺の人家及び構築物の防護、移設等の計画をすること。
- (2) 第三者に対する危害を防止するための防護施設を計画すること。
- (3) 地下埋設物、架空工作物に対する防護又は移設の計画をすること。

5. 基礎工事における現場管理

第1章4節、第2章10節に準ずること。

6. 地下埋設物等の防護時における関係者の立会

地下埋設物、架空工作物、鉄道施設等に近接して作業を行う場合には、各関係先に連絡し、その立会を求めること。

7. 機械運転に関する留意事項

- (1) 機械類のうち、杭打ち、杭抜き機及びボーリングマシンの運転は有資格者によるものとし、その他の機械類は責任者から指示されたもの以外は運転しないこと。
- (2) 玉掛作業は、指定された有資格者である玉掛作業員以外にはさせないこと。
- (3) 機械の運転は、定められた信号、合図によって確実に行うこと。
- (4) 機械の移動に当たって、近くに高圧電線がある場合には、各関係先と打合せの上、ゴムシールドを取り付ける等の防護を行うこと。
- (5) 防護措置を施さない場合で、高圧線等の付近で作業、又は移動を行うときは、必ず監視員を置き、各関係者の立会を求めること。また、タワー等は、電線から十分な離隔を取ること。

安衛法 61
安衛令 20
クレーン則 221
安衛則 189
安衛則 349

安衛法 29の2
安衛則 349

電圧と離隔距離

| 電路の電圧(交流) | 離隔距離 |
|----------------|--|
| 特別高圧(7,000V以上) | 2m以上、但し60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し |
| 高圧(7,000～600V) | 1.2m以上 |
| 低圧(600V以下) | 1.0m以上 |

労働省通達
基発 759号
S 50.12.17

8. 杭穴への転落防止措置

杭打ち、杭抜き施工後は、杭穴への転落防止措置を確実に講じること。

安衛則 519

9. ニューマチックケーソン基礎工事
第10章第5節に準ずること。

第2節 既成杭基礎工

1. 作業指揮者の配置

機械の据え付け、組立て、移動及び解体に当たっては、必ず作業指揮者の指示に従って行うこと。

安衛則 190

2. 機械の据え付け

(1) 機械は、安定した場所を選び、機械の安定を図るため必要に応じて敷鉄板、敷角又は軌条等を水平に敷設した上に据え付けること。

安衛則 173

(2) 機械を据え付けた箇所は、常に排水を良くしておくこと。

安衛則 173

(3) 軟弱な地盤に据え付けるときは、地盤の強度を確認し、必要に応じて地盤の改良を行うほか、敷板又は敷角等を使用し、滑動、転倒等の危険を排除すること。

安衛則 173

3. 杭等の搬入

(1) 第6章1節3、5、6及び第6章2節2に準じること。

(2) 長尺ものの搬入には、進入路、置場等を選定し、危険のない取扱いをすること。

4. 運転位置からの離脱の禁止

吊り荷作業中作業を一時停止する場合は、歯止め等を確実に行き、運転席を離れないこと。

安衛則 185, 186

5. 的確なワイヤロープ

(1) 巻き上げ用ワイヤロープ及び吊り金具等には、変形、亀裂、損傷しているものは使用しないこと。

(2) 巻き上げ用ワイヤロープには、過巻防止のため、目印 その他の措置を講じること。

安衛則 174

6. 玉掛作業

玉掛作業は定格荷重の範囲内で確実に行き、玉掛がすんだらすぐ安全な場所に退避すること。

7. 杭打ち作業における留意事項

(1) 杭のキャップは正規のものを使用し、建て込みに際してはハンマーに確実に台付けすること。

(2) 杭材の吊り込み作業には、手元クレーンを使用し、引き寄せ作業は原則として行わないこと。

ただし、手元クレーンが使用できない場合については、現場の状況を十分検討し作業を慎重に行うこと。

(3) リーダーに登る場合には、親綱を設置し、ロリップによる安全帯を使用すること。

(4) 中掘圧入工法の施工では、排土が飛散するおそれがあるため、防護ガード等を使用して飛散防止を図ること。

8. 杭抜き作業における留意事項

(1) 杭抜き作業では、機械の接地面積を大きく取り、必要に応じて敷鉄板、敷角等を使用し、地下埋設物を損傷しないように行うこと。

(2) 杭抜き後の穴は、空隙が生じないように念入りに埋戻しをすること。

(3) 杭抜き作業では、設備は引き抜き初期の最大荷重に耐えるよう十分安全なものとし、作業は慎重に行うこと。

9. 点検

- (1) 部材、ワイヤロープ、及び付属装置、付属部品等は常に点検を行い、不良箇所は修理交換を施してから運転すること。
- (2) 吊り込み用の器具類等は常時点検し、ひび割れ、損傷等のあるものは使用しないこと。

第3節 機械掘削基礎工

1. オールケーシング工法に当たっての留意事項

- (1) 機械を牽引またはジャッキで移動させるときは、指揮者の信号又は呼笛の合図のもとに作業をすること。 安衛則 189
- (2) ジャッキ、滑車等は常に整備し、ワイヤロープは規定の安全率のあるものを使用すること。 安衛則 174, 175
- (3) ハンマーグラブの操作中は、掘削機に近寄らないこと。その必要があるときは、ハンマーグラブがケーシング内に入って停止してからにすること。
- (4) バンドの盛り替えは、定められた作業順序によること。
- (5) ケーシング内に入るときは、あらかじめ換気をするか、又は有毒ガス等を測定して危険のないことを確認すること。

2. リバースサーキュレーションドリル工法に当たっての留意事項

- (1) 櫓の組立て、解体、移動の作業は、作業指揮者の直接の指揮のもとに行うこと。 安衛則 190
- (2) 櫓の作業台上にあるワイヤロープ類は、常に整理しておくこと。
- (3) ケーシング打込み又は引抜き中は、必要な作業員以外の者は櫓に近づけないこと。
- (4) ケーシング等の横引きはしないこと。
- (5) ロッドの継ぎ足し又は撤去の作業中は、手や指をはさまれないように十分注意すること。
- (6) 手元クレーンを使用して、トレミー管や鉄筋籠を投入する作業では、クレーン運転手、玉掛け者及び合図者は、合図方法を定め、確実な合図のもとに作業をすること。
- (7) 強風時は、クレーンのブームを倒し、櫓はケーシングと連結して転倒防止を図ること。

第4節 オープンケーソン基礎工事、深礎工法、その他

1. 一般事項

- (1) 掘削時においては、土質等の変化に常に留意し、変化があった場合は、適切な対策を講じること。
- (2) ガス検知器、酸素濃度測定器具その他の諸機器は、常時使用できるよう整備しておくこと。 酸欠則 4
- (3) 有毒ガス等（酸素欠乏空気を含む）の発生のおそれがある潜函又は深さ20mをこえる潜函等では、送気のための設備を設けること。 安衛則 377
酸欠則 5
- (4) 入坑前に有毒ガスの有無、酸素欠乏について測定すること。測定に当たっては、指定された者（酸欠危険作業については、作業主任者）が行うこと。 酸欠則 3
- (5) 可燃性ガスが発生するおそれのある坑に入坑するときは、マッチ、ライター等は持ち込まないこと。

- (6) 入坑中に有毒ガス、酸素欠乏等の発生を認めたときは、直ちに坑外に退避すること。
- (7) 坑内の出入りには、昇降設備を使用し、バケットには乗らないこと。
- (8) 緊急時の信号・合図及び退避の方法をあらかじめ定めておくこと。
- (9) 機械の故障、電気関係の不備、漏電等を生じたときは、修理完了までは使用を禁止すること。

2. オープンケーソン基礎工事に当たっての留意事項

- (1) 掘削は小刻みにし、無理な掘り起こしをしないこと。
- (2) 刃口の掘削は、作業主任者の指示に従って行うこと。
- (3) 沈下の合図があったときは、所定の場所に退避させ、退避を確認してから沈下を行うこと。

3. 深礎工法による基礎の施工に当たっての留意事項

- (1) コンクリート打設には、原則として、トレミー管又はシュートを使用すること。
- (2) 2段切り拵げの場合には、下段の作業は中止すること。やむを得ず作業を行う場合は、堅固な防護施設を設けること。
- (3) 作業開始前に、開壁の状況、ライナープレートの異常の有無を点検すること。
- (4) 坑口作業員は、坑内作業員が入坑中に坑口を離れないこと。
- (5) 坑口作業員は、バケットの昇降中は、内壁に身を寄せ、退避すること。
- (6) 昇降には、梯子等の昇降設備を設け、かつ非常用梯子等を設けておくこと。梯子は、損傷、変形、腐食等がないことを確認すること。
- (7) 地下水位以下を掘進するときは、排水設備等を用い、湧水対策等を確立してから作業を進めること。

第9章 コンクリート工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第5章1節1、2に準ずること。

2. 事前調査

第1章2節に準ずること。

3. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

4. コンクリート工事における現場管理

第1章4節、第2章10節に準ずること。

5. 危険箇所の周知

ケーブルクレーンによるコンクリート打設のときは、バケットの直下に立ち入らないこと等の注意事項を、あらかじめ作業員に十分周知させておくこと。

第2節 鉄筋工

1. 工具類の整備

加工場は、常に材料及び工具類を整理整頓しておくこと。

2. 作業開始前の点検

鉄筋加工機及び工具類は、作業前に点検し、適正な工具を使用し、不良品は使用しないこと。

3. 運搬作業

(1) 長尺物は2人以上で持ち、無理な運搬はしないこと。また、バラものは束ねて運搬すること。

(2) 運搬中は、他のものに接触しないよう前後を注意すること。曲げた長尺鉄筋等は特に注意すること。

4. 作業床の設置

高所で組立作業を行うときは、安全な作業床を設けること。作業床を設けることが困難なときは、必ず安全帯を使用するか防護網を設けること。

5. 通路の確保

鉄筋の組立箇所では、鉄筋上に歩み板を敷く等により、安全な通路を確保すること。

安衛則 518

第3節 型枠工

1. 型枠支保工の構造

(1) 型枠支保工は、コンクリート打設の方法に応じた堅固な構造とし、組立図に従って組み立てること。なお、組立図は、部材の設計計算に基づき作成すること。

(2) 型枠支保工は、倒壊事故を防止する措置を講じたものとする。

安衛則 239, 240

安衛則 242

安衛則 237

2. 材料

材料は、著しい損傷、変形又は腐食があるものを使わないこと。

3. 作業主任者の配置

型枠支保工の組立・解体の作業は、技能講習を終了した作業主任者の直接の指揮によ

安衛則 246

| | |
|--|---------|
| り行うこと。 | |
| 4. 悪天候時の作業中止 | 安衛則 245 |
| 強風、大雨等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。 | |
| 5. 規格品の使用 | |
| (1) 支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材及びパイプサポートには、それぞれ規格品又は規定のものを使用すること。 | 安衛則 238 |
| (2) 型枠支保工については、型枠の形状、コンクリートの打設方法等に応じた堅固な構造のものとする。 | 安衛則 239 |
| 6. 型枠支保工についての措置 | |
| (1) 支柱の沈下、滑動を防止するため、必要に応じ、敷砂・敷板の使用、コンクリート基礎の打設、杭の打ち込み、根がらみの取り付け等を行うこと。 | 安衛則 242 |
| (2) 支柱の継手は、突き合わせ又は差し込みとし、鋼材はボルト、クランプ等を用いて緊結すること。 | 安衛則 242 |
| (3) 型枠が曲面の場合には、控えの取り付け等、型枠の浮き上がりを防止するための措置を講じること。 | 安衛則 242 |
| (4) 支柱は、大引の中央に取り付ける等、偏心荷重がかからないようにすること。 | |
| (5) 型枠支保工の組立、解体の作業では、作業区域には関係者以外の立入りを禁止すること。また、材料、工具の吊り上げ、吊り下げには、吊り綱、吊り袋を用意すること。 | 安衛則 245 |
| (6) 鋼管支柱は、高さ2m以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、堅固なものに固定すること。 | 安衛則 242 |
| (7) パイプサポートは3本以上継いで用いないこと。また、パイプサポートを継いで用いるときは、4個以上のボルト又は専用の金具を用いること。 | 安衛則 242 |
| (8) 鋼管枠と鋼管枠との間には、交差筋かいを設けること。 | 安衛則 242 |
| (9) 鋼管枠の最上層及び5層以内ごとの箇所において、型枠支保工の側面並びに枠面の方向及び交差筋かい方向に、5枠以内ごとの箇所に水平つなぎを設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。 | 安衛則 242 |
| (10) 鋼管枠の最上層及び5層以内ごとの箇所において、型枠支保工の枠面の方向における両端及び5枠以内ごとの箇所に、交差筋かいの方向に布枠を設けること。 | 安衛則 242 |
| 7. 型枠組立解体作業 | |
| (1) 足場は作業に適したものを使用すること。 | 安衛則 245 |
| (2) 吊り上げ、つり下げのときは、材料が落下しないように玉掛けを確実にすること。 | |
| (3) 高所から取り外した型枠は、投げたり、落下させたりせずロープ等を使用して、型枠に損傷を与えないよう降ろすこと。 | |
| (4) 型枠の釘仕舞いはすみやかに行うこと。 | |
| (5) 型枠の組立、解体作業を行う区域には、関係作業員以外の者の立入りを禁止すること。 | |

第4節 コンクリート工

1. コンクリート混合設備

- (1) プラントの組立作業には、作業主任者を定め、組立図に従って安全な作業を行い、組立完了後、試運転を行ってから使用すること。

| | |
|---|--------------|
| (2) プラントの出入口には、状況に応じて、誘導員を配置すること。 | |
| (3) 安全な作業通路を設け、照明は十分に行うこと。 | 安衛則 540, 541 |
| (4) 計量室その他には、必要に応じて換気扇を設置し、計量室では防塵マスクを使用すること。 | |
| (5) 骨材ストックパイルの内部には、立入りを禁止すること。 | |
| (6) 機械の注油、清掃等をする時は、必ず機械を止めてから行うこと。 | 安衛則 107 |
| 2. コンクリート打設設備 | |
| (1) ケーブルクレーンを使用するときは、操作については第6章6節2によるとともに、バケットからコンクリートが漏れないように、きちんと口を閉めること。 | |
| (2) バケットの下及びバンカー線内には作業員を入れないこと。 | |
| (3) 移動式クレーン等を使用するときは、第4章第5節によること。 | |
| (4) コンクリートポンプ類を使用するときは、パイプ類は堅固に保持し、パイプ類の取り付け、取り外しは丁寧に行うこと。 | 安衛則 171の2 |
| (5) 移動式のベルトコンベヤには、感電を防止するための感電防止用漏電遮断装置を接続すること。 | 安衛則 333 |
| (6) 固定式のベルトコンベヤは、しっかりした架構に固定し、ベルトに沿って通路を設けること。 | |
| (7) 作業員の身体の一部がベルトコンベヤに巻き込まれるおそれがあるとき等緊急時には、直ちに運転を停止できる装置を設けること。 | 安衛則 151 |
| (8) コンクリート打設にシュートを使用するときは、コンクリートがあふれないように、コンクリートの品質、投入法、シュート形状、勾配及び連結方法等を配慮してシュートを配置すること。 | |
| (9) ブーム車は、アウトリガーを確実に設置し、筒先との合図を明確にして、転倒やホースの横振れを防止すること。 | 安衛則 171の2 |
| (10) コンクリート打設の最後に、水又はエアーで管内のコンクリートを送る場合には、配管先端にポール受け管の吐け口を下に向けて（飛散に安全な方向に向けて）、チェーン等を用いて配管先端部を振れないように固定しておくこと。 | 安衛則 171の2 |
| 3. コンクリート打設作業 | |
| (1) 作業前に足がかり、型枠支保工及び型枠を点検し、不備な箇所は作業前に補修しておくこと。また、異常を認めた場合には、作業を中止し、適切な措置を講じること。 | 安衛則 244 |
| (2) ホッパやシュートの勾配と接続部を点検し、適正なものとしておくこと。 | |
| (3) 作業開始、中止等の合図連絡の方法をあらかじめ定めておき、合図を確実に行うこと。 | |
| (4) 高所作業で墜落の危険のおそれのある場合は、安全帯の使用、手すりの設置、防護網の設置等、墜落及び落下防止の措置を講じること。 | 安衛則 518, 519 |
| (5) 型枠支保工等に偏圧が作用しないように、事前に、打設順序及び1日の打設高さを定め、均等に打設すること。 | |
| (6) コンクリート等の吹き出し等により、作業員に危険を及ぼすおそれのある場所には、立入禁止措置を講じること。 | 安衛則 171の2 |
| (7) 打設中は、型枠、型枠支保工、シュート下、ホッパ下等の状態を適宜点検し、安全であることを確かめること。 | |
| (8) コンクリートポンプ車の装置の運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者以外は運転しないこと。 | 安衛則 36 |
| 4. 運転手付き機械等の使用 | |
| 第4章6節2に準ずること。 | |

第10章 圧気工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第5章第1節1、2に準ずること。

2. 事前調査における共通事項

第1章第2節に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) 有毒ガス、地熱、酸素欠乏のおそれ等について調査を行い、その結果を記録・保存すること。
- (2) 砂礫層等酸素欠乏空気発生のおそれのある地層を掘削する場合の圧気工法の圧気のかかる部分から周辺1km以内の範囲にある井戸、配管について、酸素空気漏出の有無について調査すること。

酸素欠 24

4. 施工計画

第1章第3節に準ずること。

第2節 圧気作業

1. 有資格者の選任

圧力 0.1MPa 以上の圧気を必要とする場合には、高圧室内作業主任者の免許を有する者を作業主任者に専任すること。

高圧則 10

2. 特別の教育

- (1) 高圧室作業に関する特別教育を、全作業員に行うこと。
- (2) 下記の業務については、その業務について、特別の教育を受けた者以外は作業に従事させないこと。また、作業中はその持ち場を離れないこと。
 - ① 作業室への送気を調節するための弁又はコックを操作する業務（ゲージ係）
 - ② 高圧室に出入りする作業員に加圧又は減圧を行うための送気又は排気の調節弁又はコックを操作する業務（ロックテンダー）

高圧則 11

3. 非常事態に対する措置

非常事態に対する対策を検討し、連絡方法、信号、合図等及び作業員の避難の方法をあらかじめ定めておくこと。

安衛法 25, 30

4. 救護の措置

- (1) 0.1MPa 以上の圧気工法による作業を行うときは、作業員の救護に関する器具等を備え付けること。
- (2) 救護に関し備えつけられた機械等の使用方法及び救急処置、安全な救護の方法等について訓練を行い、これを記録しておくこと。
- (3) 作業員の救護に関し、次の事項を定めておくこと。
 - ① 救護に関する組織
 - ② 救護に関し必要な機械等の点検整備に関する事項
 - ③ 救護に関する訓練の実施に関する事項
- (4) 高圧室内において作業を行う作業員の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じておくこと。
- (5) 工事責任者は、作業員の救護に関し技術的事項を管理するものを選任し、その

安衛則 24の2
安衛令 9の2

安衛則 24の3

安衛則 24の4

安衛則 24の5

安衛則 24の6
24の7, 24の8

者を工事現場に常駐させ、安全に関し必要な措置をとらせること。

5. 健康管理

(1) 高圧室作業員には、定期的に特殊健康診断を行い、不適合者には作業をさせないこと。高圧則 38, 41

(2) 高圧室作業員の勤務表を作り、健康管理を行うこと。高圧則 15

6. 高圧室内作業の管理

(1) 作業員以外の者が圧気室に入ることを禁止すること。特に入室の必要がある者については、その都度、高圧室内作業主任者が許可を与えること。高圧則 13

(2) 加圧、減圧の速度は規定のとおり行うこと。(毎分 0.08Mpa 以下の速度及び減圧の場合には規定された減圧停止時間を含める。)高圧則 14, 18

(3) 高圧室の作業員には、規定された作業時間以上室内作業をさせないこと。高圧則 15

(4) 連絡方法、信号、合図等を規定し、全作業員に周知させること。高圧則 21

(5) 減圧に要する時間を高圧室内作業員に周知させること。高圧則 20

(6) 非常時の退避方法について作業員に周知させること。

(7) 再圧室は常時使用できる状態であるか確認すること。高圧則 44

7. 作業主任者の携帯器具

作業主任者は、携帯式の圧力計、懐中電灯、ガス測定器、非常信号用器具を携帯すること。高圧則 26

8. 火気類の危険の周知

(1) 作業員に高圧下における可燃物の燃焼危険について周知させること。高圧則 25の2

(2) マッチ、ライター等発火のおそれのある物の持ち込みは禁止し、その旨を表示すること。

(3) 溶接、溶断等火気又はアークを使用する作業を行わないこと。

9. 高圧室の設備

作業室の気積は、作業員 1 人について、4 m³以上確保できるように計画すること。高圧則 2

10. 作業の禁止

(1) 送気設備の故障、出水等他の事故により高圧室内作業員に危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは、高圧室内作業員を潜函、圧気シールド等の外部へ退避させること。高圧則 23

(2) 事故により高圧室内作業員を外部に退避させたときは、送気設備の異常の有無、潜函等の異常な沈下の有無及び傾斜の状態、部材の変形等について点検し、安全を確認した後でなければ、内部を点検する者等を潜函、圧気シールド等に入れないこと。

11. 発破作業

作業室内において発破を行ったときは、作業室内の空気が、発破前の状態に復するまで、高圧室内作業員を入室させないこと。高圧則 25

第3節 仮設備

1. 送気設備

(1) 停電、故障等による送気の中断に対処し得るよう、予備のコンプレッサを用意すること。(予備のコンプレッサは他の系統の動力を使用すること。)

(2) 作業室及び気閘室への圧縮空気並びに冷却装置を通過した空気温度が異常に上高圧則 7の2

| | |
|---|----------|
| 昇した場合は、関係者に速やかに知らせるための自動警報装置を設けること。 | |
| (3) 自記気圧計、送気自動調節装置を取り付け、作業室内の気圧管理を確実に行うこと。 | |
| (4) 送気管、送排気弁、空気圧縮機、空気洗浄装置等は常に点検し、不備のないよう保管管理しておくこと。 | |
| 2. 気閘室 | |
| (1) 気閘は、原則として人用気閘（マンロック）と材料用気閘（マテリアルロック）を独立して設置し、常時使用できるよう点検管理を行うこと。 | |
| (2) 潜函において、気閘は、原則として水面上にあるようにシャフトの組立てを行うこと。 | |
| (3) 気閘室の床面積及び気積は、加圧又は減圧を受ける高圧室内作業員1人について、それぞれ0.3m ² 以上及び0.6m ³ 以上とすること。 | 高圧則 3 |
| (4) 圧力 0.1MPa 以上の気圧下に使用する気閘室には、自記記録圧力計を備えること。 | 高圧則 20の2 |
| (5) 気閘室の床面の照明は20ルクス以上とし、気閘室内の温度が10° C 以下の場合、適当な保温用具を設けること。また、気閘室内には椅子その他の休息用具を設けること。 | 高圧則 20 |
| 3. 再圧室 | |
| (1) ホスピタルロック（再圧室）を用意し、常時使用できる状態にしておくこと。 | 高圧則 42 |
| (2) 再圧室は、法令で定める構造規格に合致したもので、送・排気設備、外部との連絡設備、暖房設備及び消火設備などを完備したものであること。 | |
| 4. 換気設備 | |
| (1) 有毒ガス及び酸素欠乏空気による事故を防止するため、換気は十分にを行い、ガス、酸素の測定及びそれらへの対策として必要な措置を講じること。 | 高圧則 17 |
| (2) 作業室及び気閘室における炭酸ガスの分圧は、作業室内作業員の健康障害を防止するため、0.5kPa を超えないように換気その他必要な措置を講じること。 | 高圧則 16 |
| 5. 作業室 | |
| (1) 作業室内及びロック内には十分な照明を行うこと。 | |
| (2) 作業室、シャフト及び気閘室には、停電による異常事態の発生に備え、避難経路が確認できる非常灯を設置すること。 | |
| (3) 作業室内において電動式の掘削・積込機械を使用する場合は、電気機器の漏電による感電の危険を防止するため、必要な措置を講じること。 | |
| (4) 作業室内において電気発破を使用する場合は、函内照明配線等からの漏洩電流による爆発がないように、適切な措置を講じること。 | |
| 6. 連絡設備 | |
| (1) 作業室及びロックと外部との連絡設備を必ず設けること。（独立した2系統の設備とすること。） | 高圧則 21 |
| (2) 信号配線は、専用回路とすること。 | |
| 7. 電力設備 | |
| (1) 電球及び開閉器等は、防爆構造のものを使用し、他の可燃物に対する着火源とならないようにすること。 | 高圧則 25の2 |
| (2) 停電時の対策のために、異なる2系統から受電するか又は、専用発電機を設備すること（切替え送電に当たっては、自動的に行える設備とする。）。 | |
| (3) 引き込み用自主開閉器、分岐開閉器、及び遮断器は、原則として圧気されていない箇所に設けること。 | |

- (4) 電動機は、全閉形電動機を使用すること。
- (5) 移動用電動機及び移動用照明器具は、必ず感電防止用漏電遮断器を接続して配線すること。
- (6) 作業室内で使用する電動機器の接地は、原則として接地線を用い、函外において接地工事を行うこと。

8. 消火設備

圧気工事現場には、消火設備を設けること。

第4節 施工中の調査及び管理

1. 沿道調査

工事の進捗に伴い周辺の地表面、隣接構造物等に変状をきたすことのないように、一定期間定期的に観測を行い、必要に応じて適切な対策を講じること。

2. 可燃性ガスの濃度測定

可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、爆発又は火災を防止するため、可燃性ガスの濃度を測定する者を指名し、毎日作業を開始する前に、当該可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記録すること。

3. 圧気設備の点検

高圧室内作業を行うときは、設備について定められた期間ごとに点検し、作業員に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認められたときは、修理その他必要な措置を講じること。また、修理その他必要な措置を講じたときは、その都度、その概要を記録して、これを3年間保存すること。

4. 作業環境の測定

圧気作業現場には、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定すること。また、測定を行ったときは、その都度記録して、これを3年間保存すること。

5. 酸素濃度測定

酸素欠乏空気の発生するおそれのある地層、又はこれに接近する箇所において、圧気工法による作業を行うときは、当該作業により酸素欠乏の空気が漏出するおそれのある井戸又は配管について、空気の漏出の有無、及びその空気中の酸素の濃度を定められた範囲で調査すること。

安衛則 382の2

高圧則 22

酸欠則 3

酸欠則 24

第5節 ニューマチックケーソン基礎工事

1. 刃口据え付け

据え付け地盤は、十分な支持力を有する不陸のない地盤とすること。

2. 連絡設備

- (1) 作業室及び気間室とケーソン外部との連絡には、必ず通話装置を含む2系統以上の連絡装置を設置すること。
- (2) 掘り下げの深さが20mを超えるときは、作業を行う箇所と外部との連絡のための電話、電鈴等の設備を設けること。

3. 救護体制及び避難訓練

- (1) 停電、事故等の場合の退避については、常に方法、順序等を訓練しておくこと。
- (2) 潜函に入る場合、室内に人員がいなるときは、1人で入らないこと。

高圧則 21

安衛則 377

安衛法 25

4. 掘削設備

- (1) 掘削土砂排出用のバケットとワイヤロープとの連結器具及びワイヤロープ等は常に点検し、不備のまま使用しないこと。
- (2) バケットの反転止め金具は、昇降ごとにはずれていないことを確認すること。
- (3) バケットは、シャフトの中程に宙吊りにして止めておかないこと。
- (4) 潜函の上扉、下扉は、常に点検し、開閉が円滑に行われるようにしておくこと。

5. 昇降設備

作業員が安全に昇降するための設備を設けること。

6. 潜函への出入り

潜函に出入りする際は、扉の上に乗らないこと。

7. 荷役作業

- (1) 止むを得ない場合を除いて、バケットに乗って昇降しないこと。
- (2) 掘削土砂の排出、資材の搬入等は相互に信号を確認してから行うこと。

8. 掘削作業

- (1) 掘削作業は、地質図、沈下関係資料等により確認したうえで行うこと。
- (2) 掘削は、シャフトの中心より外側へ小刻みに掘り進み、刃口下方は50cm以上掘り下げないこと。
- (3) 減圧して潜函を沈下させる場合には、作業員を必ず外部へ退避させてから行うこと。
- (4) 作業室内で発破を行った場合には、十分換気して清浄な空気になってから入ること。
- (5) 昇降設備、連絡設備、送気設備が故障しているとき、潜函内部へ多量の水が浸入する恐れのあるときは、潜函などの内部で掘削の作業を行わないこと。

安衛則 377

高圧則 25の3

高圧則 24

高圧則 25

安衛則 378

第11章 鉄道付近の工事

第1節 事前協議及び事前調査

1. 適用

線路に近接して列車運転に影響を及ぼすおそれのある土木工事に適用する。

なお、鉄道の線路内で土木工事を施工する場合は、鉄道事業者と十分協議のうえ、その指示に従うこと。

2. 事前協議

鉄道に近接して土木工事を施工する場合で、列車運転及び旅客公衆に危害を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ鉄道事業者と協議して、次の事項について、協議書・覚書等を取り交わすこと。

- ① 鉄道事業者に委託する工事と範囲の決定
- ② 工事施工のための、詳細な施工計画及び事故防止対策
- ③ 工事施工の順序及び方法、並びに作業時間等に関する規制と、その規制を実施するための具体的な方法
- ④ 工事施工に支障する鉄道施設の移設並びに防護方法に関する事項
- ⑤ 安全確保のための有資格者の配置及び鉄道事業者の立会の範囲
- ⑥ 列車運転等の安全並びに鉄道諸設備の保全に関し必要な事項
- ⑦ 列車運転及び旅客公衆の安全並びに危険があると認めた場合等の緊急措置の方法
- ⑧ 保安及び保全に関する安全教育の内容

3. 変更時の再協議

事前協議により決定された事項に変更の必要が生じた場合、並びに疑義が生じた場合等は、鉄道事業者と再協議すること。

4. 事前調査

- (1) 第1章第2節に準ずること。
- (2) 鉄道付近の工事における事前調査は、特に次の事項に留意して実施する。
 - ① 工事が列車運転によって制限される場合は、運転状況を調査すること。
 - ② 工事施工地域付近の線路と道路との関係及び鉄道の運行計画、道路の交通量等を調査すること。

第2節 近接作業

1. 共通事項

第1章第3節に準ずること。

2. 鉄道付近の工事における留意事項

列車運転に支障を及ぼすおそれのある工事では、作業時間、作業場所、作業人員、使用機械、使用資材等を十分検討の上、施工計画書を作成し、本章第1節に述べた鉄道事業者との事前協議を行うこと。

3. 保安体制の確立及び安全設備

事前協議によって定められた保安体制の確立及び有資格者の配置並びに安全設備（線路立ち入り禁止柵、架空線防護工、落下物防護工等）等の設置を行った後、工事

公災防(土) 28

安衛法 14
19の2, 20, 59, 61

| | |
|---|---------------------------|
| に着手すること。 | |
| 4. 保安教育 | 安衛法 20, 29, 30 安衛則 638 |
| 鉄道付近の土木工事従事者には、鉄道に関する建築限界、架空線、地下埋設物、列車運転状況、緊急時の措置等について、必要に応じて事前に適切な指導教育を行うこと。 | |
| 5. 作業責任者 | 安衛法 14 |
| それぞれの作業毎の作業責任者を定め、その指揮のもとに作業を行うこと。 | |
| 6. 毎日の作業内容の打合せ | |
| (1) 毎日の作業内容について、保安打合せ票等を作成し、鉄道事業者の立会者と事前の打合せを行うこと。 | |
| (2) 打合せ票に決められた事項は、毎日作業開始前に作業員全員に周知徹底し、決められた事項を厳守すること。 | |
| 7. 列車見張り員 | |
| 列車見張りを必要とする作業には、作業開始前に鉄道事業者の指定する資格を有する列車見張り員を配置するとともに、所定の保安設備を設置すること。 | |
| 8. 鉄道建築限界の明示 | |
| 必要な箇所には標識ロープ、表示杭等により鉄道建築限界を明示すること。 | |
| 9. 地下埋設物、架空線の取扱い | |
| (1) 地下埋設物については、確認のうえ、注意標等を設け、施工により損傷のおそれがある場合は、鉄道監督員等の立会のうえ施工を行うこと。 | |
| (2) 架空線に接触のおそれがある工事の施工に当たっては、架空線の防護工を設置し、架空線と機械、工具、材料等は、安全な離隔を確保すること。 | 安衛則 342, 345, 347 |
| 10. 工事用重機械等の運転資格と管理 | 安衛法 61 安衛令 20 |
| 工事用重機械及び工事用自動車は、所定の資格を有する者に運転操縦及び誘導をさせ、事故防止上適切な管理を行うこと。 | |
| 11. 列車通過時の一時施工中止 | |
| 列車の振動、風圧等によって不安定な状態となるおそれがある工事又は乗務員に不安を与えるおそれのある工事は、列車の接近時から通過するまで一時施工中止すること。 | |
| 12. 既設構造物への影響調査と報告 | |
| 既設建造物、施設等に影響を与えるおそれのある工事の施工に当たっては、鉄道事業者等の指示により異常の有無を検測し、報告すること。 | |
| 13. 線路内への立ち入り | |
| (1) 線路内には、みだりに立ち入らないこと。 | |
| (2) 鉄道事業者の承認を得て、やむを得ず線路横断をするときは、指差呼称して列車等の進来を確認し、線路に対し直角に横断すること。 | |
| 14. 軌道回路の短絡防止 | |
| 自動信号区間におけるレール付近では、電導体（鉄筋、コンベックス等）が左右レールに接触することにより発生する軌道回路の短絡事故（片側のレールに振れるだけで電位差による短絡もある。）に留意すること。 | |
| 15. 緊急時の対応 | 安衛法 25 |
| (1) 万一事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに列車防護の手配をとるとともに速やかに関係箇所に連絡し、その指示を受けること。 | |
| (2) 緊急連絡表は、見やすい場所に掲示しておくこと。 | |

第3節 各種作業

1. 仮設工等

- (1) 線路に近接して工事事務所、休憩所、材料倉庫等の仮設を行う場合は、安全、堅固にし、絶対に建築限界を侵さないこと。特に暴風雨、天災のおそれのある場合には厳重に点検し、不良箇所等は改修又は補強すること。
また、仮置等に当たっては、シート等が飛散しないように留意すること。
- (2) 線路に近接した足場の組み立て解体は、作業方法、作業量を定め列車運転状況を確認し、安全な列車間合いに行うか、又は線路閉鎖工事で行うこと。
- (3) 足場、控え綱、切り梁等を取り付ける場合は、レール・枕木、橋桁、電柱等の鉄道施設物を利用しないこと。
- (4) 架空線等に接近して仮設作業をする場合は、架空線と取扱い材料の必要な離隔を確保するための措置を講じること。
- (5) 乗降場等に近接して設置する仮設通路等の仮設物は、特に旅客公衆等の安全確保のための措置を講じること。
- (6) 線路、道路等に物が落下するおそれがある場合は、落下防護網等を設け、落下物による事故防止を図ること。

安衛法 31

安衛則 342, 345, 347
349

安衛則 537
公災防(土) 101

2. 杭打ち工

- (1) 地下埋設物に接近して杭を打ち込む場合は、関係者の立会で作業を行うこと。
- (2) 杭の打ち込みにより、レールに変状を起こさないよう措置を講じること。

安衛則 194

3. 掘削

- (1) 掘削作業に先立ち、地下埋設物の有無について鉄道事業者と打合せ、地下埋設物は試掘等により確認を行うこと。また、地下埋設物の付近は人力により慎重に作業を行うこと。
- (2) 掘削箇所に接近して鉄道施設物等がある場合は、十分な防護措置を施すこと。
- (3) 掘削に伴って発生する周辺の地盤沈下の測定を行うこと。特にレール及びその周辺の地盤の沈下の測定は、所定の頻度で行い、鉄道事業者に報告すること。
また、特に地下水位が高い砂層又は軟弱地盤を掘削する場合は、ボーリング、ヒービング等の発生に注意する他、周辺地盤の沈下防止に努めること。
- (4) 重機械を使用して掘削する場合は、線路方向へ旋回しないこと。また、地下埋設物の付近では重機械を使用しないこと。

安衛則 355, 363
公災防(土) 36

安衛則 362

安衛則 358

安衛則 363

4. 切り取り、盛土工事

- (1) 線路に接近して切り取り又は盛土工事を行う場合は、土砂崩壊、落石等により列車又は鉄道施設等に危害のないよう適切な線路防護工を設置すること。
- (2) 切り取り又は盛土土砂が多量な場合は、一回当たりの掘削量は、運搬能力に応じた量とし、発生土は線路側に置かないようにして建築限界を侵さないこと。
- (3) 降雨によるのり面等からの流失土砂等が線路内に流入しないよう措置を講じること。

安衛則 362

5. 型枠工、鉄筋工、コンクリート工

- (1) 線路付近の作業に当たっては、工具、材料、仮設材等が鉄道建築限界を侵さないこと。また、必要に応じて線路防護工を設置すること。
- (2) 型枠材等は、仮置き、組立、解体中に突風等で線路内に飛散しないように厳重な管理をすること。
- (3) 架空線に近接した作業にあつては、架空線と安全な離隔を確保すること。所定の離隔を侵すおそれのある場合は、架空線の防護工を設置すること。

安衛則 342, 345, 347

(4) コンクリートポンプ車のブーム及びホースが旋回時の振れ等により、架空線に触れたり、建築限界を侵さないこと。

安衛則 171の2

第 12 章 土石流の到達するおそれのある現場での工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は、土石流の到達するおそれのある現場での工事に適用する。

2. 工事内容の把握

- (1) 第5章第1節1. 2. に準ずること。
- (2) 土石流が発生した場合には、現場で作業中の作業員に被害を与える危険性があることから、作業員の安全確保が図られるよう配慮する必要がある。
このことを十分認識して工事内容を把握すること。

3. 事前調査における共通事項

- (1) 第1章第2節に準ずること。

4. 事前調査における留意事項

工事を安全に実施するため、次の事項について必要な調査を行い、その結果を記録しておくこと。

- (1) 工事対象溪流並びに周辺流域について、気象特性や地形特性、土砂災害危険箇所の分布、過去に発生した土砂災害発生状況等、流域状況を調査すること。
- (2) 災害が発生した後の現場のうち、再び災害が発生する危険性のある現場では、特に十分な調査を実施すること。

5. 施工計画における共通事項

- (1) 第1章第3節に準ずること。

6. 施工計画における留意事項

- (1) 事前調査事項に基づき、土石流発生の可能性について検討すること。その結果に基づき上流の監視方法、情報伝達方法、避難路、避難場所を定めておくこと。
- (2) 降雨、融雪、地震があった場合の警戒・避難のための基準を定めておくこと。
このため、必要な気象資料等の把握の方法を定めておくこと。
- (3) 土石流の前兆現象を把握した場合の対応について検討しておくこと。
- (4) 安全教育については、避難訓練を含めたものとする。
- (5) 同一溪流内で複数の発注機関により発注された工事関係者が同時に工事を実施する場合、工事関係者間の十分な連携が図られるよう、連絡協議会等の体制を整えておくこと。

7. 現場管理

- (1) 土石流が発生した場合に速やかにこれを知らせるための警報設備を設け、常に有効に機能するよう点検、整備を行うこと。
- (2) 避難方法を検討のうえ、避難場所・避難経路等の確保を図るとともに、常に有効に機能するよう点検、整備を行うこと。避難経路に支障がある場合には、登り棧橋、はしご等の施設を設けること。
- (3) 「土石流の到達するおそれのある工事現場」での工事であること並びに警報設備、避難経路等について、その設置場所、目的、使用方法を工事関係者に周知すること。
- (4) 現場の時間雨量を把握するとともに、必要な情報の収集体制・その伝達方法を確立しておくこと。なお、積雪期においては、積雪状況、気温等も合わせて把握すること。

安衛則 575の9
調査及び記録

安衛則 575の10
土石流による労働災害
防止に関する規定

安衛則 642条2の2

安衛則 575条の14
警報用の設備
安衛則575条の15
避難用の設備

安衛則 575条の14, 15
警報設備、避難設備
(周知)

安衛則 575条の11
把握及び記録

- (5) 警戒の基準雨量に達した場合は、必要に応じて、上流の監視を行い、工事現場に土石流が到達する前に避難できるように、連絡及び避難体制を確認し工事関係者へ周知すること。
- (6) 融雪又は土石流の前兆現象を把握した場合は、気象条件等に応じて、上流の監視、作業中止、避難等必要な措置をとること。
- (7) 避難の基準雨量に達した場合又は、地震があったことによって土石流の発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止し作業員を避難場所に避難させるとともに、作業の中止命令を解除するまで、土石流到達危険範囲内に立入らないよう作業員に周知すること。
- (8) 作業の中止命令を解除した後の工事再開に当たっては、工事中の安全に支障となるような流域状況の変化がないか確認し、必要に応じて監視方法の見直し等を行うこと。
- (9) 工事の進捗に応じて、工事範囲、施工方法等変化することを確認し、連絡体制、避難体制等の見直しを行うこと。
- (10) 工事現場に係る情報（降雨量、写真、流水の濁りや流量の状況）を時系列に整理・保存しておくこと。
- (11) 土石流に関する教育や講習会、避難訓練等を実施すること。
 なお、避難訓練は工事開始後遅滞なく1回、その後6ヶ月以内ごとに1回行い、その結果を記録したものを3年間保存すること。

安衛則 575条の12
 降雨時の措置
 安衛則 575条の13
 退避

安衛則 575条の9
 調査及び記録
 安衛則 575条の16
 避難の訓練

第13章 道路工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は主に、現道上で行う舗装工事、道路維持修繕工事に適用する。

2. 工事内容の把握

第5章1節1、2に準ずること。

3. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

4. 事前調査における留意事項

作業の安全及び公衆災害防止を確保するため、以下の事項について調査すること。

- ① 交通（交通量、通学路、バス路線、地下鉄、地下街への出入口、迂回路等）への影響
- ② 環境（騒音、振動、煙、ごみほこり、学校・病院・商店・住宅に与える影響等）への影響
- ③ 搬入道路（幅員、路面の強度、舗装の有無、交通量、交通規制等）
- ④ 資機材の置場（外部及び現場よりの搬入出路の交通量、置場の管理等）

5. 施工計画

第1章3節、第6章1節4、5に準ずること

6. 道路工事における現場管理

- (1) 第1章4節、第2章10節に準ずること。
- (2) 道路工事は一般の交通流と対面して工事が行われることが多いので、その際の作業箇所には必ず交通誘導員、保安要員を配置し、現場内の安全を図るとともに、車両の誘導並びに事故防止に当たること。
- (3) 誘導員の配置に当たっては、歩行者及び通行車両に対する安全確保に十分配慮すること。
- (4) 工事施工前に工事案内標識を設置し、一般通行車両及び歩行者に対して広報を十分に行うこと。

7. 協議及び許可

施工に当たっては、道路管理者、警察、関係機関等との十分な協議、打合せを行い、必要に応じて、許可を受けた上で安全に配慮し行うこと。

第2節 交通保安施設

1. 道路標識等

- (1) 工事による交通の危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討すること。
- (2) 道路管理者及び所轄警察署長との協議書又は道路使用許可書に基づき、必要な道路標識、標示板等を設置すること。

2. 保安灯

- (1) 夜間施工の場合は、道路上又は道路に接する部分に設置した柵等に沿って、高さ1m程度のもので、夜間150m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置すること。

公災防（土）17
「道路工事保安施設
設置基準（案）」
（S 47.2国道第一課）
道発第 372（S37.8.30）
公災防（土）18

(2) 保安灯の設置間隔は、交通流に対面する部分では2m程度、その他の道路に面する部分では4m以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置すること。

3. 交通量の特に多い道路での保安施設

- (1) 現場の交通流に対面する場所に、工事中を示す標識板を設置すること。
- (2) 夜間においては、必要に応じて、200m前方から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色又は赤色注意灯を、標識板の近くに設置すること。
- (3) 工事予告板は、50mから500mの間の路側又は中央帯の視認し易い箇所に設置すること。また、交通規制の方法及び周辺の通路状況等に応じて、更に手前から工事予告板を設置することについても考慮すること。

4. 現場付近における交通の誘導

- (1) 現場への出入口、規制区間の主要箇所には、必要に応じた交通誘導員を配置し、道路標識、保安灯、カラーコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないように努めること。
- (2) 交通誘導員は、進入車両が余裕をもって方向転換できる位置から視認可能な場所で、保安施設内において誘導すること。

5. 迂回路

一般の交通を迂回させる場合は、所轄の警察署長の指示に従い、案内標識板等を設置すること。

6. 工事責任者の巡回

工事責任者は、常時現場を巡回し、安全上の不良箇所を発見したときは、直ちに改善すること。

第3節 道路舗装

1. 作業区域内の区分

作業区域内には、関係者以外が立ち入らないように固定柵かこれに類するものを設置すること。また、立入禁止の標示板等を設置すること。

2. 監視員又は誘導員の配置

作業員の働いている付近、土石の落下・崩壊のおそれのある場所、見通しのきかない場所及び一般交通用道路と交差する箇所、崖縁等で機械を運転するときは、監視員又は誘導員を配置すること。

3. 作業時の服装等

工事関係者は、保安帽、作業衣、作業靴を着用し、特に夜間の場合は反射する安全チョッキを着用すること。

4. 機械作業における留意事項

第4章1節、第4章2節に準ずること。

5. 作業員の励行事項

- (1) 作業手順に基づく作業を行うこと。
- (2) 常に機械の動きに注意すること。

第4節 維持修繕工事

1. 保安施設等の設置及び管理

(1) 作業箇所では、道路条件に応じて、適切に各種標識、バリケード等の設置、又

道発 558
(S 37. 12. 27)
公災防 (土) 19

公災防 (土) 19

道発 372
(S 37. 8. 30)
公災防 (土) 20

道発 372
(S 37. 8. 30)
公災防 (土) 21
安衛則 637

安衛則 151の6
安衛則 157

は工事標識車等を配置したうえで行うこと。

- (2) 作業箇所には、交通誘導員を配置すること。
- (3) 交互交通及び車線規制をする場合には、作業箇所の前後及び要所に同様の対策を取ることを。
- (4) 夜間工事の場合は、照明器具の点検を行い、十分な明るさの照明を行うこと。
- (5) 歩道に沿って作業を行う場合は、歩行者の安全を確保するため、歩車道の境界にバリケード等で作業区分帯を明確にすること。
- (6) 保安員は、使用車両に救急箱を備付け、応急処置を行えるようにするとともに、緊急の場合の連絡方法等をあらかじめ決定しておくこと。
- (7) 保安施設又は標識類の設置位置、設置方法は、交通の妨げとならないようにすること。
- (8) 塵埃、排ガス等の汚れを除去し、標識類等の視認性を確保すること。

2. 舗装、オーバレイ、目地シール工事等

- (1) 作業用機械の運行は、誘導員の指示のもとに行い、一般作業員との接触事故の防止を図ること。
- (2) 交通誘導員の服装は、特に目立つもの（反射するもの）とし、吹笛を用い、夜間は赤色の大型懐中電灯の他に必要に応じトランシーバーを用いる等により適切な誘導ができるようにすること。
- (3) 車道部における保安施設の設置及び撤去作業は、特に危険が伴うので、交通誘導員との協同作業にて行うこと。
- (4) 工事途中に生じる路面の段差は、緩やかにすりつけ、「段差あり」の標識を設置すること。
- (5) 打ち換え等により、区画線が消滅した場合は、交通開放前に仮区画線を設置すること。
- (6) 現場内並びに周辺は、常に清掃、整理に努め、資機材、土砂等を散乱させないようにすること。
- (7) 作業待機車は、工事標識、交通誘導員の見通しを妨げない位置とすること。

3. 歩道工事

- (1) 歩行者通路には堅固なバリケード、ガードフェンス等を設置すること。
また、標示及び作業区域を、明確に行うこと。
- (2) 作業箇所前後の保安灯は、特に注して設置すること。（夜間工事）

4. 区画線の設置等の作業

- (1) 交通誘導員を配置するとともに、ラインマーカー等の作業は先導車と作業車の間に入れて行うこと。
- (2) 設置完了後は、塗料が乾燥するまでカラーコーンで囲い、車両のスリップ事故を防止すること。
- (3) 作業員の服装は、特に目立つものとする。

5. 清掃、除草等の作業

- (1) ロードスイーパー、散水車等の清掃機械には、それらの作業を明示する標識を設け、通行車両が作業を予知できるようにすること。
- (2) 作業箇所は、カラーコーンで必ず標示すること。
- (3) 清掃機械作業の場合には、駐車車両等の作業の障害となる物に注意すること。
- (4) 草刈り、盛土の際の路肩作業は、車両通過の際の飛石等を防止するため、路面の落石等を除去してから行うこと。
- (5) 急斜面での法面作業は、転落防止のための命綱を使用すること。

- (6) 除草作業に機械を使用するときは、作業員及び道路上の飛石を防止するため、刈り込み前に異物を除去し、機械にも飛石防止の保護板等を設置すること。

第5節 道路除雪

1. 除雪計画と準備

- (1) スノーポール、除雪案内標識、構造物障害標示板を適切に設置し、除雪作業の障害防止に努めること。なお、障害物の撤去等の協力を市民に呼びかけて作業の安全を確保すること。
- (2) 雪崩、落石の危険のある地域の除雪については、作業前の現場調査により、現地標示を行い、その対策をたて、事故防止に努めること。
- (3) 除雪作業運転員は、準備期間中担当区間の道路状況、地形、危険物の位置等を熟知できるように、車両による試走を十分行うこと。
- (4) 排雪作業では、道路条件、交通量等により、交通制限の必要を生ずるため、道路管理者と関係機関の協議に基づき、交通誘導員を配置して、安全な運行を確保すること。
- (5) 除雪機械には、作業を明示する標識を設け、通行車両が作業を予知できるようにすること。
- (6) 除雪作業員の服装は、視認性を考慮して明るい色彩のものとし、夜間作業の場合には、一部に反射テープを貼りつける等の安全対策を取ること。作業靴はスリッパを防止に役立つ形式のものとする。
- (7) 除雪作業は、長時間作業や夜間作業等の不時出勤があるので、宿泊及び休養の施設を準備し、健康管理を行うこと。また、過労作業にならないように適切な交替要員を配置すること。

2. 除雪作業

- (1) 2台以上の除雪機械が並行して作業を行う場合には、十分機械間の連絡を取り、危険の防止に努めること。
- (2) 夜間作業中に降雪等により視界が悪く作業が困難な場合には、単独作業を避け、低速除雪等に切り替え、作業の安全を図ること。
- (3) 投雪は、雪崩等を誘発させないように、安全な地点を選んで行うこと。特に斜面への投雪は、気温の高い時期には十分注意すること。
- (4) 道路条件に応じた適切な交通整理対策をたて、通過車両等の安全を図ること。
- (5) 投雪の方向は、民家、電線等を避け、絶えず安全な投雪場所を選びながら作業を行うこと。反対走行車線を越えて投雪する場合には、雪塊飛散による一般車両への損傷や風向きによっては、視界障害を起こすこともあるので、一時的な通行止めをして作業をすること。
- (6) サイドウイングによる段切作業は、構造物に注意し、横すべり等による事故を防止すること。また、その際には歩行者にも十分注意すること。

第14章 橋梁工事（架設工事）

第1節 一般事項

1. 適用

本章は、主に橋梁上部工架設工事に適用する。橋梁下部工工事、床版工、舗装工等は、共通工事編、各種工事編の関連章を参照のこと。

2. 工事内容の把握

第5章1節1、2に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) 第1章2節に準ずること。
- (2) 工事中に予想される気象、海象条件の他に、交通状態、環境などの現地状況をくわしく調査すること。
- (3) 供用中の道路上空において、架設作業等を行う場合は、その交通対策について事前に十分調査すること。
- (4) 河川部、海上部、海岸部、湖沼部等においては、水深、流速、潮位などの事前調査を十分に行うこと。
- (5) ベントの基礎、鉄塔の基礎、アンカー設置場所は十分な地耐力があるかどうか、事前に調査しておくこと。

4. 施工計画における留意事項

- (1) 第1章3節に準ずること。
- (2) 架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事中の安全を確保できるだけの規模と強度を有することを確かめること。
- (3) 作業中における橋桁等の安定性の確認を行い、綿密な作業の計画を立てること。
- (4) 作業に当たっては、当該工法に適した使用機材を選定すること。
- (5) 使用中の道路上空における橋桁の降下作業等を行う場合の交通対策については、道路管理者及び所轄警察署長の指示又は協議により必要な措置を講じること。
- (6) 設計時に考慮した施工法、施工順序と異なる方法、順序による場合は、あらかじめ架設時の応力と変形を検討し、架設中の構造物の安全を確かめること。

5. 橋梁工事における現場管理

第1章4節、第2章10節に準ずること。

第2節 鋼橋架設設備

1. 新規開発架設機材の使用

新しく開発・改良した架設機材を使用するときは、事前にその安全性と作業性を確認すること。

2. クレーン等重量物取り扱い機械

- (1) クレーン等重量物取り扱い機械は、常に保守点検に努めること。
- (2) クレーン等重量物取り扱い機械には、能力などを表示し、作業員全員に周知徹底させること。

3. 機械工具ロープ類の安全率

機械・工具・ロープ類・ベント材・サンドル材などは、正常なものでかつ荷重に対し適切な安全率を有するものとする。

クレーン則 24の2

4. ケーブルクレーン及びケーブルエレクション用鉄塔の設置

- (1) 材料・構造は、荷重に対して、適当な安全率を有するものとする。
- (2) 堅固な基礎の上に建て、滑り又は沈下を防ぐこと。
- (3) 控索は、原則として水平面との角度を60°以内とすること。

クレーン則 17

5. アンカーの設置

- (1) 施工計画に基づき、十分な耐力を有するアンカーを設置すること。
- (2) ロックアンカーを採用するときは、引抜き耐力試験により、必要な耐力を確認すること。

6. ケーブルクレーンのサグ

トラックケーブルは所定のサグになるように張り渡すこと。また橋部材の取付け時、荷を吊った状態で横引きする作業が生じる場合は、横荷重に対するトラックケーブルの安全率をチェックすること。

7. ケーブルクレーンに使用するワイヤロープ

- (1) トラックケーブル又はブーム起伏用索には、継いだ物は使用しないこと。
- (2) 走行索・巻上索には、原則として継いだものは使用しないこと。ただし、やむを得ず使用するときは、現地搬入前に十分な管理を行い、本差ししたものを使用すること。

8. 設備、部材置場の配置と保守

- (1) 部材置場は、計画に基づいて材料を区分し、搬出・搬入等に便利のように配置し、その保守に努めること。
- (2) 動力・照明・通信などの設備は、計画に基づいて設け、常にその保守に努めること。

安衛則 604, 605

9. 消火器等の整備

機械設備・火気取扱い場所等には、消火器などの消火設備を備えておくこと。

安衛則 289

10. 危険物の保管

ガソリン・重油・油脂・塗料・合成樹脂など引火性のものは、種別毎に定められた数量のものを作業上安全な位置に格納しておくこと。

安衛則 641

第3節 鋼橋架設作業

1. 架設作業

各作業は、施工計画に基づいて実施し、計画が変更となる場合は、変更施工計画を作成した後に、それに基づいて作業を行うこと。

安衛則 517の6
517の7

2. 指揮・命令系統等の明確化

- (1) 各作業に対しては、指揮・命令系統・作業手順・作業者の役割及び人員配置を明確にすること。
- (2) 近接した場所において他の作業が行われる場合には、各作業間で連絡・調整を十分に行い、作業をすること。

安衛則 517の8
安衛則 517の9

3. 架設機械の設置・点検

- (1) クレーン・移動式クレーン・送り出し装置などの架設機械は、施工計画に基づき設置すること。
- (2) ベント・ケーブルクレーン設備・送り出し設備などの架設設備は、載荷前に異常の有無を点検すること。

4. クレーン作業

- (1) 移動式クレーンの機体は、水平に設置すること。アウトリガーを設置する箇所

クレーン則 70の3

の地盤を点検するとともに、必要に応じて鉄板を敷くなど、地盤沈下を防止する措置を講じること。

- (2) クレーン作業において、橋部材などの巻き上げ・巻き下ろし中は、吊り荷の下に作業員を立ち入らせないこと。
- (3) ケーブルクレーン作業においては、巻上、横引き用ワイヤロープの内角側に入らないこと。

5. 橋部材の仮置き

橋部材は、指定された場所に、組立作業順序を考慮して、堅固な敷木上に正しく置くこと。

6. 地組立作業

- (1) 地組立ては、整理された場所で行い、堅固な支持材を設けて、部材の横転を防ぐこと。
- (2) 地組中の組立部材が不安定な場合は、転倒防止用設備を設けること。

7. 橋部材の組立作業

- (1) 橋部材は、地切りした状態で、玉掛けロープ・天秤・アウトリガー位置などに異常のないことを確認した後に作業を進めること。
- (2) 地組みされた橋部材のブロックを吊るときは、あらかじめ定められた吊り点を吊ること。
- (3) 重量物及び長尺物を吊り上げるときは、介錯ロープを用いること。
- (4) 箱桁等幅のある橋部材を吊り上げる場合は、あらかじめクレーンのブームが橋部材に接触するおそれがないか十分チェックするとともに、作業中においても十分注意すること。
- (5) 桁を吊り上げた状態で、ブロックの取付け状態及びワイヤロープの力の方向が正常であるか否か等を確認してから作業を進めること。
- (6) 仮締めボルト及びドリフトピンは、空孔のボルトが締め終わるまで抜かないこと。
- (7) 曲線桁又は重心の高い橋桁を取り扱う場合には、横転を防ぐための転倒防止措置を講ずること。
- (8) 桁の横取り作業やジャッキによる降下作業を行うときは、控えのワイヤロープを設置する等、桁の転倒等を防止する措置を講ずること。

8. 箱桁・鋼橋脚等の内部の換気

箱桁・鋼橋脚等の内部で、溶接・塗装等の作業を行うときは、十分な換気を行い、かつ作業員に呼吸用保護具を使用させること。

9. 上下作業の回避

トラス・アーチ桁等の架設においては、できる限り上下同時作業がないように工程を調整すること。

10. 受架台の設置

- (1) 受架台は、各架設段階において、受架台に作用する鉛直荷重、架設時の転倒に対する安全を検討するのに必要な水平荷重、各支点間の相対変位によって生ずる不均等荷重等の荷重に対して必要な耐力を有する部材を使用すること。
- (2) 受架台にサドル材を使用する場合は、井げた状に組んで使用し、相互にボルトで固定すること。

11. ジャッキの設置及び降下作業

- (1) ジャッキは、各架設段階において、ジャッキに作用する鉛直荷重、水平荷重、不均等荷重等の荷重に対して必要な能力（容量・タイプ）を有するものを使用す

クレーン則 28

有機則 5.9
粉じん則 27

ること。また、ジャッキ架台（サンドル）の設置については、前項受架台の設置に準ずるものとする。桁のジャッキ取付け位置については、あらかじめ架設時の応力度を算定し、安全を確認すること。

- (2) 単純桁の設置で、ジャッキは橋部材に局部座屈が生じないよう適切な位置に据え付けること。
- (3) ジャッキを使用するときは、桁の両端を同時に降ろさないこと。
- (4) 多橋脚上で橋桁の降下作業を行うときは、一橋脚ごとにジャッキ操作を行い、他の橋脚は、受架台で支持した状態にしておくこと。
- (5) 一橋脚上で複数のジャッキを用いて降下作業を行うときは、降下速度を同一にすること。

12. 軌条梁の据付け

軌条梁は、通り・高さ・軌条梁間の平行度等に注意して、正確に据え付けること。

13. 橋桁の移動作業

- (1) 橋桁を台車等により水平方向に移動させる場合は、おしみワイヤ等の逸走防止装置を設置すること。
- (2) 橋桁を移動させるときは、移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。
- (3) 部材運搬台車を止めておくときは、台車を固定しておくこと。

14. 仮締め状態時の載荷制限

- (1) 張り出し架設の場合、仮締め状態のまま架設機械等の重量物を載荷しないこと。
- (2) 仮締め状態で長期間放置しないこと。

15. 橋桁上のクレーン設置

既に架設した橋桁上に移動式クレーン等を設置するときは、クレーン重量・据付け位置及びその使用状態を確認すること。

16. 河川内に設置した架設物の防護

河川内にベント・作業構台・昇降設備等の仮設物を設置する場合は、異常出水・船舶航行等に備えて、仮設物の防護を行うこと。

17. 係留設備

作業船又は台船などの係留設備には、十分安全なものを用いること。

18. 水上作業中の監視

- (1) 航行船舶に対する監視を行うこと。
- (2) 水深・流速・潮の干満及び作業船・台船の吃水を監視すること。

第4節 PC橋架設設備

1. 工具類の整備点検

作業に使用する各種ジャッキ・ジャッキ受けブラケット・同ボルト・チェーンブロック・レバーブロック・ワイヤロープなど作業上必要な工具類は、点検整備しておくこと。

2. ジャッキ、ジャッキ受けブラケット、ボルト

- (1) ジャッキ受けブラケット及びボルトは、その耐力を検討しておくこと。
また、ボルトが橋桁に埋め込まれる形式にあっては、コンクリートとの付着も検討すること。
- (2) ジャッキ受けブラケットの取付け位置の決定に当たっては、桁の重心を考慮す

ること。

- (3) ジャッキは、荷重に対して十分な容量を有すること。
- (4) ジャッキ据付け箇所は、荷重に対して十分な耐力を有すること。

3. 横取り設備

- (1) 横取り設備は、十分な耐力を有すること。
- (2) 牽引力、制動方法を検討し、レバブロック、ジャッキ等、適切な駆動装置を選定すること。
- (3) 据付け箇所は、荷重に対して十分な耐力を有すること。
- (4) 使用機材の仮固定時についても、安定性を確保できる固定方法を検討すること。

4. 重量トロリー

- (1) 重量トロリーは、積載荷重に対して十分な耐力を有すること。
- (2) 牽引力、制動方法等を検討し、適切なウィンチ等の駆動装置を選定すること。
- (3) 自走重量トロリーは、適切な制動能力を有すること。
- (4) レールには、逸走防止の措置を講じること。

安衛則 204

第5節 PC橋架設作業

1. 軌条の据付け

- (1) レールゲージは、適切な物を選定し、レールを支持する枕木等は所定の間隔に配置すること。
- (2) 軌道は、通り・高さ・軌条間の平行度等に注意して正確に据え付けること。
- (3) レールの連結部は、段差が生じないように据え付けること。

安衛則 197, 200

安衛則 197, 198, 199

2. PC桁の仮置き及び運搬

- (1) PC桁は、指定された場所に、架設順序に従って、堅固な敷木上に正しく仮置きすること。
- (2) 特に重心の高いPC桁などの取扱いでは、転倒防止の措置を講じること。
- (3) 現道を運搬路に使用する場合には、道路事情・交通法規上の制約について検討すること。

3. PC桁の転倒防止

PC桁の架設においては、特にT桁については、仮置き中、横締め又は連結するまでの間は、転倒防止の措置を講じること。

4. クレーン等の設置時のチェック

移動式クレーンを既設げた上に設置して使用する場合は、アウトリガー反力による桁の応力などの照査を行うこと。

5. 架設桁設備等の送り出し作業

- (1) 送り出し作業時には、関係者全員に送り出し量・送り出し速度・作業手順・作業予定時間等を周知徹底させること。
- (2) 台車・ローラ・送り出し装置が正常かどうかをあらかじめ確認すること。
- (3) おしみワイヤロープ・ストッパー等の逸走防止措置の確認をした後に、送り出し作業を開始すること。
- (4) ワイヤロープ等の盛り替え時及び休止時には、送り出し装置を固定すること。

6. 横取り作業

- (1) 横取り作業は、機械、設備を設置する支持力や地盤の良否を確認し、必要に応じて適切な措置を講じたうえで行うこと。
- (2) 横取り作業に当たっては、十分な転倒防止措置を講じること。

- (3) 横取り作業中は、おしみワイヤ等の逸走防止措置を講じること。
- (4) 横取り作業中は、両桁端の移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。

7. ジャッキによるこう上・降下作業

- (1) 橋桁の両端を同時にこう上・降下させないこと。
- (2) PC桁の扛上・降下中は、桁下面に密着して追パッキンをすること

第15章 山岳トンネル工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は、トンネル工事のうち、NATM工法によるトンネル工事及び在来工法によるトンネル工事に適用する。

2. 工事内容の把握

第5章1節1、2に準じること。

3. 事前調査における共通事項

第1章2節に準じること。

4. 事前調査における留意事項

- (1) 山岳トンネル工事を行うに当たって、落盤、異常出水、ガス爆発等による危険等を防止するため、地山の形状、地質、地層の状態をボーリング等適切な方法により事前調査し、その結果を整理、記録しておくこと。
- (2) 施工の安全に重大な影響を及ぼす地山条件が予測される場合は、接近した地点から調査ボーリング等を行って状態を確認すること。
- (3) 可燃性ガスに関する事項については、本章第6節に準じること。

5. 施工計画

- (1) 第1章3節に準じること。
- (2) 有毒ガス、可燃性ガス、地熱、酸素欠乏、防火等の対策及び緊急時対策等を含めた防災計画を定め、遵守事項は安全教育等により全作業員に周知を図ること。
- (3) 粉じんに関する事項については、本章第4節に準ずること。
- (4) 他工区との緊密な協力体制を必要とする場合には、関係者による協議組織等を設置し、相互の連絡調整を図ること。

6. 有資格者の選任

- (1) トンネルの掘削、覆工、酸素欠乏危険場所での作業、有機溶剤等の作業では、それぞれの作業主任者を選任し、相互の緊密な連絡を図るとともに、作業の直接指揮に当たらせること。
- (2) 1,000m以上のトンネルでは、トンネル救護技術管理者を選任のうえ、救護措置の具体的な実施事項についての管理をさせること。
- (3) 呼吸用保護具の適正な着用、取扱い方法等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を行う「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者の資格を有する者その他労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図ること。

7. 女子及び年少者の作業の禁止

女子及び満18歳未満の者には、坑内の作業をさせないこと。

8. 山岳トンネル工事における現場管理

- (1) 第1章第4節、第2章第10節に準じること。
- (2) 各種作業は、施工計画を作成し、それに基づいて実施すること。
- (3) 掘削箇所の地山周辺の状態、可燃性ガス・酸欠空気・粉じん・有毒ガスの有無・機械・設備等全般に渡っての点検日を定めるなど、体制を確立した上で、点検整備を行うこと。
- (4) 非常時に作業員を避難させるため、必要な避難用具を適当な場所に備え、関係作業員に、その備え場所及び使用方法を周知させるとともに、定められた時期に避難

安衛則 379

安衛則 383の3

383の4

酸欠則 11

有機則 19

安衛則 24の6

24の8

労働省通達

基発第768号

(H12.12.26)

労基法 63、64の4

安衛則155, 151の3, 190

安衛則 382, 382の2

170, 192, 232

安衛則 389の10

389の11

| | |
|--|--------------------------------|
| 及び消火の訓練を行うこと。 | |
| (5) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用にも配慮すること。 | 安衛則 43, 44, 45 じん肺法 7, 8, 9 |
| 9. 救護の設備及び避難訓練 | |
| (1) 坑口には、入坑者の心得、坑内作業状況、その他安全に必要な掲示を行い、作業担当責任者の名札を掲示し、それぞれの作業員数を表示しておくこと。 | 安衛則 24の5 |
| (2) 坑内の危険箇所、要注意箇所等には標識を掲げ、かつ常にこれを点検、整備すること。 | |
| (3) 非常の場合に対処するため、あらかじめ合図、信号、警報等を定め、緊急連絡の方法、避難方法等を全作業員に周知させるとともに、規則に定める回数の訓練を行い、記録すること。 | 安衛則 389の11 642, 642の2 |
| 10. 警報設備及び構造 | |
| (1) 切羽崩壊、出水、ガス爆発、火災その他労働災害発生の急迫した危険があるときは、関係作業員にこれを速やかに知らせ、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。 | 安衛則 389の7 389の8 |
| (2) 危険を知らせる設備を、次の各号の区分に応じ設け、その設置場所を関係作業員に周知させること。 | 安衛則 389の9 |
| ① 坑口から切羽までの距離が100mに達したとき、サイレン、非常ベルの警報用の設備 | |
| ② 坑口から切羽までの距離が500mに達したとき、警報設備及び電話機等の通話装置 | |
| (3) 警報設備及び通話設備は、常に有効に作動するように保持し、その電源は予備電源を備えておくこと。 | 安衛則 389の9 |
| 11. 浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制 | |
| 浸水のおそれのある緊急通報体制については、第16章1節に準じ、必要な措置を講じること。 | |
| 第2節 仮設備 | |
| 1. 安全通路 | |
| (1) 通路は、適度な照明を確保し、つまずき、滑り等のないように措置を講じること。また、通路の位置を表示するなどして安全に通行できるように維持管理に努めること。 | 安衛則 540, 541 |
| (2) 通路は、それぞれの条件用途に応じた安全な幅員を確保すること。 | 安衛則 205, 540, 541 |
| (3) 通路が軌道や走路等を横断する場合は、監視員を配置するなどの安全上の措置を講じること。 | 安衛則 550 |
| 2. 排水処理 | 安衛則 580 |
| 坑内の湧水等は、坑外へ常時十分に排出できるように設備するとともに、常時良好な作業環境を維持できるように管理に努めること。 | |
| 3. 機械設備 | |
| (1) 第4章、第5章7節10に準じること。 | |
| (2) 機械設備は、その性能を維持するため点検整備を励行し、不具合を発見したら速やかに適切な措置を講じること。また、整備等を行うときには、その機械の起動装 | |

| | |
|---|-------------------------------|
| 置に表示板を設置し施錠する等の安全装置を講じること。 | |
| (3) 屋外機械設備の据え付けに当たっては、暴風雨時の転倒や多量の降雨に対する対策を講じること。 | |
| 4. 換気設備 | 安衛則 602 |
| 坑内で発生する有害物質の対策として、換気計画を作成し適切な措置を講じること。 | |
| 5. 圧縮空気設備 | |
| 圧縮空気設備の管路には、要所に弁、圧力計を設ける等により、管内圧力の確認をするとともに、遮断の可能な措置を講じておくこと。 | |
| 6. 掘削・積込み用機械 | |
| (1) 第4章1節及び2節、第7章3節に準ずること。 | |
| (2) 坑内で建設機械を使う場合は、特に綿密な作業計画を作成し、それに基づいて作業を行うこと。 | 安衛則 155 |
| (3) 走路の維持管理に努め、安全な制限速度を表示する等、状況に応じた安全な措置を講じること。 | 安衛則 156 |
| (4) 点検整備を励行し、特に坑内での使用においては、照明装置、バックミラー、警鳴装置、ブレーキ等の安全装置に配慮すること。 | 安衛則 167, 168, 170 |
| 7. 荷役運搬機械 | 安衛則 151の5, 6, 8 151の13, 14 |
| 荷役運搬機械の使用に当たり、適切な作業計画を作成し、機械の転落の防止、合図の統一と励行、搭乗の制限等に十分に配慮すること。 | |
| 8. 工事中電気設備 | |
| (1) 第5章第10節に準じること。 | |
| (2) 工事中電気設備では、湿気が多く水気のある場所では特別の配慮をすること。 | |
| (3) 幹線には、必要に応じて系統毎に遮断機を設け、また負荷設備には感電防止用漏電遮断器を接続すること。 | |
| (4) 移動用電気機器に使用するキャプタイヤケーブルを作業床などに露出して配線する場合は、損傷しないような防護措置を講じること。 | 安衛則 366, 337, 338 |
| (5) 照明設備は、作業場所の状況に応じて安全を確保するため十分な照度を確保すること。 | 安衛則 604 |
| (6) 電気設備の保安管理体制を確立するとともに、停電・感電等の異常事態に備え、平素からその処理についての手順を定め、従業員への教育・訓練を実施すること。 | 安衛則 350, 36 |
| 第3節 作業環境保全 | |
| 1. 坑内環境の改善 | 安衛則 576 |
| (1) 坑内作業は、粉じん及び騒音等の厳しい環境下での作業となるため、それらを取り除き、作業員が安全かつ衛生的に作業できるように作業の方法及び機械・設備等の改善に努めること。 | |
| (2) 作業員が休憩の際、容易に坑外に出ることが困難な場合には、次に掲げる措置を講じた休憩室を設置することが望ましいこと。 | 労働省通達基発第768号 (H12.12.26) |
| ① 清浄な空気が室内に送気され、粉じんから作業員が隔離されていること。 | |
| ② 作業員が作業衣等に付着した粉じんを除去することができる用具が備えられていること。 | |
| 2. 換気 | |
| (1) 換気施設は、発破の後ガス・建設機械の排ガス・掘削作業等による発生粉じん等を勘案して、必要な換気能力を持ったものとする。 | 安衛則 602 |

| | |
|---|---------------------------------|
| (2) 計画風量が有効に確保されていることを確認するため、坑内の換気状況及び設備等を点検すること。 | 安衛則 603 |
| (3) 粉じん対策としての換気に関する事項については、本章第4節3. 換気に準ずること。 | |
| 3. 粉じん対策 | 安衛則 582 |
| 粉じん対策に関する事項は、本章第4節に準ずること。 | |
| 4. 酸欠・有害ガス対策 | 酸欠則 5 |
| 酸欠空気又は硫化水素等の有毒ガスが発生するおそれがある場合は、換気、発生の抑制、ガス抜き等の適切な処置を行うこと。 | |
| 5. 騒音・振動対策 | 安衛則 595, 596, 597 598 |
| (1) 削岩・穿孔・ずり積み等著しい騒音を発する作業に携わる作業員には、耳栓その他の保護具を着用させること。 | |
| (2) 手持ち式削岩機、ピックハンマ等の振動工具を用いる場合は、防振装置（防振ゴム）が施されているものを使用し、かつ防振手袋を併用すること。 | 労働省通達基発第768号 (H 12. 12. 26) |
| 6. 作業環境測定 | 安衛則 382の2, 587 589, 592, 603 |
| 炭酸ガス濃度、気温、通気量、可燃性ガス濃度、酸素濃度、硫化水素濃度、粉じん等の作業環境測定を行い、記録すること。 | 酸欠則 3 |
| 第4節 粉じん対策 | |
| 労働省通達基発第768号 (H 12. 12. 26) | |
| 1. 施工計画における留意事項 | |
| (1) 坑内（たて坑を除く）で粉じん作業（掘削、ずり積み、ロックボルトの取付け、コンクリート吹付け等をいう。以下同じ。）を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定すること。 | |
| (2) 粉じん対策に係る計画は、粉じん濃度目標レベルの値、粉じんの発散を抑制するための粉じん発生源に係る措置、換気装置等（換気装置（風管及び換気ファン）及び集じん装置をいう。以下同じ。）による換気の実施等、換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定、防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施、その他必要な事項を内容とすること。 | |
| 2. 粉じん発生源対策 | 労働省通達基発第768号 (H 12. 12. 26) |
| (1) せん孔を行う作業にあつては、くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機（発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。）を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。 | |
| (2) 発破を行う作業にあつては、発破後、粉じんが換気により希釈され、粉じん濃度が低減されるまで、立ち入らないこと。 | |
| (3) 機械による掘削を行う作業にあつては、次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。ただし、湿潤な土石又は岩石を掘削する作業にあつては、この限りではない。 | |
| ① 湿式型の機械装置を設置すること。 | |
| ② 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | |
| (4) 破碎・粉碎・ふるいわけを行う作業にあつては、次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。ただし、水の中で土石又は岩石の破碎、粉碎等を行う作業にあつては、この限りではない。 | |
| ① 密閉する設備を設置すること。 | |
| ② 土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 | |

- (5) ずり積み及びずり運搬を行う作業にあつては、土石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること又はこれと同等以上の措置を講じること。ただし、湿潤な土石の積み込み又は運搬を行う作業にあつては、この限りではない。
- (6) コンクリート等の吹付けを行う作業にあつては、次の掲げる措置上の措置を講じること。
 - ① 湿式型の吹付け機械装置を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。
 - ② 必要に応じ、コンクリートの原材料に粉じん抑制剤等を入れること。
 - ③ 吹付けノズルと吹付け面との距離、吹付け角度、吹付け圧等に関する作業標準を定め、作業員に当該作業標準に従って作業させること。
- (7) 坑内で常時使用する建設機械については、排出ガスの黒煙を浄化する装置を装着した機械を使用することに努めること。なお、レディミクストコンクリート車等外部から坑内に入ってくる車両については、排気ガスの排出を抑制する運転方法に努めること。
- (8) 必要に応じ、エアカーテン等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の採用に努めること。
- (9) たい積粉じんの発散を防止するため、坑内に設置した機械設備、電気設備等にたい積した粉じんを定期的に清掃すること。
- (10) 建設機械等の走行によるたい積粉じんの発散を少なくするため、次の事項の実施に努めること。
 - ① 走行路に散水すること。
 - ② 走行路を仮舗装すること。
 - ③ 走行速度を抑制すること。
 - ④ 運搬途中の土石の落下防止のため過積載をしないこと。

3. 換気

- (1) 換気装置等の計画にあつては、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは $3\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とすること。ただし、中小断面のトンネル等のうち、 $3\text{mg}/\text{m}^3$ を達成することが困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を目標レベルとすること。
- (2) 換気装置による換気の実施にあつては、次に掲げる事項に留意し、換気を行うこと。
 - ① 換気装置は、トンネルの規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに効果的な換気方式のものを選定すること。
 - ② 送気口（換気装置の送気管又は局所換気ファンによって清浄な空気を坑内に送り込む口のことをいう。以下同じ。）及び吸気口（換気装置の排気管によって坑内の汚染された空気を吸い込む口のことをいう。以下同じ。）は、有効な換気を行うのに適正な位置に設けること。また、切羽の進行に応じて速やかに風管を延長することが望ましい。
 - ③ 換気ファンは、風管の長さ、風管の断面積等を考慮した上で、十分な換気能力を有しているものであること。
 - ④ 送気量及び排気量のバランスが適正であること。
 - ⑤ 粉じんを含む空気が坑内で循環又は滞留しないように努めること。
 - ⑥ 坑外に排気された粉じんを含む空気が再び坑内に流入しないこと。
 - ⑦ 風管の曲線部は、圧力損失を小さくするため、できるだけ緩やかな曲がりとすること。

労働省通達基発第768号
(H 12. 12. 26)

- (3) 集じん装置による集じんの実施にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。
 - ① 集じん装置は、トンネル等の規模等を考慮した上、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく補集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものであること。
 - ② 集じん装置は、粉じんの発生源、換気装置の送気口の位置を考慮し、発散した粉じんを速やかに集じんすることができる位置に設けること。なお、集じん装置への有効な吸込み気流を作るため、局所換気ファン、隔壁、エアカーテン等を設置することが望ましい。
 - ③ 集じん装置にたい積した粉じんを清掃する場合には、粉じんを発散させないようにすること。
- (4) 換気装置等の管理は、以下の通りとすること。
 - ① 換気装置等については、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた事項について点検を行い、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じること。
 - ② 換気装置等の点検を行ったときは、定められた事項を記録し、これを3年間保存すること。

4. 粉じん濃度等の測定及び評価

- (1) 換気の実施等の効果を確認するため、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた測定方法に従って測定を行うこと。
- (2) 空気中の粉じん濃度の測定を行ったときは、その都度、速やかに、次により当該測定の結果の評価を行うこと。
 - ① 空気中の粉じん濃度の評価結果の評価は、評価値と粉じん濃度目標レベルとを比較して、評価値が粉じん濃度目標レベルを超えるか否かにより行うこと。
 - ② 空気中の粉じん濃度の測定結果の評価値は、各測定点における測定値を算術平均して求めること。
- (3) 空気中の粉じん濃度の測定を行い、評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合には、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき換気装置の風量の増加、作業工程又は作業方法の改善等作業環境を改善するための必要な措置を講じること。
- (4) 空気中の粉じん濃度等の測定及び測定結果の評価を行ったときは、その都度、定められた事項を記録して、これを7年間保存すること。なお、粉じん濃度等の測定結果については、関係作業員が閲覧できるようにしておくことが望ましいこと。

5. 呼吸用保護具

- (1) 粉じん作業が坑内で行われているときは、坑内の作業に従事するすべての作業員に防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具を使用させること。なお、作業の内容及び強度を考慮し、呼吸用保護具の重量、吸排気抵抗等が当該作業に適したものを選択すること。
- (2) 呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理に関する方法並びに呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定めること。また、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備し、当該台帳については、3年間保存することが望ましいこと。
- (3) 呼吸用保護具を使用する際には、作業員に顔面への密着性について確認させること。
- (4) 呼吸用保護具については、同時に就業する作業員の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。

6. 教育

- (1) 坑内の特定粉じん作業に従事する作業員に対し、粉じん障害防止規則に基づく特

労働省通達基発第768号
(H 12. 12. 26)

労働省通達基発第768号
(H 12. 12. 26)

労働省通達基発第768号
(H 12. 12. 26)

別教育を行うこと。これら労働衛生教育を行ったときは、受講者の記録を作成し、3年間保存すること。なお、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する作業員についても、特別教育に準じた教育を実施すること。

- (2) 坑内の作業に従事する作業員に対し、防じんマスクの適正な使用に関する教育を行うこと。

第5節 爆発・火災防止

1. 防火対策

- (1) 第2章第8節に準じること。
- (2) 坑内において、ガス溶接等の火気が生じる作業を行うときは、付近の可燃物を除去する等、火災防止上必要な措置を講じること。
- (3) 火気又はアークを使用する場所について、次の措置を講じること。
- ① 消火設備の場所及び使用方法の周知
 - ② 作業状況の監視及び異常の場合の措置
 - ③ 作業終了後の安全確認
- (4) 火薬類の一時置場、油置場等の近くで火気を扱ったり、引火性、揮発性、爆発性の物に火気を近づけたりしないこと。

安衛則 389の3

安衛則 389の3

389の4

第6節 避難・救護措置

1. 避難・救護

- (1) 必要に応じて、空気呼吸器、有害ガス等の濃度測定器具、懐中電灯等の携帯照明器具等の機械器具を備え付け、常時有効にかつ清潔に保持すること。
- (2) 必要に応じて、救護に関する組織、必要な機械器具の点検・整備、訓練等について定めておくこと。
- (3) 避難通路となる所は、整理・整頓に努め、迅速かつ安全に避難ができるように常に整備し確保しておくこと。
- (4) 負傷者の手当に必要な救急用具及び器材を備え、その備付け場所及び使用方法を周知させ、常時清潔に保持すること。

安衛則 24の2

安衛則 24の4

安衛則 633, 634

2. 警報設備、通話装置、避難用器具

- (1) 落盤、出水、ガス爆発、火災その他非常時の場合に備え、通報・警報のため必要に応じて坑内に通話装置、警報設備を設け、常時有効に保持すること。
- (2) 非常時の場合に作業員を避難させるため、必要に応じて坑内の適当な箇所に携帯用照明器具、呼吸用保護具等を必要数備え、備付け場所と使用方法とを周知させるとともに、常時有効かつ清潔に保持すること。

安衛則 389の9

安衛則 389の10

安衛則 24の3

389の11

3. 救護及び避難の訓練

救護に関する必要な機械器具等の使用方法、救急処置等についての訓練及び避難と消火のための必要な訓練等を行い、記録すること。

4. 緊急時の対策

- (1) 緊急時に備え、標識、警報、避難及び消火の方法等について定め、工事関係者に周知させること。また、訓練を実施すること。
- (2) 落盤、出水等による急迫した危険があるときは、直ちに安全な場所に退避させること。

安衛則 640, 642

安衛則 389の7

- (3) 坑口には、トンネル内で作業を行う者の人数及び氏名を常時確認できる措置を講じること。
- (4) 火災が発生したときは、直ちに初期消火に努めるとともに、直ちに警報を発し、連絡通報を行うこと。

安衛則 24の5

第7節 可燃性ガス対策

1. 事前調査における留意事項

官技発 329
(S 53. 7.26)

- (1) 地形、地質、ボーリング等資料の他、文献資料、周辺工事実施記録等を十分検討し、可燃性ガスの発生のおそれについて判断すること。
- (2) 工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層並びに背斜、断層などガスの湧出と密接に関連する地質構造を的確に把握すること。
- (3) 前項の目的を達成するために必要な箇所において、トンネル計画線以下の相当な深さまでボーリング調査を行うものとし、ガスの存在が認められた場合はエヤーリフト、吸引等を実施してガスの誘導を図り湧出状況（位置、湧出量）を的確に把握すること。

2. 工事中の調査・観察

官技発 329
(S 53. 7.26)

- (1) 可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層を掘削する場合には、地質構造の変化を的確に把握し、可燃性ガスの予知に役立てるため、毎日切羽の地質状況を観察し、可燃性ガスの有無を調査し記録すること。
- (2) 坑内に可燃性ガスが検知され、ガスの発生の可能性がある場合には、先進ボーリングを実施し、地質構造とガスの状況を調査すること。なお、この際のガスの状況の調査は、調査を行う深さ、方法を定めて実施すること。
- (3) 可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、爆発・火災防止のため、可燃性ガスの濃度を測定する責任者を指名し、毎日作業を開始する前、中震以上の地震の後及び可燃性ガスに関し異常を認めたとき、可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記録し保存すること。
- (4) 可燃性ガスの測定は、切羽、坑口（排気立坑を含む。）など、可燃性ガスが発生し、又は停滞するおそれがある場所について実施すること。

安衛則 382の2

安衛則 382の2

3. 施工計画における留意事項

- (1) 可燃性ガスの発生のおそれのあるときは、引火による爆発・火災防止計画及び避難・救護等の措置を検討した上で、施工計画を立案すること。
- (2) 日々の計測の結果により、施工計画の変更の必要が生じた場合には、速やかに変更を行うこと。
- (3) 可燃性ガスの存在するトンネルでは、可燃性ガスの濃度に応じた作業内規を定め、施工計画書に記載すること。

官技発 329
(S 53. 7.26)

4. 可燃性ガスの処理

官技発 329
(S 53. 7.26)

- (1) ガス湧出の可能性の高い場合は、先進穿孔又はボーリングを行い、ガスの湧出の予知と突出の防止を行うこと。
- (2) 先進穿孔等の長さ、配置等は、切羽の大きさ、地質状況により定め、トンネル掘削は一定の厚さの先進穿孔済み地山を残しながら行うこと。
- (3) 多量の可燃性ガスが貯留されていると予測される場合は、地表からのガス抜き大口径ボーリングの実施等について検討すること。

5. 換気

官技発 329
(S 53. 7.26)

- (1) 換気は、可燃性ガスの濃度を爆発下限界の値の30%未満とするため、可燃性ガ

| | |
|--|---|
| <p>スの有効な希釈、拡散ができるような風量の確保及び風管の配置を行うとともに、必要に応じてローカルファンの設置あるいは坑内風速を一定に保つなどの対策を講じること。</p> <p>(2) 換気は連続して行い、特別の理由のある場合以外は止めないこと。</p> <p>(3) 覆工型枠部など可燃性ガスの滞留が生じやすい箇所の換気に特に留意すること。</p> <p>(4) 換気に用いる風路は、漏風の少ない材料及び系統とすること。また、有効な換気を行うため必要に応じて立坑等の設置を検討すること。</p> <p>(5) ガス湧出の可能性の高い場合は、換気設備、排水設備、照明設備など保安設備には予備電源を備えること。</p> <p>(6) 換気の状態は、定期的に測定し、その結果は記録保存すること。</p> | 安衛則 389の9 |
| <p>6. 警報装置</p> <p>(1) ガス爆発等の非常の場合に、関係作業員に速やかに知らせるために、次の警報装置等を設置し、周知させること。</p> <p>① 出入口から切羽までの距離が100mに達したとき サイレン・非常ベル等の警報措置</p> <p>② 出入口から切羽までの距離が500mに達したとき 警報設備及び電話機等の通話装置</p> <p>(2) 坑内に可燃性ガスが常時検知される場合には、切羽及び坑内の必要な場所及び間隔で定置式可燃性ガス自動警報器を設置し、定置式可燃性ガス自動警報器の指示が爆発下限値の30%を超えた場合は、自動的に電源を遮断する装置を設けること。</p> <p>(3) 警報装置及び通話装置は、常に有効に作動するよう保持しておくこと。</p> | 官技発 329 (S 53. 7.26) |
| <p>7. 火源対策</p> <p>(1) 可燃性ガスが存在し危険な濃度に達する可能性のある場合は、使用する電気設備機器は、防爆構造のものを使用すること。</p> <p>(2) やむを得ず坑内で溶接、切断、その他火花あるいは火焰を発生する作業を行う場合は、十分安全が確保される濃度において、責任ある監督者の管理のもとにおいてのみ行うこと。</p> <p>(3) 可燃性ガスの存在する坑内は禁煙とし、マッチ、ライターなど発火源となるものは坑内に持ち込みを禁止し、かつ出入口付近に掲示すること。</p> <p>(4) 爆薬を使用する場合は、使用する爆薬及び爆破方法について検討すること。</p> | 安衛則 382の3 安衛則 389の9 官技発 329 (S 53. 7.26) |
| <p>8. 緊急の措置</p> <p>(1) 可燃性ガスの濃度が爆発下限値の30%以上（メタンガスの場合1.5%以上）であることを認めるときは、直ちに作業員の坑内への立入りを禁止し、安全な場所に退避させ、点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ通風換気を行うこと。</p> <p>(2) 通気換気を行っても、可燃性ガスの濃度が爆発下限以下に下らない場合には、工事を一時中止し換気設備を再検討すること。</p> | 安衛則 389 389の4 官技発 329 (S 53. 7.26) |
| <p>9. 避難用器具</p> <p>(1) 自動電源遮断装置を設けた場合は、停電に対処するため、入坑者には携帯用安全電灯を携行させること。</p> <p>(2) ガス湧出の可能性の高い場合は、呼吸器等救命用具を備えること。</p> | 官技発 329 (S 53. 7.26) |
| <p>10. 教育及び救護の措置</p> <p>非常時における連絡、避難要領を定め、作業員に周知させるとともに、避難訓練を定められた回数実施し、記録すること。また、災害時における救護組織を設置すること。</p> | 安衛則 389の10 官技発 329 (S 53. 7.26) |

第8節 掘削工

1. 坑口掘削

斜面崩壊、偏土圧、地表沈下等について考慮し、適切な補助工法を用いる等、安全な対策を講じること。

安衛則 385

2. 坑内掘削

(1) 毎作業日と中震以上の地震の後及び発破後に、それぞれ浮石や亀裂、湧水等の状況を点検させること。

安衛則 382

(2) 浮石落としや支保工の補修及び削岩・穿孔等の作業が行われている所には、関係者以外の立入りを禁止すること。

安衛則 386

(3) 逆巻工法の場合、抜き掘りの順序は、左右千鳥で行うことを原則とし、アーチコンクリートの沈下等の危害防止を図ること。

(4) 穿孔は、あらかじめ定めた穿孔位置に従って、位置・方向、深さについて正確に行うこと。この時、前回の発破孔の孔尻を利用して穿孔しないこと。

火取則 53の6

3. 発破

第7章第5節に準じること。

第9節 運搬工

1. ずり積作業

(1) 発破後、ずり積作業を開始する前に、切羽の異常の有無を確認するとともに、不発の火薬類の有無についても十分注意してから作業にとりかかること。

安衛則 320

火取則 56

(2) ずり運搬車両に積込むときは、偏荷重、過積載、運搬途中の落下などがないように行うこと。また、運転者の視界を妨げないようにすること。

安衛則 151の10

(3) 作業場所付近は、ずり運搬車両の後進運転も含め、適正な照明を行うほか、安全作業に支障のないようにすること。

2. 車輪式車両によるずり運搬作業

(1) 第6章第2節に準じること。

(2) ずり運搬作業を行うときは、あらかじめ、施工計画を作成し、計画に従って作業指揮者が指揮すること。

安衛則 151の3

151の4

また必要な場合には、安全運転管理者を定めること。

(3) 走路は、環境、状況等に応じて制限速度を定めるとともに、必要な視界を保持し、排水、不陸整正等良好な走路の維持に努めること。

安衛則 156, 157, 387

(4) 坑口に車両限界、建築限界の設備、表示等を設けること。

3. 機関車によるずり運搬作業

(1) 第6章第5節に準じること。

(2) バッテリー機関車により牽引する鋼車の編成車両数は、軌道の勾配、状態等を勘案して定め、安全な制動距離を確保する。

(3) 後押し運転を行うときに、作業員の出入りがある場合には、転落するおそれのない囲等に乗せた誘導者を配置し、先頭車両に前照灯を備え、かつ、誘導者と運転者との連絡警報機器を備えること。

安衛則 224, 225

4. 軌道設備

(1) 第6章第5節に準じること。

(2) トンネル内の軌道では、片側の車輪と側壁の間に、0.6m以上の間隔を確保すること。これが困難な場合には、運行中の車両の進行方向に立入禁止の措置を講じる

安衛則 205

か、退避所を設置すること。

- (3) ずりの運搬にシャトルカーを使用する場合は、軌道の曲線部分を無理なく安全に通過できるような車長のものにし、本体車幅からの突出部がないようにすること。
なお、積込み施設のコンベヤ部には、非常停止装置、巻き込まれ防護設備を設けておくこと。

第10節 支保工

1. 一般的事項

- (1) 支保工は、地質、地層、湧水、亀裂、浮石の状態並びに掘削の方法に応じた堅固なものであること。 安衛則 391
- (2) 地山の弛みを少なくするため、掘削後、直ちに吹付けし、速やかに支保工の施工を行うこと。
- (3) 点検者を定め、毎作業日及び中震以上の地震の後、部材の異常、脚部の沈下の有無について点検し、常に危険のないように補修すること。 安衛則 396
- (4) 坑口及び必要な部分にはやらずを設けること。 安衛則 394

2. 鋼アーチ支保工

- (1) トンネル支保工は、標準図に従って、同一平面内に建込み、脚部には沈下防止用に皿板等を用いること。 安衛則 392, 393
- (2) 建込み間隔は、1. 5m以下とし、支保工間は継ぎボルト等を用いて堅固に連結すること。 安衛則 394
- (3) 支保工を建込む時には、落盤・肌落ちの点検、浮石の除去、当り取り等を行った後、落石等に注意しながら作業し、必要により監視員を配置すること。 安衛則 384
- (4) 鋼アーチ支保工にあつては、アーチ作用を十分に発揮させるため、地山との隙間をくさび等で当りをつけ行うこと。 安衛則 394
- (5) 鋼アーチ支保工間は、継ぎボルト及び継ぎ梁等を用いて強固に連結すること。 安衛則 394

3. 吹付けコンクリート

- (1) 支保工としての十分な強度を確保するため、示方配合に基づき、吹付材料、練り混ぜ方法、吹付機械、吹付方法等、現場の状況に合わせた施工方法を決定すること。
- (2) 地層がルーズな場合や、湧水のある場合等、予想外の条件にも効果を発揮するような対策を考慮すること。
- (3) 切羽の自立時間が短く、肌落ちが著しいとき又は土圧があるとき等、状況に応じて補助工法も含めた対策を講じること。

4. ロックボルト

- (1) 吹付けコンクリート完了後、速やかにロックボルトを打設すること。
- (2) 効果を十分に発揮させるため、地質に応じたボルトを選定し、穿孔時は、位置、方向、深さ等について、正しく施工すること。
- (3) 穿孔後、孔内のくり粉を除去し、地山とロックボルトが十分に付着するように努めること。
- (4) ボルトは、ベアリングプレートを介して、緩みのないように十分締めつけること。

5. その他支保工

- 使用する矢板等は、地質、土圧等必要に応じた強度を有し、著しい損傷、腐食等の欠点のないものであること。 安衛則 390

6. 計測管理

安全に掘削するため、施工方法に応じて内空変位及び地山の挙動等の計測を行い、計測の結果に基づいて、必要に応じて安全な工法への変更を活用を図ること。

第11節 覆工

1. 型枠一般

- (1) 型枠支保工の構造は、施工条件に適合し、打込時のコンクリートの圧力に十分耐えられるものとする。
- (2) 型枠支保工は、通過する重機・車両等に対して安全上必要な空間を有し、堅固な足場を有するものであること。

2. 型枠の組立・解体

- (1) 型枠のケレン、塗油作業においては、滑落を防止するため、適切な設備を設けること。
- (2) 組立・解体の作業については、部材類の落下、転倒防止の措置を講じ、また、上下同時に作業を行わないようにし、必要に応じて監視員を配置すること。
- (3) 型枠は、打ち込んだコンクリートが必要な強度に達するまで取り外さないこと。

3. コンクリートの打設

- (1) 吹上げ方式による場合は、過圧送による型枠の変形を防止するため、十分な監視の措置を講じること。
- (2) 空気圧送機を使用する場合は、圧送終了時に残留空気のないことを確認すること。また、前面の作業員を退避させた後、ジョイントを外すこと。
- (3) コンクリート圧送管が閉塞した場合は、圧送空気を減圧し、吹き出さないような処置を取ってから掃除をすること。
- (4) コンクリートの打上がりは、適度な速度で、かつ偏圧がかからないよう左右対象に、できるだけ水平に打込むこと。

4. 裏込め注入

過大な注入圧により、覆工コンクリートの破壊等が発生しないよう、注入圧をあらかじめ設定すること。

安衛則 398

第16章 シールド・推進工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は、主にシールド工事、立坑工事、推進工事に適用する。

2. 工事内容の把握

第5章第1節1. 2に準ずること。

3. 事前調査における共通事項

第1章第2節に準ずること。

4. 事前調査における留意事項

シールド工法、推進工法を安全に実施するために必要な資料を得るため、下記の調査を行い、その結果を記録・保存すること。

- ① 地形及び土質調査（地盤変形、沈下等）
- ② 環境保全、有害ガスによる危険防止、爆発・火災防止等のための調査（地下水、酸欠空気及びメタンガス等有害ガスの有無、薬液注入による影響等）
- ③ 地下障害物（建物、橋梁の基礎杭、地下埋設占用物件等）の形状、材質並びに周辺の地盤状況

5. 粉じんに関する留意事項

粉じんの発生のおそれのある工法を採用する場合は、第15章1節6.（3）、8.（3）（5）、第15章3節1.（2）及び第15章4節に準ずること。

6. 可燃性ガスに関する留意事項

可燃性ガスの発生するおそれのある工事等については、本章の他に第15章6節に準ずること。

7. 施工計画における共通事項

第1章第3節に準ずること。

8. 施工計画における留意事項

- （1）土質及び地下水位の調査に基づいて、工法及び薬液注入等の補助工法の計画を立て、確実に実施すること。
- （2）埋設物の処理及び地下障害物の処理に関し、周辺地盤の弛み等による陥没を生じさせないよう特に振動が少ない工法の選定を行うこと。

9. シールド、推進工事における現場管理

- （1）第1章4節、第2章10節、第15章1節8に準ずること。
- （2）シールド工事において、圧気工法を選択したときは、第10章2節圧気工事に準ずること。
- （3）シールド工事・推進工事のうち、軌道設備に関する項目は、第6章5節を参照のこと。
- （4）立坑等が道路占用する場合は、第13章2節に準じて、適切な措置を講ずること。
- （5）掘進中は、周辺の地表面、隣接構造物、埋設物に変状・支障を与えないよう、定期的に観測を行うとともに、必要に応じて適切な対策を講ずること。
- （6）特に、圧気工法でシールド工事を行うときは、地盤状況又は地下障害物周辺から漏気させないよう坑内気圧、地表面の状況把握、漏気の状態等について十分管理すること。

安衛則 379

安衛則 380

10. 防火対策及び救護措置

防火対策及び救護措置については第2章8節、第15章4節、第15章5節に準じ、必要な措置を講じること。

11. 浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制

- (1) 河川等の氾濫により、工事区域が浸水するおそれのあるときは、上流河川等の出水状況、仮締切の状況等を常に監視し、緊急時の連絡体制に基づき情報連絡するとともに、危険な状況が予想される場合は、速やかに通報責任者に通報すること。通報を受けた場合は、直ちに作業員を避難させるとともに、隣接する他の工事とも情報交換を行い、工事の安全を確保すること。
- (2) 専用電話回線、非常通報機器等、通報用の有線・無線機を設備しておくこと。
- (3) 迅速、かつ適切な通報要領を策定しておき、定期的な通報訓練を実施すること。
- (4) あらかじめ事故の発生日時・場所・程度・危険性の有無・現場付近の状況等の通報項目を明確にしておくとともに、通報の順序を明確にしておくこと。

第2節 仮設備

1. 共通事項

- (1) 電力設備については、第5章8節に準じること。
- (2) 圧気設備については、第10章第3節に準じること。

2. 材料搬出入、掘削土運搬設備等

- (1) 材料搬出入設備については、第4章5節に準じること。
- (2) クレーン等の足場基礎は十分堅固にしておくこと。
- (3) 軌道設備、ベルトコンベヤにより掘削土を搬出する場合は、第6章4節及び5節に準じること。
- (4) 掘削土をポンプ圧送するときは、圧送管の固定を十分にするとともに、磨耗による破損に対して点検整備に心掛けること。

3. 通路の安全確保

- (1) 材料搬出入に支障のない安全な通路を確保すること。
また、通路板は、隙間が無いように留意すること。
- (2) 立坑の周囲には、墜落を防止するために適切な防護設備を設けること。
また、関係者以外の立入りを禁止する適切な措置を講じること。
- (3) 立坑空間を有効に利用して、安全な昇降設備を設置すること。

安衛則 540

安衛則 519

4. 環境対策

- (1) 泥水及び搬出土砂設備は、騒音・振動に十分留意した設備とすること。
- (2) 坑内の作業空間に応じた十分な換気設備を設けること。

安衛則 526, 552

5. 排水設備

地形、地質、地下水等の状況を考慮し、余裕のある排水設備を設けること。

第3節 立坑工事

1. 埋設物処理

立坑施工に当たっては、埋設物の移設を原則とするが、やむを得ず既設の埋設物が立坑空間内に残される場合には、その埋設物に対し十分な対策を講じること。

2. 材料搬出入作業

- (1) 立坑内の上下運搬作業においては、合図及び合図の方法を明瞭に定め、荷降ろ

安衛則 639

- し時には、下部の作業員は安全な場所に避難すること。また、警報等により周囲の作業員に注意を促す等の対策を講じ、吊り荷の下への立入りを禁止すること。
- (2) 立坑上部での作業には、墜落防止の措置を講じること。
 - (3) 立坑内運搬作業に用いる材料搬出入設備には、その運転をする者及び玉掛けをする者が見やすい位置に、定格荷重を明確に表示すること。

安衛則 519
クレーン則 24の2

3. 浸水対策

立坑の周囲には、周辺の地形等を考慮した雨水等の流入防止対策を講じること。

安衛法 20, 21

第4節 シールド工事

1. 機械組立解体

- (1) シールドの構成各部の重量及び装備重量を明確に把握し、輸送及び立坑内組立作業が安全かつ迅速に行えるよう検討すること。
- (2) シールドの組み立て及び解体に当たっては、以下の事項に留意して、安全に対して十分な配慮を行うこと。
 - ① 爆発、火災事故防止
 - ② 感電事故防止
 - ③ 換気
 - ④ クレーン作業、玉掛け作業による事故防止

安衛法 20, 21

2. 発進及び到達時の留意事項

地下水位が高い場合における発進立坑の地中連続壁の取り壊し作業では、異常出水及び崩壊に注意すること。

安衛法 21, 26

3. 掘進管理

- (1) 掘進作業中には、地表面の隆起や沈下に注意し、切羽の安定を損なわないよう、掘進と排土量の管理を行うこと。
- (2) シールドの掘進機械等シールド機械の運転には、専任者を定めること。
- (3) 軟弱地盤を人力掘削により掘削を行う場合には、切羽に監視員をおくとともに作業指揮者の指揮のもとに作業を行わせること。
- (4) コントロール室、事務所、坑口及び坑外設備管理室には通信設備を設けること。
- (5) 先掘りは、原則として行わないこと。

安衛法 20, 21, 26

4. セグメント組み立て

- (1) セグメントは重量があり、また足場も悪いので、十分注意して作業を行うこと。
- (2) セグメントの組立ては、シールドの推進後、速やかにかつ正確、堅固に組立てること。特に、シール材やボルト等は所定の強度のものを使用すること。

5. 裏込め注入

- (1) 地山の弛みと沈下を防止するため、直ちに裏込め注入を行うこと。
- (2) 裏込め注入に際しては、材料の選択、施工管理に十分注意を払うこと。

6. 二次覆工コンクリート

二次覆工コンクリートについては、第15章10節に準ずること。

第5節 推進工事

1. 管 材

推進用管材は、その使用目的に十分耐え得る強度を有するものを使用すること。

2. 推進台

推進台は、立坑の基礎コンクリートの上に、正確かつ堅固に据え付けること。

3. 推進管理

- (1) 第16章4節3に準ずること。
- (2) ジャッキは、推進管に対して均等な推力を与えるよう、伸長軸と管の推進方向とを一致させて据え付けること。
- (3) 刃口推進工法では、刃口の破損、変形の有無を確かめ、推進管の先端に正しく取り付けること。
- (4) 掘進作業は、地山の土質及び推進距離に応じ、切羽の安定、推進管、支圧壁等の保護を図り、管の蛇行がないように施工すること。

4. 掘削土の搬出

掘削土の搬出に当たっては、作業員の安全を確保し、かつ円滑な搬出ができるように計画すること。

5. 滑材注入

滑材の注入は、掘進に最も適した滑材を用い適切な注入圧で全周に行き渡るよう注入すること。

6. 裏込め注入

裏込め注入は、掘進到達後早い時期に、適切な配合及び注入圧で注入すること。

安衛法 20

第17章 河川及び海岸工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は主に、水辺、水上、水中等での作業、作業船、台船作業等に適用する。
道路工事、橋梁下部工事等で、上記の作業環境、作業方法で行う場合は本章に準じること。

2. 工事内容の把握

- (1) 第5章第1節1. 2に準じること。
- (2) 河川及び海岸工事は、陸上の一般工事と異なり、特有な種々の制約があり、しかも、その全ての条件を満足させなければ工事の目的を達成することが難しい。このことを十分認識して工事内容を把握すること。

3. 事前調査における共通事項

第1章第2節に準じること。

4. 事前調査における留意事項

河川及び海岸工事を安全に実施するため、次の事項について調査を行い、施工方法の決定に役立たせること。

- ① 上流域の降雨量と水位、流量の状況及びダム状況
- ② 水深、地形、地質状況
- ③ 海象・気象の地域特性
- ④ 水上・海上交通路、航路、作業区域の交通実態
- ⑤ 沈船等の障害物の有無
- ⑥ 通信ケーブル、電力ケーブル、ガス管、水道管等の埋設物の有無
- ⑦ 架空線、架橋の高さ及び付近の施設の状況
- ⑧ 漁礁及び漁業施設、定置錨等の有無
- ⑨ 漁業権、鉱業権の実態
- ⑩ 発生のおそれのある公害の内容
- ⑪ 資材、人員等の輸送に関する現況、能力
- ⑫ 避泊地、仮泊地の安全
- ⑬ 関係監督官庁、医療、防災機関などとの協議、その他必要事項

5. 施工計画における共通事項

第1章第3節に準じること。

6. 施工計画における留意事項

- (1) 仮設締切工を設置する場合は、その設計限界が現場において認識できるような構造等を考慮すること。
- (2) 構造限界について、工事関係者に周知するとともに、非常時の避難体制等の方法を定めておくこと。
- (3) 使用する船舶及び機械器具等は、作業区域の状況及び自然条件に見合った適正能力を有するものであること。

7. 現場管理

- (1) 第1章4節、第2章10節に準じること。
- (2) 河川又は海岸工事においては、出水、暴風雨、波浪等の対策を立てるとともに、水位、潮位の観測を日頃から実施し、工事を行うこと。

安衛則 638の3

安衛則 642の3

安衛法 20

- | | | |
|--|-----|-----|
| (3) 出水、暴風雨、波浪等の際には、避難又は公衆災害防止の処置を講じること。 | 安衛法 | 25 |
| (4) 避難場所、方法、設備等は、あらかじめ検討し、準備しておくこと。 | 安衛法 | 23 |
| (5) 救命具（救命胴衣、救命ブイ）、ロープ等を適当な場所に備えさせること。 また、必要と思われる箇所には、救命艇を配置すること。 | 安衛則 | 532 |
| (6) 水中作業では、単独作業をさせず、監視員をおくこと。 | 安衛法 | 21 |
| (7) 夜間作業では、特に照明に注意し、必要に応じ監視員を増やすこと。 また、作業指揮者は、常に懐中電灯を携帯すること。 | 安衛法 | 23 |

第2節 水辺及び水上作業

1. 仮締切工

- (1) 第5章3節に準じること。
- (2) 火打梁を用いた構造とする締切の場合は、特に滑りが起こらないようにし、常に点検を怠らないこと。

2. 堤防等の維持修繕

- (1) 堤防等の維持修繕等を行う際には、水位、流速及び堤内外の状況等の確認を行った上で、作業をすること。
- (2) 草刈り作業では、堤防の勾配、使用する機械の能力、作業員の配置、河川距離標・障害物の有無等確認すること。

3. 安全注意等

- (1) 河川を歩いて横切るときは、あらかじめ、安全な渡河地点を選び、必要に応じて救命具又は命綱を着用させ、特に監視を厳重にすること。
- (2) 船を使用するときは、定員を超えた乗船、又は定量以上の積荷をさせないこと。
また、浮袋その他の救命具を備えること。
- (3) 船を止めておくときは、錨を下ろすか又はロープでつないでおくこと。
- (4) 船の荷の積卸しをするときは、船倉、甲板、棧橋及び船と棧橋の間等の通路を整備しておくこと。
- (5) 水中への転落のおそれのあるときは、作業用救命衣を着用させること。

4. 非常時の対策

- (1) 鉄砲水が起こるおそれのある河川では、特に出水に対しての避難対策を講じておくこと。
- (2) 非常時に備えて、水防資材や警報装置の準備をしておくこと。
- (3) 上流側にダム等のある河川工事では、ダムの放流等に対する対策を講じておくこと。

第3節 潜水作業

1. 送気設備

- | | | |
|---|-----|----------|
| (1) 予想される潜水深度に対して十分な送気設備を準備すること。 | 高圧則 | 8 |
| (2) 手押しポンプでは、潜水深度に応じて、テコを押す速度を変えること。 | 高圧則 | 28 |
| (3) コンプレッサーを使う場合は、予備空気槽の空気圧力が十分であり、コンプレッサーが完全に作動していること。また、監視員は、流量計でその水深の圧力下における規定の送気量を確保すること。 | 高圧則 | 8, 9, 28 |
| (4) 潜水用器材、ポンプ、コンプレッサー等は、十分安全な場所に設置し、付近で発破作業を行うことがあるときは、堅固な防護設備を設けること。 | | |

| | |
|--|--------|
| 2. 救急設備 | 高圧則 42 |
| 救急処置を行うために必要な再圧室を備えるか、又は利用できるような措置を講じること。 | |
| 3. 潜水方法 | |
| (1) 作業の内容、作業環境、潜水時間等に最も適した潜水種別を選択すること。 | |
| (2) 潜降、浮上は、底に固定した下り綱を伝わって行うこと。 | 高圧則 33 |
| 4. 連絡方法 | 高圧則 37 |
| ヘルメット又はマスク式潜水器を使うときは、潜水士は水中電話又は腰に付けた信号索で連絡員と常に連絡を取ること。 | |
| 5. 監視 | 海衝法 27 |
| (1) 潜水作業中は、同作業船上に所定の標識を掲げるほか、現場付近を示す標識を掲げ、専任の監視員を配置すること。 | |
| (2) 潜水士2人以下ごとに1人の連絡員を付けること。 | 高圧則 36 |
| 6. 吹き上げ防止 | |
| (1) 身体を横にするときは、排気弁により排気量を調節して、服を膨らませないようにすること。 | |
| (2) 排気弁や安全弁の作動を確認すること。 | |
| (3) 潜水士を引きずらないよう、船をしっかりと止めておくこと。 | |
| 7. 窒素酔い防止 | |
| (1) 深海で作業をする場合は、訓練によって窒素酔いに対する抵抗力を付けること。 | |
| (2) 潜水器内に炭酸ガスの蓄積が起らないよう、送気を十分にすること。 | 高圧則 28 |
| (3) 呼吸管を口でくわえるアクアラングの様な潜水器を使う場合は、潜水作業員に異常がないか監視すること。 | 高圧則 29 |
| 8. 炭酸ガス等による中毒防止 | |
| (1) ヘルメット式又はマスク式潜水器では、水深に係わらず常に規定の送気量以上の空気が潜水士に送れるように監視すること。 | |
| (2) 送気用ポンプの空気取入口は、エンジンの排気その他有害ガスの入らないよう、風向きを考慮して設けること。 | |
| (3) 送風する空気は、必ず浄化装置を通したものとすること。 | 高圧則 9 |
| 9. 酸素中毒防止 | |
| (1) 潜水には、純酸素を使用しないこと。 | 高圧則 35 |
| (2) 高気圧下の滞在時間は、規定を厳守すること。 | |
| (3) ヘリウム酸素潜水では、深度に応じて酸素混合比を常に変えること。 | |
| 10. 確認、点検事項 | |
| (1) 潜水士免許を有する者に作業させること。 | 高圧則 12 |
| (2) 潜水する前に、逆止弁、排気弁等が確実に作動することを確かめること。 | 高圧則 34 |

第4節 作業船及び台船作業

| | |
|---|--------|
| 1. 人員の水上輸送 | 船職法 18 |
| (1) 船舶職員として資格を有する海技従事者を乗り組ませること。 | |
| (2) 予想される輸送人員、気象、海象その他の条件に対して余裕のある大きさで、十分な強度を有し、最大潮流の速さよりも速い速度、安全性のある通船を選定すること。 | |
| (3) 通船に必要な救命浮環、その他の施設及び属具を備えること。 | |

| | |
|---|---------------------|
| (4) 乗船者心得を船内の見やすい場所に掲示すること。 | |
| (5) 船長は、輸送人員数が多い場合でも、定員を守ること。 | 安衛則 531 |
| (6) その他の航海に関する法規を遵守し、安全に運航すること。 | |
| 2. 運航・回航・曳航作業 | |
| (1) 作業船等を自航又は曳航により運航、回航するときは、当該作業船等の安全を確保することは勿論のこと、付近の一般船舶又は漁業施設等に対する危険防止に留意すること。 | |
| (2) 回航、曳航作業に当たっては、法規に定められた形象物、灯火、航法及び信号等を守り、適切な操船、厳格な見張りを励行し、安全に運航すること。 | 海衝法 20, 24 |
| (3) 曳航は、昼間行うことを原則とし、潮流が逆流の時間帯は、潮待ちをし、順流、憩流時に通過するよう計画すること。 | |
| (4) 航程が長いときは、あらかじめ仮泊地を定めるとともに、避難港を準備しておくこと。 | |
| (5) 緊急事態発生時の措置・要領を定めておくこと。 | |
| 3. 出入港・係留作業 | |
| (1) 出入港時には、法定の信号旗を掲揚すること。 | 港則法 18の3, 15 |
| (2) 出港船があるときは、同船の出港を優先させること。 | |
| (3) 作業を開始する前に、揚錨機の作動状態、索具類を点検すること。 | |
| (4) 投錨前に、錨鎖庫内及び錨又は錨鎖の落下する水面付近に人がいないことを確認すること。 | |
| (5) 係留作業従事者には、保護具、作業用救命衣、その他必要な保護具を使用させること。 | |
| (6) 揚錨機等の作動又は錨鎖、索具の走行を人力で調整する従事者の服装は、袖口、上衣の裾等を締め付けるなどして、巻き込まれるおそれのないようにすること。 | 船安衛則 56 |
| 4. 荷役作業 | |
| (1) 貨物船に装備された揚貨装置、非自航クレーン船のクレーン、岸壁・棧橋・海上足場上に設置したクレーン又は作業船及び台船に搭載した移動式クレーン等の運転の業務は、有資格者以外の者に行わせないこと。 | 船安衛則 28 クレーン則 68 |
| (2) 貨物船の荷役作業を行う場合は、船内荷役作業主任者を配置すること。 | 安衛則 41 |
| (3) 船舶に装備した揚貨装置等及びクレーン船は、風浪による船体動揺のため、吊り荷に動荷重が作用するので、能力に十分余裕のあるものを選定し使用すること。 | 安衛則 450 |
| (4) 岸壁・棧橋・海上作業足場等に設置するクレーン等は、十分な能力があり、かつ検査に合格したものを選定し使用すること。 | |
| (5) 港湾荷役作業を行うときは、当該作業を安全に行うため、必要な照度を保持すること。 | 安衛則 454 |
| 5. 舷外作業 | |
| (1) 舷外作業の作業員は、安全带又は作業用救命衣を着用し、作業を行うこと。 | 船安衛則 16, 52 |
| (2) 安全な昇降用具を使用し、付近には救命浮環等を用意しておくこと。 | 船安衛則 52 |
| (3) 監視員は、適当な場所に配置し、舷外の作業員との連絡を行うこと。 | 船安衛則 52 |
| (4) 次の場合には、舷外作業を中止すること。 | 船安衛則 51 |
| ① 船体が動揺又は風速が著しく大きい場合 | |
| ② 強風、大雨、大雪等の悪天候で危険のおそれのある場合 | |
| 6. 浚渫・掘削作業 | |
| (1) 浚渫船の操船、浚渫作業及び準備作業、船体の点検整備は、船長の直接の指揮により行い、安全で確実な作業を行うこと。 | |

- (2) あらかじめ作業場所付近の調査を行い、避泊地及び非常用係船設備を準備しておくこと。
- (3) 試運転は、あらかじめ機械装置の状態を確認し、可動部の給油等を完了してから、警報、船内放送等で周知した後行うこと。特にグラブの旋回範囲内の退避を確認すること。
- (4) 浚渫作業中の通行船舶に対しては、作業員は十分な注意を払い、他の船舶の安全を図ること。
- (5) 修理又は準備中に作業員の交代を行うときは、作業計画の説明、段取り及び進行状況、作業中の監視の要点、送電禁止区域の説明等の引き継ぎ事項を交代者全員に徹底すること。
- (6) 作業のため、電路の開閉を行う場合には、受電設備側と電話その他により確実に連絡し、作業員側の了解のもとに操作を行うこと。
- (7) 高圧ケーブル埋設箇所又は高圧受電設備箇所には、危険区域の標示（埋設ケーブルの位置は明確に標示する。）及び保護柵等を設け、埋設ケーブルの位置は明確に標示すること。
- (8) 作業のため、連絡用電話の架線を高圧架空線路に添架する場合は、引込口に必ず保安器を設置すること。
- (9) 操船に要する諸設備の他に、非常用設備、備品として下記のを備えておくこと。
 - ① 発電機（ウインチモータが使用できる容量を有するもの。）
 - ② 排水ポンプ
 - ③ 救命浮環、又は救命胴衣
 - ④ 非常用錨（船体に応じた重量）
 - ⑤ 非常用係船ロープ（船体に応じた寸法のもの）
 - ⑥ 信号旗、簡易無線機

7. 埋立作業

- (1) ポンプ船から埋立用材を埋立地に排送するときには、ポンプ船及び埋立地の責任者等は連絡を密にし、あらかじめ放水口付近の作業員の退避を確かめてから排送を始めること。
- (2) 巡回、切替えバルブ操作等の作業に従事する者は、トランシーバー、警笛、携帯灯火及び作業用具を携行すること。また、夜間、荒天時には必ず2名以上の構成で行動すること。

8. 地盤改良作業

- (1) 作業船は、杭の長さ、数量、作業船の能力を検討して選定すること。
- (2) 敷砂区域を浮標灯などで明示し、敷砂作業中は、潜水士や他船等の立入りを禁止すること。
- (3) 作業中は、機械の振動、異常音、ボルトの弛み、資材の歯止めの状態等に随時留意すること。
- (4) 高所作業及び動揺時の作業では、安全帯を使用すること。
- (5) 作業船の積み荷、可動物、ブーム等は、船体の動揺により移動しないようにくさび等で歯止めを行い、ロープ類で固定する。
- (6) 打ち込みが終了し、次ぎの地点へ作業船を移動するときは、ケーシングやフロットが完全に海底から離れて引き上げられたことを確認すること。

9. 杭打作業

- (1) 杭打船は、杭の寸法、重量、数量、打込み地盤の地質、水深を検討して選定す

| | |
|--|---------------|
| ること。 | |
| (2) 作業打合せ等では、作業方法及び内容、合図、連絡方法を打合せ、その徹底を図ること。また、安全標識の掲示、危険箇所に対する柵、その他の立入禁止設備を設けること。 | 安衛則 189 |
| (3) 杭打船は、所定の場所に確実に係留し、アンカーロープ等が他の船舶の障害とならないように標識等を掲げること。 | |
| (4) 近接した埋設ガス管、地中電線等は、管理者側の立会者と位置の確認を行うこと。 | 安衛則 194 |
| (5) 杭運搬船上の杭は、移動、荷崩れを防止するために固定すること。 | |
| (6) 気象・海象が悪化し、杭打作業が困難になった場合は、作業責任者は作業を中止すること。 | |
| 10. 水中発破作業 | |
| (1) 発破予定日、発破時間帯及び危険水域などは、水路通報、航行警報、港長公示等により、事前に広報を行うこと。 | |
| (2) 警戒船は、マスト等の見やすい位置に、発破開始の警戒標識を掲げ、危険水域から潜水作業員、漁船、遊泳者及び船舶を早期に退去させること。 | |
| (3) 火薬類積載船には、見やすい場所に昼間は赤旗、夜間は赤灯を掲げること。 | 危船則 5の7 |
| (4) 船舶への積載及び輸送においては、積荷場所は操船室、居住室等から離れた場所を選定し、消防設備を準備しておくとともに、他の貨物と同時に荷役しないこと。 | 危船則 22の11, 30 |
| 11. コンクリート打設作業 | |
| (1) コンクリートプラント船、モルタルプラント船等は、常に良好な状態に整備しておくこと。 | |
| (2) ミキサー車を台船で運搬するときは、堅固な積載用足場を設置し、ミキサー車にはブレーキをかけ、歯止めを行うこと。 | |
| (3) 運搬船は、積載量に余裕のあるものを用い、投入時の船体傾斜等による事故防止を図ること。 | |
| (4) 打設中は、気象・海象の変化の把握に努め、水中への打設方法の作業限界との対比を行い、安全性を確認すること。 | |
| (5) 突風又は高波の発生により型枠支保工に異常が認められたときには、直ちに作業を中止すること。 | 安衛則 244 |

第18章 ダム工事

第1節 一般事項

1. 工事内容

第5章1節1. 2に準じること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節に準じること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) 地形、地質、河川・渓谷の流況、気象、動植物、水質等を調査すること。
- (2) 資材、人員などの輸送に関する現況、能力及び周辺環境等を調査すること。
- (3) 動力、電源などを調査すること。
- (4) 仮建物、仮設備などを設ける場所の地形、地質、気象条件等を調査すること。
また、仮建物、仮設備などを設ける場所の用地、用水の取得の難易度を調査すること。
- (5) 工事現場と隣接集落との位置関係、距離、交通、通信関係、騒音、振動等を調査すること。
- (6) 警察、医療、防災機関などの位置を確認すること。
- (7) 人家連担区域の通勤車や連絡車の通行は、独自の走行速度やその他のルールを定めるなどして、交通事故防止を図ること。
- (8) その他防災上に必要な事項を調査すること。

安衛則 355

4. 施工計画における共通事項

第1章3節に準じること。

5. 施工計画における一般的留意事項

- (1) 原石採取の計画は、盛立工程、アプローチ道路、運搬道路、ベンチ高、採取方向、周辺の保安距離などを十分検討した上で、安全に施工できる工法及び機種を選定すること。
- (2) 現場内の施設間は、相互に確実な連絡体制を確保すること。特に緊急を要する連絡が発生しやすい所及び現場が常に移動する所については、トランシーバー等を用い、緊急連絡網を常時確保しておくこと。
- (3) 現場全体に周知徹底が図れるようにスピーカー、サイレン等の装置を常備すること。また、商用電源が切断された場合でも機能するように、補助電源を確保すること。
- (4) 一般道及び工事用道路等の必要な箇所には、監視員等を配置すること。
- (5) フィルタイプダムやRCD工法のダム等の場合は、重機が輻輳することから、誘導員は適切に配置すること。

安衛則 29の2

安衛則 339, 400

安衛則 642

6. コンクリートダム工事の留意事項

- (1) 地形が極端に急峻な場所で、コンクリート混合設備や運搬設備などを配置する際は、セメント、骨材の運搬距離、設備の組立・解体の難易度を総合的に考慮し、安全施工に配慮した配置とすること。
- (2) 型枠は、著しい損傷、変形等がないものを使用し、安全に組立・解体が可能な構造とすること。

安衛則 239

7. フィルタイプダム工事の留意事項

- (1) フィルタイプダムの盛立材の運搬道路は、ダンプトラックの機種選定に併せて、

安衛則 151の3

一方通行方式か離合方式かを定めた上で、適切な曲線半径、縦断勾配、幅員、路面状態を決めること。

- (2) 道路幅員は、使用機種の車幅と運転者の離合時の感覚を参考として十分安全な幅員とすること。

第2節 基礎掘削工

1. 現場管理及び建設機械の運用

第2章10節及び第4章2節に準じること。

2. 大型重機械に関する留意事項

- (1) 重機械の搬入、搬出については、道路管理者の了解のもとに、必要に応じて解体し、誘導車による先導のもとに搬入搬出を行うこと。
- (2) 重機械は、急傾斜地において作業することが多いので、誘導員の指示により運行し、滑動、転倒を防止すること。
- (3) 作業員と他の機械類とが競合して作業することが多いので、使用機械に関する安全留意事項の周知徹底を図ること。

安衛則 151の12,161

安衛則 157

安衛則 642の3

3. 上下作業

車両の通行する上部で掘削を行う場合は、落石防止設備を設置し、必要に応じて監視員を配置すること。

安衛法 21

安衛則 537,538

4. 発破作業

- (1) 第7章5節に準じること。
- (2) 遅速爆薬や静的破砕剤を採用する場合は、取扱い説明書を熟知した上で作業を行い、暴発、噴出事故のないように留意すること。

5. 法面掘削時の留意事項

- (1) 掘削面は、特に十分な勾配とすること。
- (2) 岩の上に崖錐等の破砕物が載っている場合には、あらかじめその処理を十分に行っておくこと。
- (3) 岩石が逆目の場合は、オーバーハングに留意して掘削作業を行うこと。
- (4) 法肩上部の出水、法面の湧水などは、崩壊の原因となるので、排水処理を行ってから作業を進めること。
- (5) 浮石などはあらかじめ取除き、弛んだ岩などは、ロックボルトによる締付け、モルタル吹付け、金網を堅固に張る等の措置を行うこと。
- (6) 長大法面の崩壊、滑りのおそれのある法面は、動態観測、立入禁止などの適切な措置を講じるとともに、必要に応じて押え盛土等の処置を講じること。

安衛則 29の2

安衛則 356,361

安衛則 358

安衛則 361

安衛則 361

6. 仕上げ掘削

人力による仕上げ掘削は、保護眼鏡や防塵マスクなどの保護具を着装して作業を行うこと。

安衛則 593

7. 岩盤清掃

高圧水やエアーを使用する岩盤清掃は、保護眼鏡や防塵マスクを着装して行い、作業周辺は立入禁止とすること。

安衛則 593

8. 高圧管の設置

給水管、給気管などの設置場所は、設置・撤去及び維持補修に適した地形の所を選び、設置後は、標示するなどしてその所在を周知すること。

安衛則 642の3

9. 運搬道路の形状

- (1) 場内運搬道路は、十分な幅員、勾配、曲線を確保すること。又、道路からの転

安衛則 151の6

| | |
|---|--------------|
| 落、転倒防止対策として、必要に応じて標識やガードレール設置、築堤等を行うこと。 | |
| (2) 路面は、常に安全な運行ができるように維持するとともに、特に強雨後は、点検・補修を行ってから運行すること。 | |
| 10. 土捨場の安全措置 | |
| (1) 土捨場は、法肩の標示や土堤の設置により、運搬車両の転落、転倒等による事故防止処置を行うこと。 | 安衛則 151 の 6 |
| (2) 土捨場や崩壊のおそれがある法面下で作業を行う場合は、背後や上部の法面の安定を確認してから作業を行うこと。 | |
| 第3節 基礎処理工 | |
| 1. ボーリング作業 | |
| (1) ウォータースイベルホースは固定して、巻き込まれ事故を防止すること。 | 安衛則 194 の 3 |
| (2) ロッドの切替えは、スピンドルの回転が停止したことを確認してから行うこと。 | 安衛則 194 の 2 |
| (3) ロッドは、散乱させるようなことのないように、確実に収納すること。 | |
| (4) 注入ホース、計器、ケーブル等は、極力1箇所にまとめて配置し、作業員の転倒防止を図ること。 | |
| 2. 注入作業 | |
| (1) パイプやホースの取外しは、グラウトミルクの残圧がゼロになったことを確認した後に行うこと。 | |
| (2) 注入範囲の掘削法面に設置する大規模足場は、使用する資機材、作業員などの荷重に耐えうる構造とするとともに、最大積載荷重の標示を行うこと。 | 安衛則 561, 562 |
| (3) 足場上からの資材の落下防止措置を講じること。 | 安衛則 537 |
| (4) 足場には安全な通路を設け、標示を行い、通路上には資機材を置かないこと。 | 安衛則 552 |
| (5) 足場上における機械の移動は、あらかじめ定めた作業手順や合図に基づいて行うこと。 | |
| (6) 注入をコンクリートダム堤体上から行う場合には、あらかじめ定めた作業手順に基づいて行い、必要に応じて監視員を配置すること。 | |
| (7) 監査廊内の急勾配の部分には、落下物の飛来防止設備を設けること。 | |
| (8) 監査廊内の急勾配部におけるボーリングマシンの移動時は、下方の立入禁止措置を取ること。 | 安衛則 538 |
| 第4節 堤体コンクリート工事 | |
| 1. コンクリート関連作業 | |
| (1) 作業は、作業指揮者の指揮に基づいて行うこと。 | |
| (2) 足場、足場板、吊りチェーン、ワイヤロープなどの足場部材は、適宜点検を行い、損傷のあるときは修理してから作業を行うこと。 | 安衛則 567, 568 |
| (3) 高所における不安定な姿勢による作業では、安全帯を用いること。 | |
| (4) 材料の上げ下ろし時には、作業員を吊り荷の下に立入らせないようにし、危険な場所には、監視員を配置して作業を行うこと。 | 安衛則 537 |
| (5) 玉掛けワイヤは、使用前に点検を行い、規格品を使用すること。 | クレーン則 220 |
| (6) 作業床に材料、工具等を置くときは、不用品は早く片付けること。 | 安衛則 537 |
| (7) 梯子、棧橋などには手摺、囲いを設け、床の端には落下物を止める幅木を付け | 安衛則 552 |

| | |
|--|-----------------------|
| ること。 | |
| (8) 足場、足場板、手摺、通路などには、凍結による転倒、滑落等の防止を図る措置を講じること。 | |
| (9) 不要のボルト、釘、鉄線などの災害要因となるものは、常に取り除いておくこと。 | 安衛則 537 |
| 2. コンクリート運搬設備 | |
| (1) コンクリート運搬設備、用具は常に点検して、損傷した物は修理を行ってから使用すること。 | |
| (2) コンクリートの積替え作業等において、付近に作業員の配置が必要な場合は、バケットが静止した後、作業を行うこと。 | |
| (3) バンカー線における台車又はトランスファーカーの運行には、十分留意すること。 | |
| 3. コンクリート打設作業 | |
| (1) コンクリート面の清掃作業では、作業周辺への立入禁止措置を講じること。 | |
| (2) 先行ブロックの壁面等、狭い作業場所でコンクリート打設作業を行う場合は、オペレーター、誘導員、作業員等の間の連携を保ち、挟まれ事故のないよう留意すること。 | |
| 4. クレーン下の作業 | クレーン則 29 |
| ケーブルクレーンによるコンクリート打設及び資機材運搬作業を行う場合は、バケット及び吊り荷の直下に作業員を立入らせないこと。 | |
| 5. シュート、ロープの支持力 | |
| シュートの支持材、ロープ等は、コンクリート作業員等の荷重に対して耐える強度のものとする。 | 安衛則 534 |
| 6. 法面下の作業 | |
| 法面下の作業は、必要に応じて地山の崩壊、土石の落下に対する防護措置を講じた上で行うこと。 | |
| 7. 材料の搬入・搬出 | |
| 型枠、主材料などの現場搬入、搬出を行う場合は、荷崩れ、落下等を防止する運搬方法を採用し、荷積み、荷降ろし時の安全にも留意すること。 | |
| 8. 型枠作業 | |
| 型枠の組立て、取り外しなどの作業は、お互いに合図をよく確認した上で行うこと。 | |
| 9. 設備内への立ち入り | |
| 第9章4節1に準じること。 | |
| 10. 設備等の修理 | |
| (1) ミキサー、ベルトコンベヤなどの修理、整備などは、必ず運転を停止してから行うこと。 | 安衛則 107 |
| (2) 修理終了後の運転開始は、危険のないことを確認してから行うこと。 | 安衛則 104 |
| 11. RCD工法での留意事項 | |
| (1) 在来工法に比べて堤内の施工機械が多いことから、作業員と重機械との競合作業を極力避けること。 | 安衛法 20, 21 安衛則 158 |
| (2) 稼働していない重機械は、打設・清掃等の作業の死角とならないう定められた場所に退避しておくこと。 | |
| (3) 重機械には、バックブザー、後退灯等を装備し、特に夜間打設作業時の危害防止措置を講じること。 | |
| (4) 型枠周辺、通廊等の特殊部分は、人力施工との競合作業となるため、極力並行 | 安衛則 158 |

作業を避け、必要に応じて立入禁止措置を行うこと。

- | | |
|--|-------------|
| (5) ダンプトラック等は、運搬通路を指定し、立入禁止措置を講じること。 | 安衛則 151 の 3 |
| (6) ダンプトラック等の後進運転時は、通路から荷卸し点までは、誘導員を配置し、作業を行うこと。 | 安衛則 151 の 6 |
| (7) 運転者と誘導員は、定められた合図に基づき、連絡を取り合うこと。特に夜間は灯火等による合図を行うこと。 | 安衛則 151 の 8 |

第5節 ダム材料盛立工事（フィルタイプダム）

1. 共通事項

第7章4節に準じること。

2. ストックパイル作業

コア材のストックパイルでは、法肩の標示を行い、重機械の転落を防止するとともに、競合作業による接触事故を防止すること。

安衛則 158

3. 運搬道路

(1) 第6章2節に準じること。

(2) 運搬道路の法肩には、必要に応じてガードレール、標識等を設置し、通行車両の転落防止措置を講じること。

4. 盛立面での輻輳作業

ダム盛立面においては、多数の重機械が稼働し、同時に人力作業も行われているため、誘導員の配置、危険範囲への作業員の立入禁止措置等を講じること。

安衛則 151 の 7

5. 盛立面法肩での作業

盛立面法肩での作業は、誘導員を配置して重機械の転落を防止すること。

安衛則 151 の 6

6. コア着岩部

(1) コア着岩部では、多数の人力作業が行われているので、誘導員を配置し、重機械の誘導を行うこと。

(2) 必要に応じて、上部地山法面を監視する監視員を配置し、飛来落下による事故を防止すること。

7. 盛立面での人力作業

(1) 盛立面での品質管理試験を行う場合は、作業中である旨を明示すること。

(2) 木根やオーバーサイズの除去作業を人力で行う場合には、監視員を配し、重機械と作業員との接触を防止すること。

安衛則 151 の 7

8. チッピング

(1) 監査廊頂部やその他コンクリート壁面のチッピング作業は、防塵眼鏡、マスク等を装着して行うこと。

(2) 作業員に対する振動障害の予防に留意すること。

安衛則 593

9. リップラップ

(1) リップラップ作業中は、盛立面及びその法面下部には、立入禁止区域を設けること。

(2) 重機械と人力との同時作業を行う場合には、監視員を配置すること。

安衛則 158

第19章 構築物の取り壊し工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

- (1) 第5章1節1. 2. に準じること。
- (2) 過去の類似工事について、施工方法・検討事項・問題点等を把握すること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節に準じること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) 構築物の構造強度、規模、形状、部材断面、内外装、設備機器等を調査すること。
- (2) 構築物又はその部材の破損、損耗、腐食、老朽の状態等を調査すること。
- (3) 取り壊し構築物の周辺環境（地形、地質、周辺の構築物、民家、鉄道、道路、地下埋設物等制約条件）について調査すること。
- (4) 溶接、溶断、火薬、その他の火気使用の可否の確認をすること。
- (5) 取り壊し中の構造変化による構築物自体への影響を考慮すること。
- (6) 建設副産物の受入れ場所、再利用のための再資源化施設の状況（コンクリート、アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等）、運搬ルートの調査を行うこと。

経建発第 3(H5)

4. 施工計画

- (1) 第1章3節に準じること。
- (2) 周辺構築物、周辺環境に対する対策（粉じん、騒音、振動、飛石、地下埋設物、配電線、送電線、搬出入路等）を講じること。
- (3) 廃棄物の処理に対する計画を立案すること。

安衛則 517の14

5. 取り壊し工事における現場管理

- (1) 第1章4節、第2章10節に準じること。
- (2) 器具、工具等を上げ下ろしする際は、吊り網、吊り袋等を使用させること。
- (3) 第三者への危害を防止するための以下の措置を講じること。
 - ① 堅固な防護金網、柵等の措置
 - ② 倒壊制御のため、引ワイヤ等の措置及び倒壊時の合図の確認
 - ③ 部材落下防止支保工及び防爆マット等の設置
 - ④ 危険箇所への立入禁止措置及び明示
- (4) 火気及びガス等を使用する場合には、消火器等を準備した上で、付近に影響を及ぼさないような防護措置を講じること。また、作業終了後の消火の点検をすること。

安衛則 517の15

安衛則 517の16

安衛則 289

第2節 取り壊し工

1. 圧碎機、鉄骨切断機、大型ブレーカーにおける必要な措置

- (1) 重機作業半径内への立入禁止措置を講じること。
- (2) 重機足元の安定を確認すること。
- (3) 騒音、振動、防じんに対する周辺への影響に配慮すること。
- (4) ブレーカの運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者以外は運

安衛則 158

安衛則 157

安衛令 20

転しないこと。

安衛則 36

2. 転倒工法における必要な措置

- (1) 小規模スパン割のもとで施工すること。
- (2) 自立安定及び施工制御のため、引ワイヤ等を設置すること。
- (3) 計画に合った足元縁切を行うこと。
- (4) 作業前に一定の合図を定め、周知徹底を図ること。
- (5) 転倒作業は、必ず一連の連続作業で実施し、その日中に終了させ、縁切した状態で放置しないこと。

3. カッター工法における必要な措置

- (1) 回転部の養生及び冷却水の確保を行うこと。
- (2) 切断部材が比較的大きくなるため、クレーン等による仮吊り、搬出が必要となるので、第4章5節、第6章の留意事項を確実に遵守すること。

4. ワイヤソーイング工法における必要な措置

- (1) ワイヤソーに弛みが生じないよう必要な張力を保持すること。
- (2) ワイヤソーの損耗に注意を払うこと。
- (3) 防護カバーを確実に設置すること。

5. アブレッシブウォータージェット工法における措置

- (1) 防護カバーを使用し、低騒音化を図ること。
- (2) スラリーを処理すること。

6. 爆薬等を使用した取り壊し作業における措置

- (1) 第7章5節に準じること。
- (2) 発破作業に直接従事する者以外の作業区域内への立入禁止措置を講じること。
- (3) 発破終了後は、不発の有無などの安全の確認が行われるまで、発破作業範囲内を立入禁止にすること。
- (4) 発破予定時刻、退避方法、退避場所、点火の合図等は、あらかじめ作業員に周知徹底しておくこと。
- (5) コンクリート破碎工法及び制御発破（ダイナマイト工法）においては、十分な効果を期待するため、込物は確実に充填を行うこと。
- (6) 飛石防護の措置を取ること。
- (7) 取り壊し条件に適した薬量を使用すること。

安衛則 320

火取則 53

安衛則 320

火取則 53

7. 静的破碎剤工法における措置

- (1) 破碎剤充填後は、充填孔からの噴出に留意すること。
- (2) 膨張圧発現時間は、気温と関連があるため、適切な破碎剤を使用すること。
- (3) 水中（海中）で使用する場合は、材料の流失・噴出に対する安定性、充填方法及び水中環境への影響に十分配慮すること。